

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人小林礼治から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

平成28年4月8日

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	岸 秀 隆
同	小 泉 米 造
同	清 水 勉

監査テーマ

奈良県の公教育に関する財務事務について

平成27年度

包括外部監査結果報告書

奈良県の公教育に関する財務事務について

平成28年3月

奈良県包括外部監査人

小林 礼 治

包括外部監査結果報告書 目次

「奈良県の公教育に関する財務事務について」

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査対象機関	2
(2) 監査要点	2
(3) 主な監査手続	3
5. 包括外部監査の実施期間	3
6. 包括外部監査人を補助した者	4
7. 利害関係	4
第2. 奈良県の公教育の概要	5
1. 公教育の概要	5
(1) 概要	5
(2) 私立学校、公立学校の根拠法令について	6
2. 奈良県の組織	10
(1) 組織体制	10
(2) 法改正に伴う教育委員会制度の改正	13
(3) 県における「総合教育会議」と県独自の「奈良県教育サミット」	15
3. 県の教育の現状	16
(1) 概要	16
(2) 県内の高等学校一覧	23
4. 県の施策	28
(1) 教育委員会の重点施策	28
(2) 私立学校への施策	50

第3. 全般的な意見	53
1. 私立学校教育経常費補助金について	53
(1) 私立学校教育経常費補助金の概要について	53
(2) 私立学校教育経常費補助金に係る全体指標分析	59
(3) 私立学校教育経常費補助金の効果的な交付に係る分析	61
(4) 政策推進加算及び学校提案型支援加算の項目設定及び効果測定について	75
2. 県立高等学校の予算について	83
(1) 県立高等学校における特色ある予算の設定について	83
(2) 公費と私費の区分について（意見）	86
3. 私立高等学校と県立高等学校の比較分析	88
4. 学校評価	90
(1) 学校評価の概要	90
(2) 私立高等学校の学校評価について	102
(3) 県立高等学校の学校評価について	104
5. 教務に専念できる環境の整備	108
(1) 公立高等学校教員の勤務実態	108
(2) ICT活用による教員の負荷軽減について	112
(3) 事務職員の活用による教員の負荷軽減について	123
第4. 個別意見	127
1. 全般	127
(1) 奨学金未収金の状況について	127
(2) 人事評価制度について	133
(3) 耐震化の進捗について	136
(4) 統合により廃校となった学校校舎等の利活用について	139
2. 現地往査	142
(1) 資産の現物管理について	142
(2) 出納簿の押印漏れについて（結果）	144
(3) 非常勤講師勤務簿の押印漏れについて（結果）	144
第5. 総括意見	145
1. 私立高等学校向け補助金について	145

2. 私立高等学校と県立高等学校の比較について.....	147
3. 中長期の目標のあり方について.....	149

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第 1 . 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

奈良県の公教育に関する財務事務について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 26 年度（自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 27 年度の一部についても監査対象とする。

3. 事件を選定した理由

まなびの支援は、県が取り組む政策課題の重要項目の一つであり、県は、生徒一人一人の学習意欲の育成や教育内容の質的充実と教育活動の活性化を目指している。県の公教育は、公立学校と私立学校により担われており、両者が相互補完しながら、多様な教育機会を提供している。

公立学校については、現在県が 33 の県立高等学校と 10 の特別支援学校を運営しているが、生徒数の減少を受け、平成 16 年度から平成 20 年度にかけて県立高等学校の再編が行われた。また、平成 26 年には、中高一貫教育を推進するために初の県立中学校を開校している。

また、県は、市町村が管轄する小中学校から、地域教育力推進モデル校を選定し、学校と地域が連携する仕組み（学校コミュニティ＝奈良モデル）を推進するとともに、県立高等学校等においても、同様の取り組み（県立モデル）を行っている。これらの取り組みは、平成 23 年度から平成 26 年度まで開催された奈良県地域教育力サミットにおける討議の成果である。さらに、平成 27 年度からは教育委員会制度の見直しに伴い、知事が主宰す

る「総合教育会議」が設置されるとともに、県独自の「奈良県教育サミット」が開催され、県の教育について検討することとされている。このように、公立学校教育のあり方は、時代の変化に合わせて見直されているところである。

一方で、公教育は私立学校においても担われており、県は教育経常費補助金をはじめとする各種補助金を私立学校に交付し、私立学校の教育を財政面で支援している。私立学校の自主性・独立性を尊重しつつも、補助金交付の効果をより一層高めるために、私立学校の取り組みに応じたメリハリのある補助金の交付が今後一層求められるものと考えられる。

このように、県の公教育は公立学校、私立学校全体で担われているものであり、県全体の教育の底上げを図るためには、お互いがそれぞれの特性を保ちながら、より相乗的に教育の質を高めていくことが肝要である。

そこで、今年度の包括外部監査では、私立学校に対する県の取り組みを検討するとともに、県立学校における取り組みを検討し両者を比較することにより、県全体の公教育の向上のための取り組みが有効に機能しているかどうかを検討することとする。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

地域振興部（教育振興課）

教育委員会事務局各課及び県立高等学校（現地往査対象として、奈良高等学校、平城高等学校、青翔高等学校を選定）

私立高等学校（現地往査対象として、3校を選定）

(2) 監査要点

県の公教育に関する各種事業が経済的かつ効率的に執行されているか、私立高等学校に対する県の取り組み及び県立高等学校における県の取り組みを比較することにより、県全体の公教育の向上のための取り組みが有効に機能しているかを検討した。

(3) 主な監査手続

教育振興課

- ① 私立高等学校に係る委託費、補助金等の事務に係る手続が、関係法令・規則に準拠しているか。
- ② 私立高等学校に対する検査・指導・監督が適切に行われているか。
- ③ 私学助成が助成の趣旨に照らし効果のあるものとして機能しているか。

教育委員会事務局

- ① 委託費、補助金等の事務に係る手続が、関係法令・規則に準拠しているか。
- ② 学校施設等の備品購入、現物管理、処分は適切に行われているか。
- ③ 退職手当等を含む人件費の処理は適切か。
- ④ 私費会計（修学旅行積立金等）の管理は適切に行われているか。
- ⑤ 未収金（高等学校授業料等）及び奨学金貸付金の債権管理は適切に行われているか。

県立高等学校・私立高等学校共通

- ① 県立高等学校と私立高等学校の取り組みについて情報交換する仕組みは整備されているか。
- ② 県立高等学校と私立高等学校の教育上の取り組みを比較し、互いに導入すべき要素はあるか。
- ③ 県立高等学校と私立高等学校の各種指標を比較し、互いに考慮すべき事項はあるか。

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 27 年 7 月 21 日 至 平成 28 年 3 月 17 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士 谷口 悦子

公認会計士 上森 太一郎

公認会計士 正司 泰久

公認会計士 竹下 晋平

公認会計士 江頭 大樹

公認会計士 有馬 浩二

公認会計士試験合格者 村瀬 正一

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 奈良県の公教育の概要

1. 公教育の概要

(1) 概要

① 公教育について

公教育とは、公の目的によって行われる教育の総称であり、一般的には国や地方公共団体、学校法人により設置・運営される学校で行われる、公的な制度に則った教育のことを指すものである。

② 教育基本法について

教育基本法とは、教育の根本的な理念や原則を定めるものであり、昭和22年に制定されたが、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、時代の変化とともに大切になっている事柄を明確にするよう、平成18年に改正された。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）第6条第1項において、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」とされており、公立学校、私立学校ともに関係する法律となっている。

さらに、私立学校に対しては同法第8条において、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」と規定され、公立学校に対しては同法第15条第2項において、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と規定されている。

③ 私立学校と公立学校の違いについて

私立学校の特性には、教育基本法及び私立学校法（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号）において、その自主性を重んじるとされていることから、私立学校に対する所轄庁の権限は公立学校に比べ限定されている。そのため、所轄庁が権限を行使する際には、附属機関である私立学校審議会の意見を聴かなければならないとされている。

私立学校の自主性を重んじる具体的な例としては、公立学校では、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならないと教育基本法に規定されているが、私立学校には適用されず、宗教教育を行うことが認められている。ただし、教育基本法において、私立学校といえども公教育の一翼を担う点においては公立学校とかわりなく「公の性質」を持つものであるとして、公共性を高めることが求められている。

また、私立学校は寄附財産を基礎として設立された学校法人によって設置され、その経費は私立学校振興助成法（昭和 50 年 7 月 11 日法律第 61 号）に基づく教育経常費補助金等の助成は一部あるものの、主として寄附財産や授業料などの学費によって賄われている。一方、公立学校は地方公共団体等によって設置され、その経費の相当な部分が公費によって賄われているところが相違点となっている。

(2) 私立学校、公立学校の根拠法令について

① 共通の根拠法令について

私立学校・公立学校共通の主な根拠法令は以下のとおりである。

【学校教育法】（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設

<p>置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項</p> <p>③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十四条第三項において「指定都市」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校及び中等教育学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。</p>
<p>第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>一 法令の規定に故意に違反したとき</p> <p>二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき</p> <p>三 六箇月以上授業を行わなかつたとき</p> <p>② 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。</p>

② 私立学校について

私立学校に関する主な根拠法令は以下のとおりである。

【私立学校法】（昭和24年12月15日法律第270号）

<p>第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。</p>
<p>第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。</p> <p>一 私立大学及び私立高等専門学校</p> <p>二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校</p> <p>三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人</p> <p>四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人</p> <p>五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人</p>
<p>第五条 私立学校（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。</p>

【私立学校振興助成法】（昭和50年7月11日法律第61号）

<p>第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。</p>
<p>第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。</p>
<p>第十条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第四条、第八条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条及び第二百三十七条 から第二百三十八条の五 までの規定の適用を妨げない。</p>
<p>第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。</p> <p>一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。</p> <p>二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。</p> <p>三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。</p> <p>四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の見解をすべき旨を勧告すること。</p>

③ 公立学校について

公立学校（教育委員会）に関する主な根拠法令は以下のとおりである。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】（昭和31年6月30日法律第162号）

<p>第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。</p>
<p>第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</p>
<p>第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。</p> <p>3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p>
<p>第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。</p>
<p>第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。</p> <p>2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。</p> <p>3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。</p>

2. 奈良県の組織

ここでは、県の組織体制について記載した後、後段で教育委員会の新制度改正について記載する。

(1) 組織体制

① 県における職務分掌

県における教育委員会事務局と知事部局の職務分掌は以下のとおりである。文化に関すること及びスポーツに関することは、県では条例により所管を知事部局としている。

組織	所管事務
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の設置、管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、退学 ・学校の組織編制、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設・設備の整備 ○社会教育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の振興に関すること ・公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設に関すること ○文化財の保護に関すること ○学校における体育に関すること
知事部局	<ul style="list-style-type: none"> ○大学に関すること ○私立学校に関すること ○スポーツに関すること※ <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置、管理 ○文化に関すること※ <ul style="list-style-type: none"> ・文化事業の実施 ・文化施設の設置、管理

※ 原則は教育委員会の事務であるが、県では条例により知事部局に事務を移管

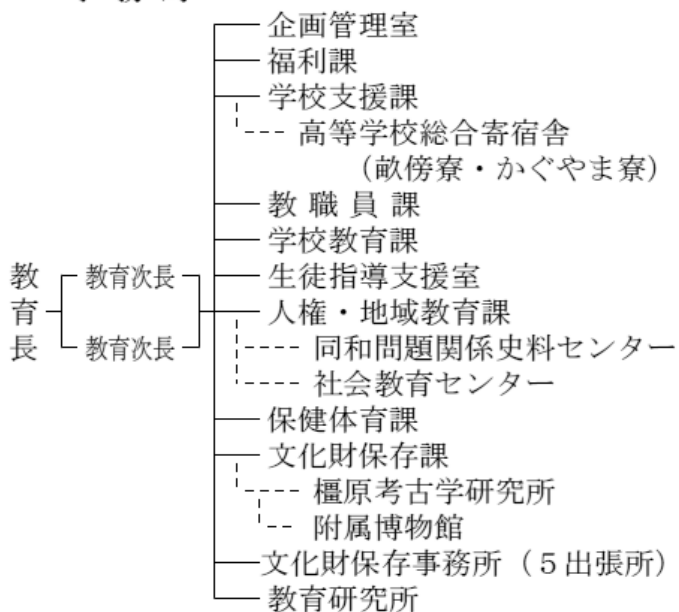
② 県立学校に関する県の組織

県立学校の職務は、県教育委員会が担っている。

平成 26 年度の県教育委員会の組織図は下記のとおりである。

教育長の下、二人の教育次長と、教育委員会事務局の各課及び各県立学校で構成されている。

○教育委員会
事務局



県立中学校 (1校)

県立高等学校 (33校)

県立特別支援学校 (10校)

また、教育委員会と学校の関係は一般的に次のとおりである。表は文部科学省による小中学校と教育委員会の場合の例示であるが、高等学校においてもおおよそ変わるものではない。

【教育委員会と学校の関係】

	教育委員会の職務	校長の職務
基本事項	○学校の設置、管理及び廃止に関する事務の管理及び執行 ○学校管理規則の制定	○校務をつかさどる
教育課程 (カリキュラム)	○教育課程の管理 ○教科書その他の教材の取扱いに関する事務の管理、執行 ○教材の取扱いについての規則の制定 ○学期及び長期休業日等の指定	○教育課程の編成・実施 ○年間指導計画等の策定、教育委員会への届出等 ○指導要録の作成等 ○課程の修了・卒業の認定 ○教材の決定
児童・生徒の 取扱い	○就学事務(就学すべき小・中学校の指定等) ○出席停止	○出席状況の把握 ○障害の状態の変化への対応 ○児童・生徒の懲戒
保健・安全	○学校給食の実施 ○就学時の健康診断の実施 ○感染症予防のための臨時休業	○児童生徒の健康診断の実施 ○感染症予防のための出席停止 ○非常変災時の臨時休業
教職員人事	○市費負担教職員の採用、異動、懲戒 ○県費負担教職員の異動、懲戒について都道府県教育委員会への内申 ○服務監督 ○勤務評定の計画、校長の行った評定の調整	○教職員の採用、異動、懲戒に関する教育委員会への意見の申出 ○校内人事、校務分掌の決定 ○教職員の服務監督、勤務時間の割振り、年休の承認等 ○勤務評定の実施
予算	○各学校への予算配当	○物品購入の決定(限度額、品目指定あり)
施設・設備	○学校施設・設備の整備	○学校の施設・設備の管理 ○学校施設の目的外使用の許可

(出典：文部科学省 教育委員会制度について(平成25年2月))

③ 私立学校に対する県の組織

私立学校に関する職務は、知事部局の地域振興部教育振興課が担っている。

平成26年度においては、教育振興課は教育振興・私学係と県立大学改革推進係にわかれ、教育振興・私学係の私立学校に係る主な業務は以下のとおりである。

- 学校法人の認可に関すること
- 教育経常費補助金に関すること
- 保護者への支援に関すること
- 専修・各種学校に関すること
- 耐震化補助事業に関すること
- 私学審議会に関すること
- 幼稚園への支援に関すること
- 国庫直接補助に関すること
- 私立学校福利厚生団体への補助に関すること 等

(2) 法改正に伴う教育委員会制度の改正

平成 27 年 4 月 1 日付で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会の組織体制等が全国的に変更となった。

以下、法改正に伴う教育委員会の新制度の概要について記載する。

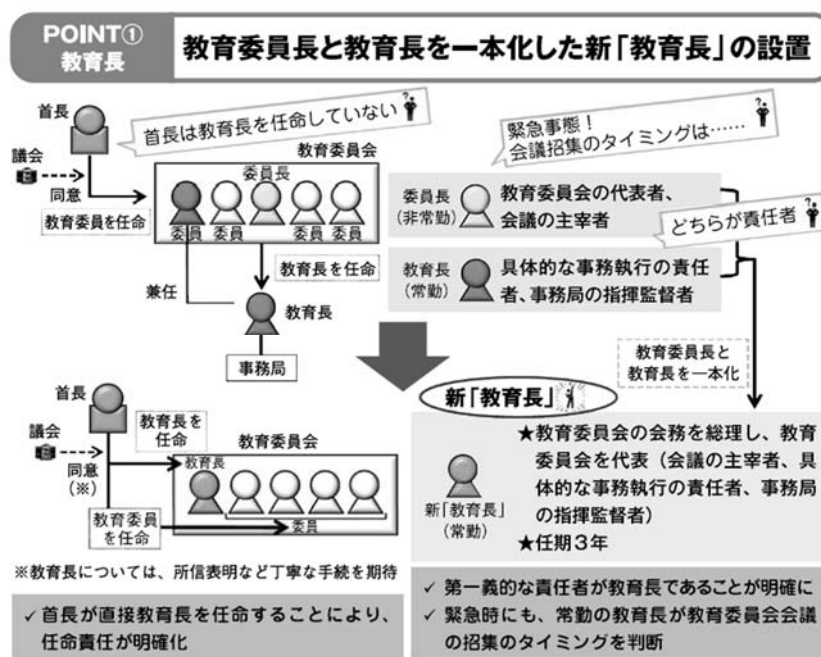
① 法改正に伴う教育委員会制度の改正

旧制度では、教育委員会を代表する「教育委員長」と、教育委員会事務局の責任者である旧「教育長」が存在し、また、旧「教育長」は教育委員会から任命を受けていた。

だが、旧制度では旧「教育長」と「教育委員長」との間の権限と責任の所在が分かりにくいこと、首長との意思疎通や連携が適時性を欠くこと、審議の形骸化といった、様々な課題を抱えていた。

そこで、新制度では「教育委員長」と旧「教育長」を統合し、新「教育長」とするとともに、その新「教育長」は首長が直接任命するように改正された。これにより、新「教育長」は教育委員会の会務を総理するとともに教育委員会を代表する。

この改正により、教育委員会の長を新「教育長」として一元化することで教育委員会の責任体制を明確化するとともに、首長に任命権限を与えることで、首長の責任の明確化が図られている。



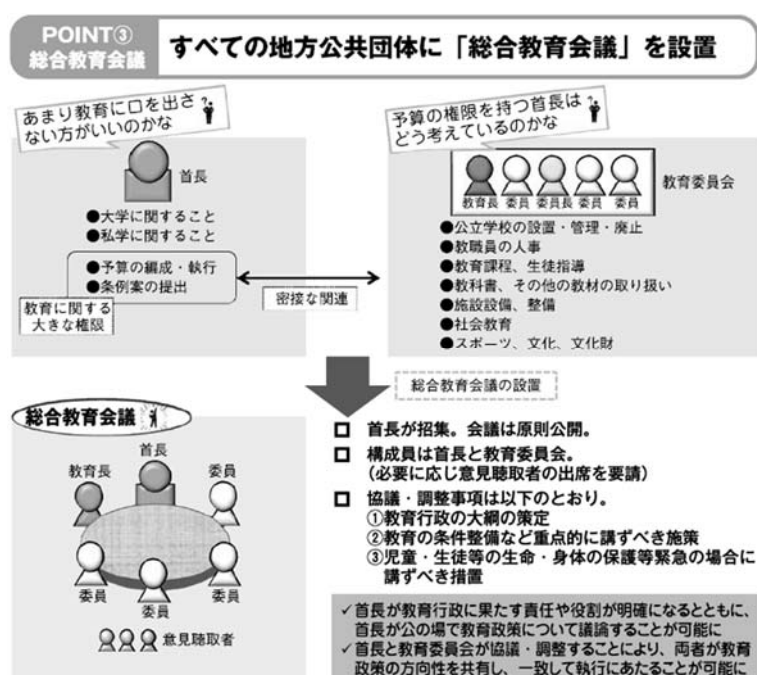
(出典：文部科学省 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）)

② 総合教育会議の新設

新制度下では、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することとなった。

大学及び私立学校に関すること並びに予算及び条例に関することを首長が、公立学校や教職員の人事等の学校教育に関すること、社会教育や文化財に関することを教育委員会が職務分担しているが、旧制度下では、首長と教育委員会は相互に密接な関係にありながら、連携を図る明確な場の位置づけは存在しなかった。

新制度下では、首長と新「教育長」及び教育委員会の各委員が集まる「総合教育会議」が新たに設けられ、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になった。



(出典：文部科学省 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要))

③ 「大綱」の策定

教育基本法第17条第2項は、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定めている。新制度下では、同条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、教育に関する「大綱」を首長が策定することが求められている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項)。

(3) 県における「総合教育会議」と県独自の「奈良県教育サミット」

県では、平成 23 年度より知事を議長として、教育関係者等が一堂に会して学校・家庭・地域が連携して地域の教育力向上を図るための県独自の施策として、「地域教育力サミット」を開催していた。

平成 27 年度から総合教育会議が設置されることとなったことに対して、県では同サミットを「奈良県教育サミット」として発展させ、両会議を相互に連携させて開催している。



(出典：平成 27 年度まなびの支援)

3. 県の教育の現状

(1) 概要

① 県の学校概要

ア) 平成 26 年度の学校数、園児・児童・生徒数及び教職員数の状況

平成 26 年度の県における学校数、園児・児童・生徒数及び教職員数の状況は以下のとおりである。

学校数、園児・児童・生徒数及び教職員数 (H26.5.1.現在)
Number of Schools, Students and Educational Staff (2014)

校種 Kind of school	項目 Item	学校数 Schools			園児・児童・生徒数 Students			本務教員数 Teachers			本務職員数(人) Staff Members / Clerical Staff	
		本校 Main School	分校 Branch School	計(校園) Total	男 Male	女 Female	計(人) Total	男 Male	女 Female	計(人) Total		
幼稚園 Kindergarten	国立 National	2		2	135	143	278	0	18	18	8	
	公立 Public	156		156	5,272	5,080	10,352	25	966	991	98	
	私立 Private	43		43	3,046	2,971	6,017	31	444	475	66	
	計 Total	201		201	8,453	8,194	16,647	56	1,428	1,484	172	
小学校 Elementary School	国立 National	2		2	500	495	995	24	23	47	19	
	公立 Public	209		209	35,535	33,900	69,435	1,859	2,832	4,691	1,015	
	私立 Private	6		6	1,349	1,377	2,726	94	70	164	24	
	計 Total	217		217	37,384	35,772	73,156	1,977	2,925	4,902	1,058	
中学校 Junior High School	国立 National	1		1	238	247	485	18	12	30	4	
	公立 Public	106		106	17,928	17,200	35,128	1,568	1,094	2,662	412	
	私立 Private	11		11	2,761	1,978	4,739	207	89	296	37	
	計 Total	118		118	20,927	19,425	40,352	1,793	1,195	2,988	453	
高等学校 Senior High School	全日制 Full-time	県立 Prefectural	32		32	12,088	12,153	24,241	1,128	533	1,661	258
		市立 Municipal	2		2	711	964	1,675	90	46	136	15
		私立 Private	16		16	5,536	4,917	10,453	505	190	695	231
		計 Total	50		50	18,335	18,034	36,369	1,723	769	2,492	504
	定時制 Part-time	県立 Prefectural	4		4	412	266	678	68	25	93	19
		市町村立 Municipal		2	2	62	32	94	14	4	18	0
		私立 Private	1		1	203	193	396	24	6	30	22
		計 Total	5	2	7	677	491	1,168	106	35	141	41
	通信制 Correspondence	県立 Prefectural	1		1	161	139	300	8	3	11	0
私立 Private		2		2	1,229	2,086	3,315	40	44	84	13	
	計 Total	3		3	1,390	2,225	3,615	48	47	95	13	
中等教育学校 Secondary School	国立 National	1		1	357	382	739	23	19	42	12	
	私立 Private	1		1	236	224	460	30	7	37	3	
	計 Total	2		2	593	606	1,199	53	26	79	15	
特別支援学校 Special Needs School	国立 National	10	1	11	1,032	540	1,572	361	576	937	131	

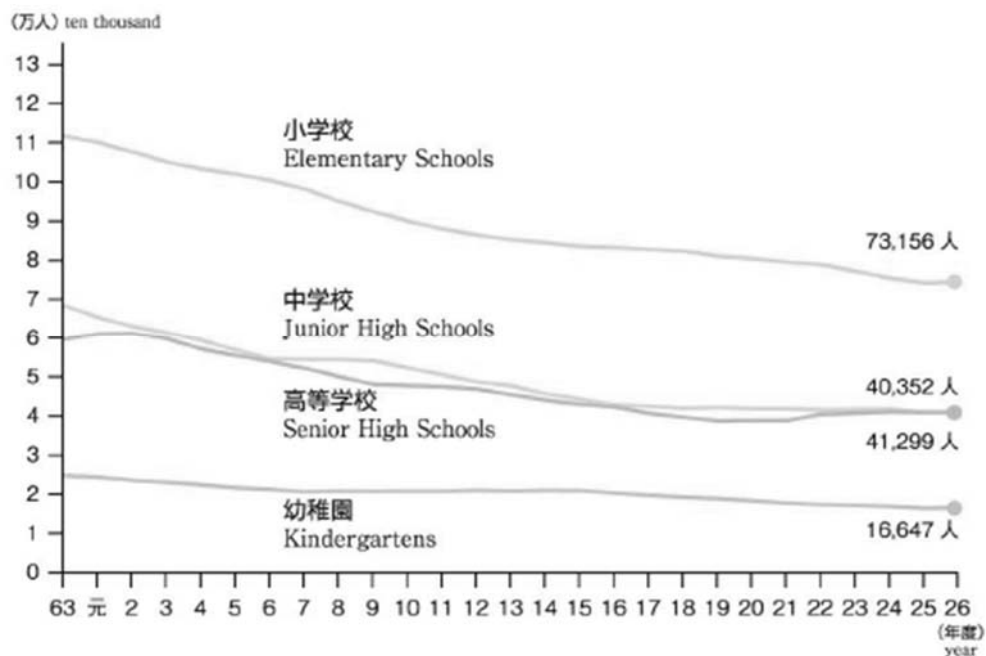
※休校を含む。

(出典：平成 27 年度 奈良県の教育)

イ) 園児・児童・生徒数の推移

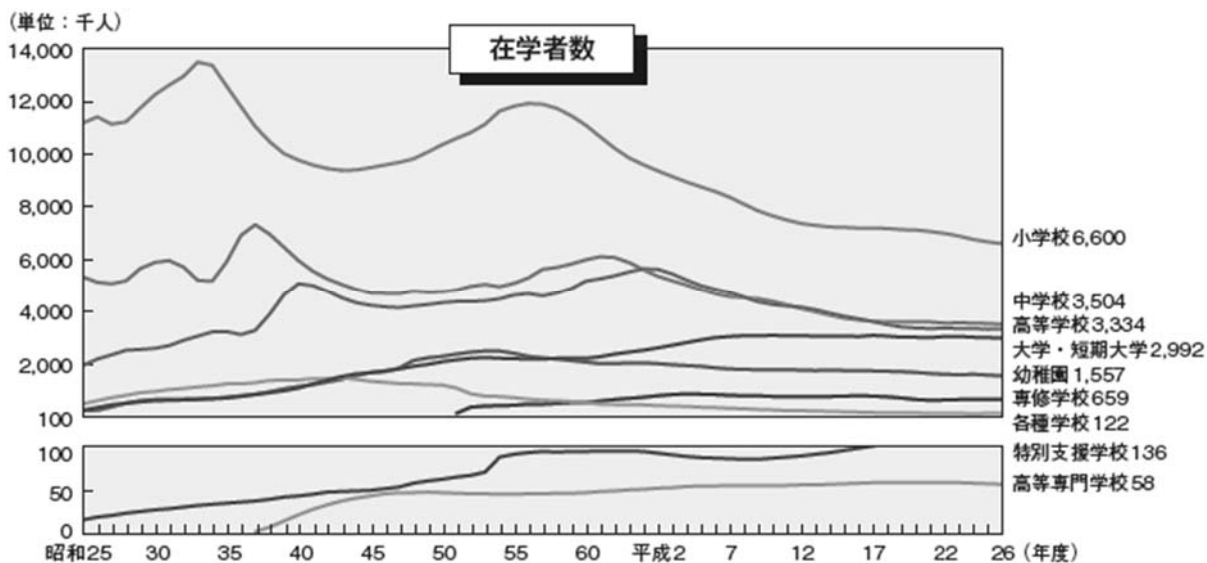
昭和 63 年度から平成 26 年度までの奈良県内における園児・児童・生徒数の推移は以下のとおりであり、全国の推移と同様に減少傾向にある。

【県の園児・児童・生徒数の推移】



(出典：平成 27 年度 奈良県の教育)

【全国の園児・児童・生徒数の推移】



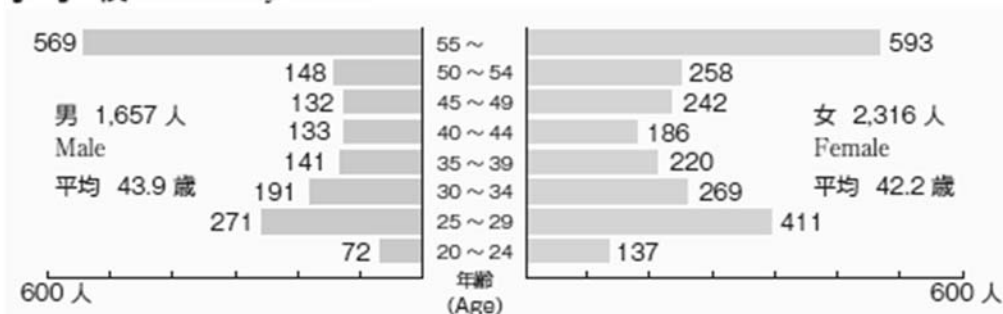
(出典：平成 26 年度 文部科学白書 参考資料 3 在学者数 (年次別))

ウ) 公立学校教員男女別年齢構成の状況

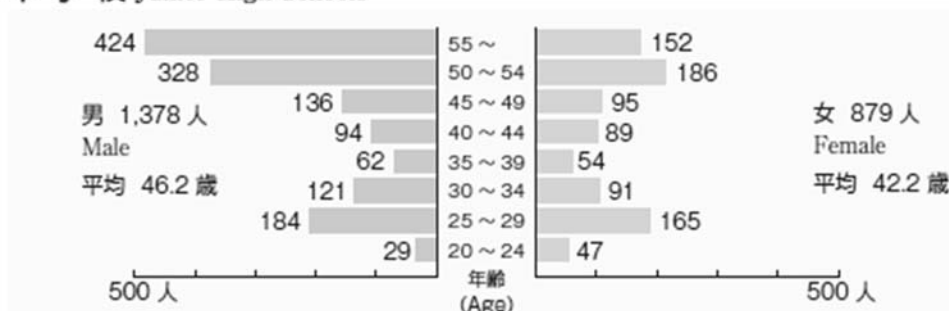
平成26年4月1日時点の、公立学校教員男女別年齢構成状況は以下のとおりとなっている。県の教員の年齢別構成割合はいびつな状態となっており、今後、急速に教員の定年退職が進むことが想定される。

【公立学校教員男女別年齢構成状況】

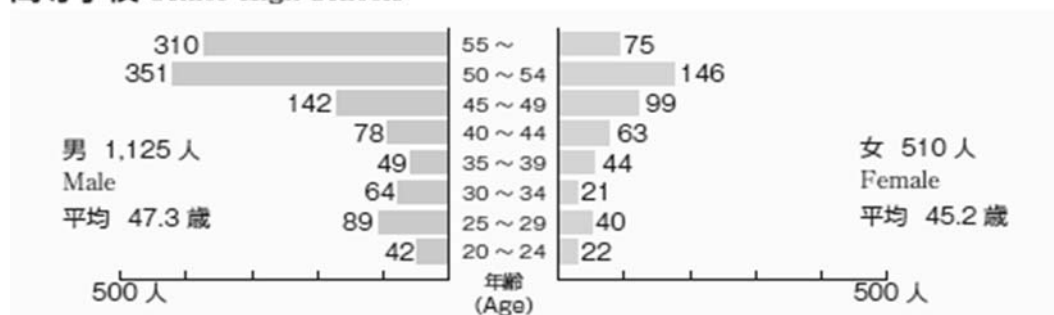
小学校 Elementary schools



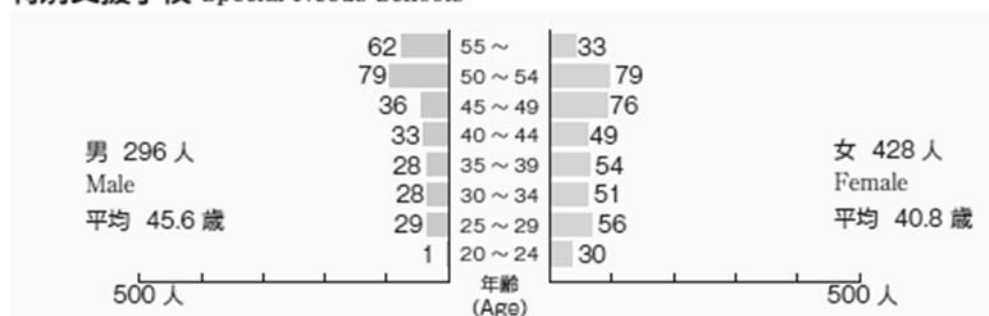
中学校 Junior High Schools



高等学校 Senior High Schools



特別支援学校 Special Needs Schools

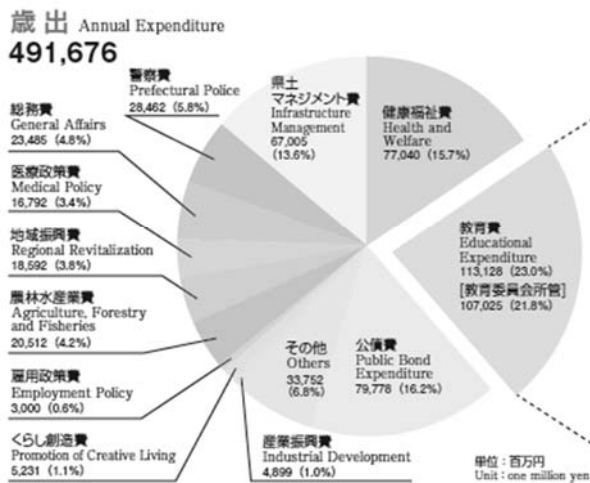


(出典：平成26年度 奈良県の教育)

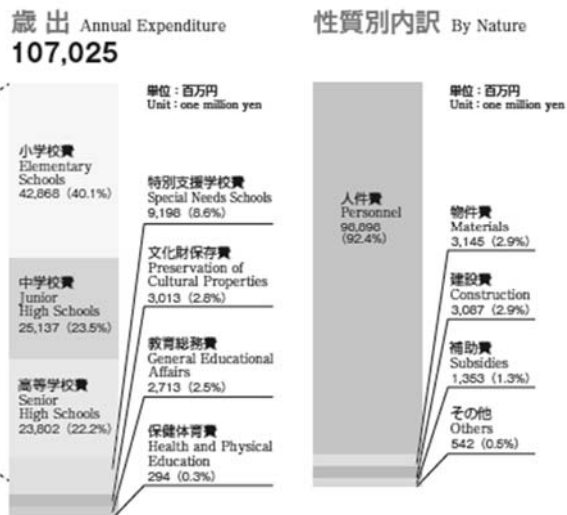
② 県の教育予算

平成 26 年度の県の一般会計予算における歳出額は、491,676 百万円であり、このうち教育費の占める割合は 23.0%の 113,128 百万円となっている。また、教育費のうち教育委員会所管予算の歳出額は 107,025 百万円であり、そのうちの 92.4%は人件費が占めている。

奈良県一般会計予算 (平成26年度)
General Accounting Budget in Nara Prefecture (2014)



教育委員会所管予算 (平成26年度)
Educational Budget (2014)

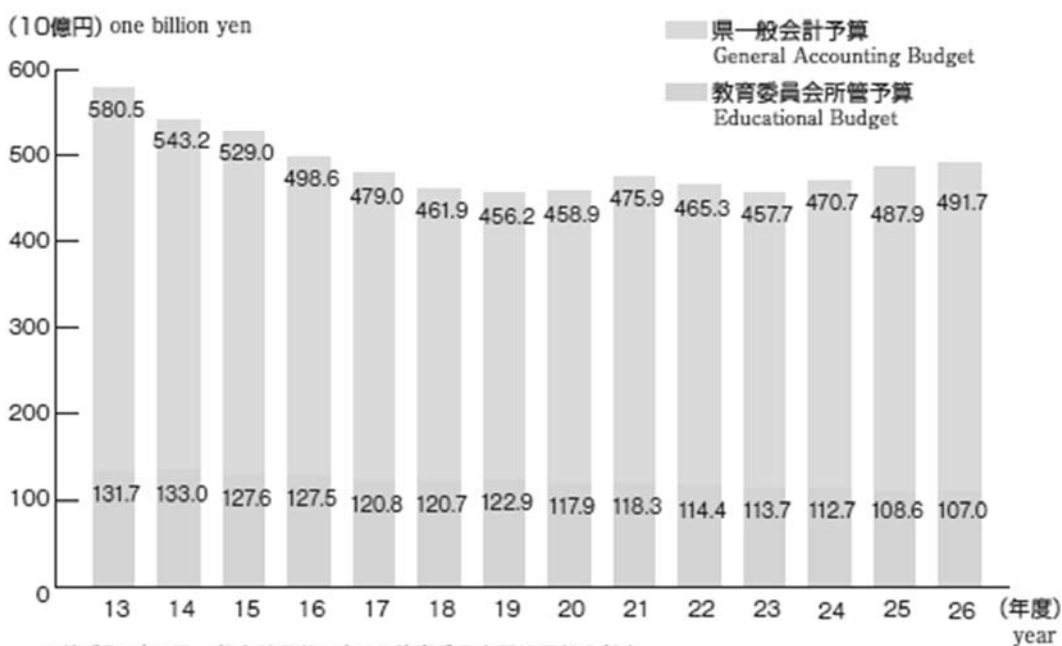


(出典：平成 26 年度 奈良県の教育)

県の一般会計予算とその中に占める教育委員会所管予算の割合の推移は以下のとおりであり、教育委員会所管予算は減少傾向にある。

一般会計予算とその中に占める 教育委員会所管予算の割合の推移

Educational Budget Included in the General Accounting Budget



※棒グラフ内は県一般会計予算に占める教育委員会所管予算の割合
 The number in the bar graph indicates the proportion of the general accounting budget used for the Board of Education
 ※21年度は地域活性化・生活対策臨時交付金活用事業(2月補正予算)を含む。
 ※25・26年度は前年度2月補正予算を含む。

(出典：平成 26 年度 奈良県の教育)

③ 奈良県教育の課題

「まなびの支援」とは、奈良県教育の現状や課題、子どもたちのまなびを支援する取り組み等を県民に知らせるために作成されているリーフレットである。

データから見た奈良県の子どもたちの状況から、奈良県における教育の課題と考えられる点は、以下のとおりである。なお、当該データは文部科学省が小学校6年生及び中学校3年生の全児童生徒を対象とした「全国学力・学習状況調査」、小学校5年生及び中学校2年生の全児童生徒を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から作成されたものである。

➤ 学習意欲についての課題

学力はおおむね全国平均より上を推移しているが、知識を活用する力が低下傾向にある。

【学力の推移について】



(平成 22 年度、24 年度は抽出調査)

また、教科が好きな子どもの割合は、「小学校（国語）」を除いて、全国平均より低位となっている。奈良県では平成 28 年度までの目標として、「教科が好きだ」と答える子どもの割合を全国平均以上にすることを掲げている。

【教科が好きな子どもの割合について】

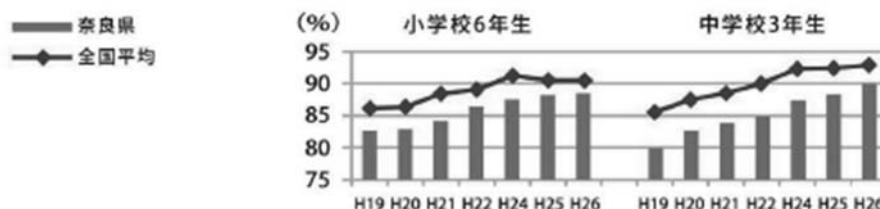


(平成 22 年度、24 年度は抽出調査)

➤ 規範意識についての課題

「学校のきまり・規則を守る」と回答した子どもの割合は全国平均に近付きつつあるが、下記表のとおり未だ平均以下となっている。奈良県では平成 28 年度までの目標として、「学校のきまり・規則を守る」子どもの割合を全国平均以上にすることを掲げている。

【学校のきまり・規則を守ると回答した子どもの割合】

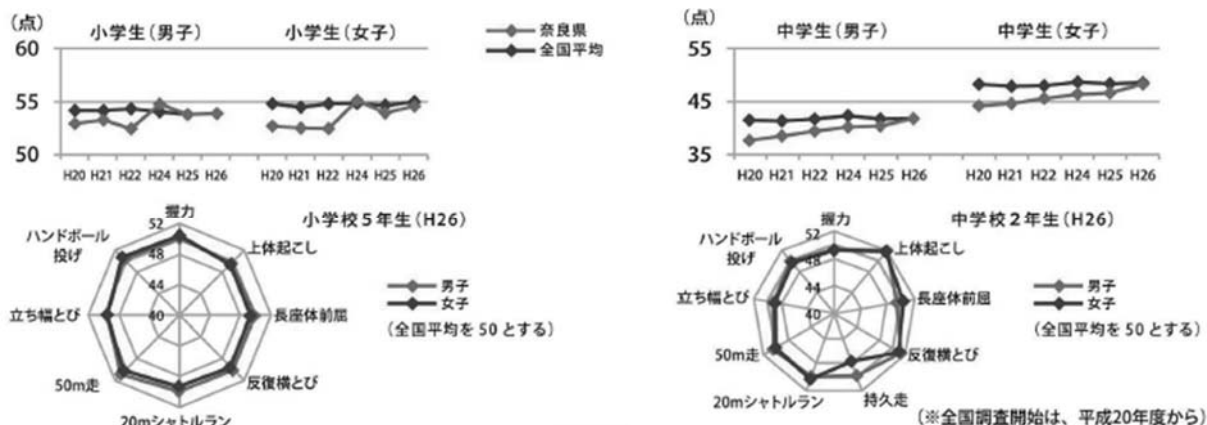


(平成 22 年度、24 年度は抽出調査)

➤ 体力についての課題

体力合計点は、全国調査開始時では全国平均と比較して低かったが、平成 26 年度においては全国平均レベルまで向上している。奈良県では平成 28 年度までの目標として、「子どもの体力・運動能力」を男女とも全種目において全国平均以上にすることを掲げている

【体力合計点に関するグラフ】



(2) 県内の高等学校一覧

① 県内の県立高等学校

平成 26 年度における全日制、定時制、通信制を含む県内の県立高等学校は以下の 33 校である。

高等学校名	区分	学級数	生徒数	教員数	所在地
奈良朱雀高等学校	全日制	24	906	71	奈良市柏木町 248
	定時制	8	93	20	
奈良高等学校	全日制	30	1,203	74	奈良市法蓮町 836
西の京高等学校	全日制	24	951	56	奈良市六条西 3-24-1
平城高等学校	全日制	30	1,200	69	奈良市朱雀 2-11
高円高等学校	全日制	18	666	46	奈良市白毫寺町 633
登美ヶ丘高等学校	全日制	18	717	44	奈良市二名町 1944-12
山辺高等学校	全日制	9	232	31	奈良市都祁友田町 937 山辺郡山添村大西 45-1 (山添分校)
高田高等学校	全日制	27	1,073	61	大和高田市磯野東町 6-6
郡山高等学校	全日制	31	1,236	71	大和郡山市城内町 1-26 (冠山学舎) 大和郡山市城内町 2-45 (城内学舎)
添上高等学校	全日制	18	684	49	天理市櫛本町 1532-2
二階堂高等学校	全日制	21	731	53	天理市荒蒔町 100-1
橿原高等学校	全日制	27	1,077	61	橿原市北越智町 282
畝傍高等学校	全日制	30	1,201	73	橿原市八木町 3-13-2
	定時制	4	74	11	
奈良情報商業高等学校	全日制	18	700	49	桜井市河西 770
桜井高等学校	全日制	24	943	54	桜井市桜井 95
五條高等学校	全日制	21	812	57	五條市岡町 1428 五條市西吉野町黒淵 888 (賀名生分校)
	定時制	4	18	9	
御所実業高等学校	全日制	18	632	55	御所市玉手 300
青翔高等学校	全日制	11	385	31	御所市 525
生駒高等学校	全日制	24	951	53	生駒市老分町 532-1
奈良北高等学校	全日制	27	1,076	65	生駒市上町 4600

高等学校名	区分	学級数	生徒数	教員数	所在地
香芝高等学校	全日制	24	940	55	香芝市真美ヶ丘 5-1-53
大宇陀高等学校	全日制	8	205	28	宇陀市大宇陀迫間 63-2
榛生昇陽高等学校	全日制	18	646	49	宇陀市榛原下井足 210
西和清陵高等学校	全日制	18	671	45	生駒郡三郷町信貴ヶ丘 4-7-1
法隆寺国際高等学校	全日制	24	935	59	生駒郡斑鳩町高安 2-1-1
磯城野高等学校	全日制	21	785	64	磯城郡田原本町 258
高取国際高等学校	全日制	18	713	48	高市郡高取町佐田 455-2
王寺工業高等学校	全日制	18	654	51	北葛城郡王寺町本町 3-6-1
大和広陵高等学校	全日制	18	611	50	北葛城郡広陵町的場 401
大淀高等学校	全日制	12	419	33	吉野郡大淀町下湊 983
吉野高等学校	全日制	9	176	35	吉野郡吉野町飯貝 680
十津川高等学校	全日制	6	110	21	吉野郡十津川村込之上 58
大和中央高等学校	定時制	19	493	53	大和郡山市筒井町 1201
	通信制	-	300	11	

(出典：奈良県平成 26 年度学校基本数一覧 (平成 26 年 5 月 1 日時点))

② 県内の私立高等学校

平成 26 年度における全日制、定時制、通信制を含む県内の私立高等学校は以下の 18 校である (中等教育学校後期課程も含まれている)。

法人名	高等学校名	区分	学級数	生徒数	教員数	所在地
白藤学園	奈良女子高等学校	全日制	12	352	23	奈良市三条宮前町 3-6
		通信制	-	※-	5	
聖心学園	樞原学院高等学校	全日制	11	294	25	樞原市久米町 222
	聖心学園中等教育学校	全日制	9	292	37	樞原市久米町 222
帝塚山学園	帝塚山高等学校	全日制	31	1,185	62	奈良市学園南 3-1-3
東大寺学園	東大寺学園高等学校	全日制	15	662	38	奈良市山陵町 1375
奈良育英学園	奈良育英高等学校	全日制	30	1,020	63	奈良市法蓮町 1000
	育英西高等学校	全日制	12	371	28	奈良市三松 4-637-1
奈良学園	奈良文化高等学校	全日制	18	539	48	大和高田市東中 127

	奈良学園高等学校	全日制	17	624	37	大和郡山市山田町 430
	奈良学園登美ヶ丘高等学校	全日制	9	335	24	奈良市中登美ヶ丘 3-15-1
奈良大学	奈良大学附属高等学校	全日制	25	876	52	奈良市秋篠町 50
西大和学園	西大和学園高等学校	全日制	21	952	52	北葛城郡河合町薬井 295
冬木学園	関西中央高等学校	全日制	14	308	30	桜井市桜井 502
天理教校学園	天理教校学園高等学校	全日制	18	596	52	天理市三島町 70
天理大学	天理高等学校	全日制	33	1,217	80	天理市杣之内町 1260
		定時制	12	396	30	
智辯学園	智辯学園高等学校	全日制	20	637	55	五條市野原中 4-1-51
	智辯学園奈良カレッジ高等部	全日制	10	338	26	香芝市田尻 265
三幸学園	飛鳥未来高等学校	通信制	-	3,400	78	天理市櫛本町 1514-3

※ 平成 26 年 4 月 1 日に開校し、平成 26 年 5 月 1 日時点では生徒募集中。

(出典：奈良県平成 26 年度学校基本数一覧(平成 26 年 5 月 1 日時点))

③ 県立高等学校と私立高等学校に対する監査の仕組み

ア) 県立高等学校に対する監査の仕組み

地方自治法第 195 条第 1 項において、普通地方公共団体には監査委員を設置することが要求されているとともに、同法第 199 条において、監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するほか、必要に応じ普通地方公共団体の事務、または長、委員会、委員の権限に属する事務の執行等についても監査することが要求されている。

【地方自治法】(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)

第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

③ 監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

④ 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

⑤ 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

⑥ 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

⑪ 第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

⑫ 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

イ) 私立高等学校に対する監査の仕組み

私立学校の特性として、私立学校法ではその自主性を重んじることとされているものの、教育基本法では私立学校といえども公教育の一翼を担う点においては公立学校とかわりなく「公の性質」を持つものであるとして、公共性を高めることが求められている。

そのため、私立学校振興助成法第 12 条において、知事は助成を受ける学校法人に対して、その業務又は会計の状況に関し報告を徴することができることとされている。また、地方自治法第 199 条第 7 項において、監査委員は必要なときに財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができることとされている。

4. 県の施策

(1) 教育委員会の重点施策

県教育委員会の重点施策は以下のとおりである。（「平成 26 年度まなびの支援」「平成 26 年度奈良県の教育」より）

なお、包括外部監査対象期間を平成 26 年度としているため、平成 26 年度における重点施策の内容を記載することとする。

		
1	地域の教育力の充実 Enhancement of Community Education	◎地域と共にある学校づくり ◎奈良県地域教育力サミット ◎「奈良県教育の日」及び「奈良県教育週間」の取組
2	家庭における子どもの生活習慣づくり Improvement of Children's Lifestyle Habits at Home	◎「おはよう・おやすみ・おてつだい」約束運動 ◎家庭教育啓発活動 （チーム「きらら」の活動、啓発リーフレットの配布等）
3	学習意欲の向上 Enhancement of Students' Learning Motivation	◎学力向上支援サイト「まなびー奈良」の開設 ◎国際社会で通用する外国語能力育成事業 ◎奈良グローバル人材育成事業 ◎「奈良TIME」の学習（郷土の伝統、文化、自然等に関する学習）の推進 ◎なら「先生の蔵」～授業のための教材・教具集～の制作と提供
4	規範意識・社会性の向上 Enhancement of Students' Social Morality and Social Skills	◎いのちの教育実践研究 ◎道徳教育フォーラムの開催 ◎高校生キャリア教育総合支援事業 ◎地域ぐるみで取り組む小・中・高校生規範意識醸成事業 ◎個人別生活カードの運用 ◎いじめ相談員の配置
5	人権を尊重した社会づくり Building a Society Based on Respecting Human Rights	◎人権教育学習資料集の作成・配布 ◎人権教育ミドルリーダー育成講座 ◎課題別人権教育研修講座
6	体力の向上 Improvement of Students' Physical Health	◎体力向上ホップ・ステップ・ジャンプ事業 ◎健康教育の推進 ◎夏休み大和っ子スポーツウィーク開催事業 ◎食育の推進 ◎安全教育の推進 ◎全国高等学校総合体育大会の開催準備
7	学校教育環境の充実 Enhancement of Educational Environment	◎県立青翔中学校の開校 ◎耐震化の推進 ◎高校生への修学支援 ◎体罰のない生徒指導推進プロジェクト事業 ◎高等養護学校の分教室の設置 ◎発達障害のある児童生徒対応非常勤講師の配置
8	南部地域での教育活動の充実 Improvement of Education in Southern Nara	◎南部地域におけるへき地教育振興 ◎へき地教育におけるテレビ会議システムの活用に関する調査・研究事業 ◎南部地域での高校生部活動・勉強合宿促進プロジェクト
9	文化遺産の保存と活用 Preservation and Utilization of Cultural Heritage	◎国宝・重要文化財の保存修理事業 ◎史跡等の整備活用事業 ◎橿原考古学研究所附属博物館展覧会・体験学習イベントの開催

（出典：平成 26 年度 奈良県の教育）

以下では、各重点施策の主な中身を紹介することとする。（小・中学校の施策も含む。）

① 地域の教育力の充実に関する主な施策

▶地域と共にある学校づくり

県内の公立小・中学校では、県の教育課題である規範意識、社会性などの向上を図るため、保護者や地域の人々が学校運営に参画し、学校と協働して、みんなで子どもたちを育てる活動を展開している。この取り組みをしっかりと地域に根付かせるとともに、学校・地域パートナーシップ事業などを活用して、地元の企業や大学、公民館等の社会教育施設等とも新たな連携を進めていくものである。

さらに、県立学校では、上記の公立小・中学校で取り組む「地域と共にある学校づくり」の成果を継承し、学校の特色を生かした、地域と協働する取り組みを進めている。そして、学校が立地する地域との絆を深め、様々な価値観や経験をもつ大人とふれあうことを通して、自立した社会人の育成を図っている。

【公立小・中学校における学校コミュニティについて】



(出典：平成 26 年度 まなびの支援)

➤奈良県地域教育力サミット

知事を議長に行政、経済界、保護者、公私の教育関係者が一堂に会し、奈良県の教育課題や生涯を通じた奈良県教育全般の方向性について議論を行う。

なお、平成 23 年度より開催してきた奈良県地域教育力サミットを承継し、平成 27 年度からは奈良県教育サミットに発展して開催されている。

➤「奈良県教育の日」及び「奈良県教育週間」の取り組み

11 月 1 日を奈良県教育の日と定め、その日を含む 1 週間を奈良県教育週間として、奈良県の教育について、県民とともに考え、確かめ合う機会としている。各学校・園、教育関連団体、市町村及び県教育委員会が授業公開や関連行事を行っている。なお、平成 26 年度は、関連行事等に約 66 万人の保護者や地域の人々が参加している。

▶地域の教育力の充実にに関する施策の結果

「地域の行事に参加している」と回答した子どもの割合に改善がみられる。（平成24年度より、小学校で6.6ポイント、中学校で8ポイント増加）

【文部科学省による平成24年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
地域の行事に参加していると回答した子どもの割合	小学校	60.0%（全国36位）	63.2%
	中学校	31.5%（全国42位）	37.7%
近所の人に会ったときはあいさつをしていると回答した子どもの割合	小学校	89.1%（全国44位）	91.1%
	中学校	84.5%（全国42位）	87.3%

（出典：平成25年度 まなびの支援）

【文部科学省による平成25年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
地域の行事に参加していると回答した子どもの割合	小学校	63.2%（全国33位）	63.9%
	中学校	37.2%（全国38位）	41.6%
近所の人に会ったときはあいさつをしていると回答した子どもの割合	小学校	90.2%（全国41位）	91.8%
	中学校	84.4%（全国41位）	87.1%

（出典：平成26年度 まなびの支援）

【文部科学省による平成26年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
地域の行事に参加していると回答した子どもの割合	小学校	66.6%（全国34位）	68.0%
	中学校	39.5%（全国37位）	43.5%

（出典：県提供データ）

② 家庭における子どもの生活習慣づくりに関する主な施策

▶「おはよう・おやすみ・おてつだい」約束運動

平成 21 年度から始まった本運動は、県内の全ての幼稚園・保育所、認定こども園に在籍する 3～5 歳児とその保護者を対象に、平成 26 年度は 7 月 1 日から 8 月 31 日まで、9 月から 11 月の第 3 日曜日を含む前後 3 日間、及び 12 月 24 日から 1 月 6 日まで約束ノート等の活用による取り組み期間を設け実施した。これは、幼児期に、親子と一緒に楽しみながら、子どもにおいては、基本的な生活習慣の定着、規範意識や社会性等の醸成を図るとともに、保護者においては、子育て意識と知識を高める機会を設け、家庭教育の充実と家庭の教育力の向上を図ることを目的としている。

また、平成 25 年度から「ありがとう！」という言葉を通して、親子のコミュニケーションと、子どもの自己有用感を育てるための取り組みを、約束運動に連動させて実施している。

▶家庭教育啓発活動：チーム「きらら」の活動

将来親になる世代の高校生が、活動を通して次の事項を達成することを目的として、平成 25 年 8 月に結成した。

・家庭教育の向上に貢献すること。
・子どもが育つ環境としての家族の役割や家庭の教育力の重要性に気付くこと。
・同世代又は異世代との交流その他の多様な体験により、自立した社会人になるために必要な資質や能力を身に付けること。なお、年間 5 回程度の家庭教育に関する研修と、イベントの企画、運営に取り組んでいる。

▶家庭教育啓発活動：啓発リーフレットの配布

「おはよう・おやすみ・おてつだい」約束運動の成果を継続・発展させるため、小学校低学年の保護者向けに「元気な奈良に『家庭教育啓発リーフレット』ならっ子みんなで育てよう」を配布している。また、家庭教育支援講師を P T A や教職員の研修会等に派遣し、家庭教育の充実を図っている。

▶家庭における子どもの生活習慣づくりに関する施策の結果

就寝時刻や平日に家族と一緒に夕食を食べる割合に課題が見られるが、「家の手伝いをしている」と回答した子どもの割合は改善傾向にある。（平成 24 年度より、小学校で 0.6 ポイント、中学校で 1.1 ポイント増加）

【文部科学省による平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
家の手伝いをしていると回答した子どもの割合	小学校	78.4% (全国 38 位)	80.7%
	中学校	61.9% (全国 43 位)	66.0%
寝るのが午後 11 時より遅いと回答した子どもの割合 (中学生は午前 0 時)	小学校	23.1% (全国 2 位)	15.0%
	中学校	42.4% (全国 1 位)	26.6%
平日、家の人と一緒に夕食を食べていると回答した子どもの割合	小学校	86.7% (全国 47 位)	89.4%
	中学校	76.4% (全国 46 位)	82.8%

(出典：平成 25 年度 まなびの支援)

【文部科学省による平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
家の手伝いをしていると回答した子どもの割合	小学校	79.0% (全国 35 位)	80.5%
	中学校	63.0% (全国 33 位)	64.5%
寝るのが午後 11 時より遅いと回答した子どもの割合 (中学生は午前 0 時)	小学校	21.2% (全国 2 位)	14.7%
	中学校	39.0% (全国 1 位)	23.5%
平日、家の人と一緒に夕食を食べていると回答した子どもの割合	小学校	86.8% (全国 46 位)	89.0%
	中学校	78.0% (全国 46 位)	82.8%

(出典：平成 26 年度 まなびの支援)

③ 学習意欲の向上に関する主な施策

▶学力向上支援サイト「まなびー奈良」の開設

児童生徒の学力や学習意欲を育む取り組みを支援するため、各種問題や授業モデルの動画を教員に向けて配信する学力向上支援サイト「まなびー奈良」を開設。全国学力・学習状況調査の結果を活用し、学力・学習意欲の向上を目指した実践及び研究成果についても掲載している。

▶国際社会で通用する外国語能力育成事業

平成24年度から、拠点校における外国語の指導改善の取り組みの成果を普及させることにより、県内小・中・高等学校における外国語教育を改善し、話すこと、書くことなど発信の能力を中心に、生徒の国際社会で通用する外国語のコミュニケーション能力の育成を図っている。

▶奈良グローバル人材育成事業

高等学校段階から国際競争力を身に付けた人材を育成するため、語学力、幅広い教養、問題解決能力等の国際的素養を身に付けたグローバル・リーダーを育成する指導法を研究開発することを目的とした「奈良グローバル人材育成事業」を実施している。

▶「奈良 TIME」の学習（郷土の伝統、文化、自然等に関する学習）の推進

全ての県立高校生を対象に、奈良を教材とし、我が国や郷土の伝統、文化に関心を持ち、郷土の一員として社会に関わりながら、探究的な学習を行い、国際社会の中で自立した社会人として新しい文化を創造する力を養っている。

▶なら“先生の蔵”～授業のための教材・教具集～の制作と提供

教員を支援するため、教材・教具、学習指導案、デジタルコンテンツ（教育番組、視聴覚教材等）、研究論文等の収集・制作・提供を行う教育研究所のホームページ「なら“先生の蔵”～授業のための教材・教具集～」を開設している。

▶学習意欲の向上に関する施策の結果

全国平均に比べて、教科の平均正答率は比較的高く、「算数・数学の勉強が好き」と回答した子どもの割合も改善傾向にある。（平成 24 年度より、小学校で 2.2 ポイント、中学校でも 4.9 ポイント増加）

【文部科学省による平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果】

	国語 A		国語 B		算数・数学 A		算数・数学 B	
	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国
小学校	82.4%	81.8%	57.3%	55.5%	75.3%	73.2%	60.0%	59.2%
中学校	76.6%	75.0%	63.3%	63.3%	63.6%	62.2%	50.7%	49.3%

（出典：平成 25 年度 まなびの支援）

【文部科学省による平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果】

	国語 A		国語 B		算数・数学 A		算数・数学 B	
	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国
小学校	62.6%	62.7%	50.1%	49.4%	78.6%	77.2%	58.5%	58.4%
中学校	77.1%	76.4%	67.5%	67.4%	65.5%	63.7%	42.9%	41.5%

（出典：平成 26 年度 まなびの支援）

【文部科学省による平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果】

	国語 A		国語 B		算数・数学 A		算数・数学 B	
	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国
小学校	73.2%	72.9%	53.5%	55.5%	78.6%	78.1%	57.7%	58.2%
中学校	79.0%	79.4%	50.8%	51.0%	68.5%	67.4%	60.5%	59.8%

（出典：県提供データ）

※なお、A は主として「知識」に関する問題、B は主として「活用」に関する問題である。

【文部科学省による平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
国語の勉強が好きと回答した子どもの割合	小学校	64.4% (全国 18 位)	63.0%
	中学校	54.2% (全国 43 位)	58.6%
算数・数学の勉強が好きと回答した子どもの割合	小学校	59.8% (全国 46 位)	64.9%
	中学校	48.4% (全国 44 位)	52.1%

(出典：平成 25 年度 まなびの支援)

【文部科学省による平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
国語の勉強が好きと回答した子どもの割合	小学校	58.2% (全国 22 位)	57.9%
	中学校	52.8% (全国 43 位)	57.7%
算数・数学の勉強が好きと回答した子どもの割合	小学校	63.4% (全国 43 位)	66.2%
	中学校	52.0% (全国 45 位)	55.5%

(出典：平成 26 年度 まなびの支援)

【文部科学省による平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
国語の勉強が好きと回答した子どもの割合	小学校	58.6% (全国 26 位)	59.2%
	中学校	53.9% (全国 42 位)	58.2%
算数・数学の勉強が好きと回答した子どもの割合	小学校	62.0% (全国 44 位)	66.1%
	中学校	53.3% (全国 45 位)	56.6%

(出典：県提供データ)

④ 規範意識・社会性の向上に関する主な施策

▶いのちの教育実践研究

子ども・保護者・地域の人々がうだ・アニマルパークに集い、動物に関する学習や体験を通して命の尊さを実感し、思いやりの心や規範意識を育むよう図っている。また、いのちの教育に取り組んだ小学校の実践研究の成果を共有することを目的として「いのちの教育実践研究発表会」を開催している。

▶道徳教育フォーラムの開催

道徳の時間に活用できる、奈良県の自然や伝統文化などを生かして作成したオリジナルの「奈良県郷土資料」を全ての小・中学校に配布している。また、奈良県道徳教育フォーラムを開催し、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の在り方について協議している。なお、平成 25 年度は、奈良県道徳教育フォーラムに約 300 人が参加している。

▶高校生キャリア教育総合支援事業

自立した社会人を育成するため、起業精神の育成やインターンシップの強化を行っている。また、就職希望者に対して、企業とのマッチングを行う機会の設定や、就職支援員（平成 27 年度よりキャリア教育支援員）の配置により就職未内定者に対する就職活動を支援している。

▶地域ぐるみで取り組む小・中・高校生規範意識醸成事業

小・中・高等学校の児童生徒が地域住民と交流しながらボランティア活動等の様々な活動に協働して取り組むことで、地域社会の一員としての自覚を深め、地域への愛着心や自己有用感、自己肯定感を育み、規範意識を醸成するよう図っている。

また、いじめ問題や暴力行為の減少、不登校対策の充実を図るため、生徒指導担当の指導主事・巡回アドバイザー・学校支援アドバイザーによる学校への支援を行うなど、生徒指導上の諸課題の改善に取り組んでいる。

➤個人別生活カードの運用

いじめなど生徒指導上の諸問題について、事象の内容や学校が行った指導・支援の内容等を児童生徒ごとに記録する「個人別生活カード」を県立学校で運用しており、当該カードに記録された情報を活用し、組織的・継続的な指導・支援のさらなる充実を図っている。

➤いじめ相談員の配置

いじめ被害等の相談をしやすい環境づくりのために、学校にいじめ相談員を配置することで、被害児童生徒はもちろんのこと、加害児童生徒の心の問題にアプローチし、いじめの未然防止や早期発見に取り組んでいる。

▶規範意識、社会性の向上に関する施策の結果

「学校のきまり・規則を守っている」「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答した子どもの割合に改善がみられる。（平成 24 年度より、「きまり・規則を守る」では、小学校で 1.1 ポイント、中学校で 2.8 ポイント、「いじめてはいけない」では、小学校で 1.8 ポイント、中学校で 1.8 ポイントの増加）

【文部科学省による平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
学校のきまり・規則を守っていると回答した子どもの割合	小学校	87.5% (全国 46 位)	91.3%
	中学校	87.5% (全国 47 位)	92.3%
いじめは、どんな理由があってもいけないと回答した子どもの割合	小学校	94.6% (全国 43 位)	95.4%
	中学校	90.4% (全国 46 位)	93.0%

(出典：平成 25 年度 まなびの支援)

【文部科学省による平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
学校のきまり・規則を守っていると回答した子どもの割合	小学校	88.3% (全国 46 位)	90.6%
	中学校	88.5% (全国 47 位)	92.5%
いじめは、どんな理由があってもいけないと回答した子どもの割合	小学校	95.9% (全国 35 位)	95.9%
	中学校	92.3% (全国 44 位)	93.5%

(出典：平成 26 年度 まなびの支援)

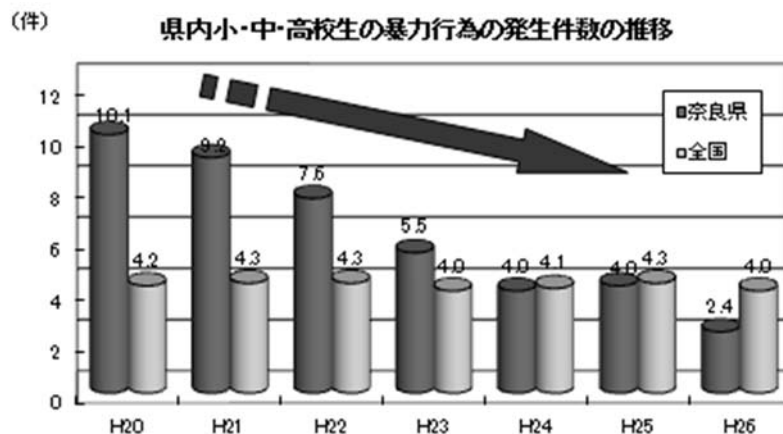
【文部科学省による平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
学校のきまり・規則を守っていると回答した子どもの割合	小学校	88.6% (全国 43 位)	90.5%
	中学校	90.3% (全国 46 位)	93.0%
いじめは、どんな理由があってもいけないと回答した子どもの割合	小学校	96.4% (全国 30 位)	96.4%
	中学校	92.2% (全国 43 位)	93.4%

(出典：県提供データ)

また、暴力行為の発生件数は減少し、全国平均を下回った。（平成 20 年度では生徒 1,000 人当たり 10.1 件の発生件数であったが、平成 26 年度は 2.4 件まで減少）

【文部科学省による児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果】



(出典：県提供データ)

⑤ 人権を尊重した社会づくりに関する主な施策

▶人権教育学習資料集の作成・配布

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、人権が尊重される社会づくりに向けて主体的に行動できる子どもの育成を目指し、児童生徒の発達段階を踏まえた人権教育学習資料集「なかまとともに」（小・中・高用全4冊）を作成し、平成24年度から順次配布している。

▶人権教育ミドルリーダー育成講座、及び課題別人権教育研修講座

いじめの未然防止等の様々な課題に対応するための「課題別人権教育研修講座」を実施するとともに、「人権教育ミドルリーダー育成講座」や「管理職『人権教育』研修講座」等、教職員のライフステージに応じた各種研修講座を実施している。

▶人権を尊重した社会づくりに関する施策の結果

「人の気持ちが分かる人間になりたい」「将来の夢や目標をもっている」「人の役に立つ人間になりたい」と回答した子どもの割合は、おおむね全国平均レベルまで改善しつつある。

【文部科学省による平成 24 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
人の気持ちが分かる人間になりたいと回答した子どもの割合	小学校	93.6% (全国 40 位)	94.1%
	中学校	94.2% (全国 40 位)	94.9%
将来の夢や目標をもっていると回答した子どもの割合	小学校	86.2% (全国 27 位)	86.7%
	中学校	72.3% (全国 35 位)	73.2%
人の役に立つ人間になりたいと回答した子どもの割合	小学校	94.8% (全国 22 位)	94.7%
	中学校	92.8% (全国 43 位)	93.9%

(出典：平成 25 年度 まなびの支援)

【文部科学省による平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
人の気持ちが分かる人間になりたいと回答した子どもの割合	小学校	93.3% (全国 22 位)	93.0%
	中学校	93.6% (全国 41 位)	94.2%
将来の夢や目標をもっていると回答した子どもの割合	小学校	87.5% (全国 28 位)	87.7%
	中学校	72.4% (全国 38 位)	73.5%
人の役に立つ人間になりたいと回答した子どもの割合	小学校	94.3% (全国 16 位)	93.6%
	中学校	92.7% (全国 40 位)	93.3%

(出典：平成 26 年度 まなびの支援)

【文部科学省による平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果】

質問		奈良県	全国
人の気持ちが分かる人間になりたいと回答した子どもの割合	小学校	94.7% (全国 19 位)	94.4%
	中学校	95.3% (全国 33 位)	95.3%
将来の夢や目標をもっていると回答した子どもの割合	小学校	85.9% (全国 36 位)	86.7%
	中学校	70.7% (全国 33 位)	71.4%
人の役に立つ人間になりたいと回答した子どもの割合	小学校	94.8% (全国 13 位)	94.0%
	中学校	94.0% (全国 33 位)	94.0%

(出典：県提供データ)

⑥ 体力の向上に関する主な施策

▶体力向上ホップ・ステップ・ジャンプ事業

体力向上ホップ・ステップ・ジャンプ事業として、神経系の発達が著しい幼少期の子どもたち（幼稚園、保育所等）を対象に、運動習慣のきっかけとして、運動機能の形成に効果的な運動・遊びを県 web ページや教職員対象のセミナー等で紹介している。

また、県内小学校の状況に応じた体力向上に関する取り組みをさらに促進するため、体力向上推進コーディネーターを擁し、各学校の体力向上推進プランの作成・実施や、体育の授業づくりなどを幅広く支援している。なお、平成 25 年度（平成 26 年 2 月末までの実績）の支援校数は 53 校、支援回数は延べ 212 回となっている。

▶健康教育の推進

子どもの心の健康や生活習慣等の課題に適切に対応するため、医師、保健師、大学教授等の専門家を学校へ派遣し、保護者、教職員、児童生徒対象の講演会等を行っている。

▶夏休み大和っ子スポーツウィーク開催事業

平成 24 年度から奈良県体力向上推進連絡会と連携し、運動が苦手な子どもにも多くの運動が経験できる機会として、夏休みに保護者とともに参加できるスポーツ教室等を開催している。

▶食育の推進

児童生徒は望ましい食習慣を身に付け、生涯健康に過ごすためには食育が重要であることから、各学校での食に関する指導が充実するよう、指導に活用できる食育教材資料集を作成し、配布している。

▶安全教育の推進

警察及び道路管理者と連携し、奈良県通学路安全対策推進会議及び奈良県地域ブロック会議を通して、通学路における安全点検・安全対策の推進を図っている。

また、防災及び気象等の専門的知識を有する学校防災アドバイザーを派遣し、避難訓練や学校防災マニュアルに対して指導助言を行い、学校の防災教育及び防災管理の推進を図っている。

▶全国高等学校総合体育大会の開催準備

平成 27 年度に近畿ブロックで全国高等学校総合体育大会を開催することから、奈良県ではソフトテニス、柔道、弓道、フェンシング、空手道、アーチェリーの 6 競技を、会場地の人と協働して開催し、高校生スポーツの活性化を活力ある地域づくりにつなげている。

▶体力の向上に関する施策の結果

中学生は、全国平均より低位であるが、調査開始から連続で上昇している。また小学生は、ほぼ全国平均レベルとなってきた。

【文部科学省による全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果】

	体 力 合 計 点			
	平成 24 年度		平成 25 年度	
	奈良県	全国	奈良県	全国
小学校（男子）	54.81(全国 16 位)	54.07	53.82(全国 22 位)	53.87
小学校（女子）	55.14(全国 22 位)	54.85	54.04(全国 33 位)	54.70
中学校（男子）	40.20(全国 45 位)	42.32	40.48(全国 40 位)	41.78
中学校（女子）	46.48(全国 43 位)	48.72	46.71(全国 40 位)	48.42

(出典：平成 26 年度 まなびの支援)

	体 力 合 計 点	
	平成 26 年度	
	奈良県	全国
小学校（男子）	53.93(全国 21 位)	53.91
小学校（女子）	54.61(全国 31 位)	55.01
中学校（男子）	41.83(全国 23 位)	41.74
中学校（女子）	48.29(全国 25 位)	48.66

※対象学年は、小学校は 5 年生、中学校は 2 年生である。

※体力合計点とは、種目別得点表に基づき各種目の得点を合計したものである。

⑦ 学校教育環境の充実に関する主な施策

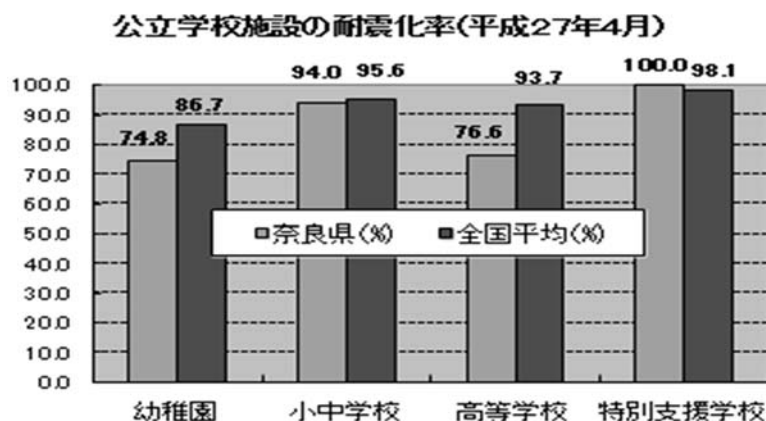
▶ 県立青翔中学校の開校

中高一貫教育を行うため、青翔高等学校に青翔中学校を併設し、平成 26 年度に開校した。当学校では、理数教育の充実を図り、中学校と高等学校の交流により専門的、発展的な学習を確保し、生徒たちの確かな学力や豊かな人間性、社会性を育むことを目標としている。

▶ 耐震化の推進

県立学校施設の耐震化を順次進めており、平成 25 年度から平成 29 年度までを耐震化整備集中期間として、早期の完了を目指しており、非構造部材の耐震対策についても屋内運動場等から順次実施する。また、市町村にはできるだけ早い時期に耐震化を完了するよう働きかけている。

【公立学校施設の耐震改修状況】



(出典：文部科学省 公立学校施設の耐震改修状況調査より作成)

▶ 高校生への修学支援

授業料無償化制度の見直しにより、平成 26 年度の入学生から授業料が徴収されるが、一定の所得制限のもと、授業料相当額の就学支援金が国から支給される。また、低所得者への支援として、教材費等の給付金を支給している。

▶体罰のない生徒指導推進プロジェクト事業

体罰のない生徒指導推進プロジェクト事業として、体罰防止啓発資料を作成している。県内全ての教職員にリーフレットを、学校に冊子を3部配布するとともに研修会等を開催し、内容について周知徹底を図っている。また、様々な理論に基づいた指導法を推進し、体罰の根絶に努めている。

▶高等養護学校の分教室の設置

高等養護学校の分教室を高等学校に設置することを目指して取り組みを進めている。分教室の設置により、それぞれのもつ専門性が共有できるようになり、一層充実した豊かな学びが実現できるとともに、共に学ぶことで生徒が互いに支え合い、認め合う力が育っていくと考えている。

▶発達障害のある児童生徒対応非常勤講師の配置

障害のあるなしに関わらず、地域で共に育ち、共に学ぶインクルーシブな社会を目指すため、交流及び共同学習を推進している。

また、コミュニケーションをうまく取れない等、通常の学級において十分に対応しきれない発達障害等のある児童生徒に対して、適切な教育的支援を行えるよう非常勤講師を配置している。

▶学校教育環境の充実に関する施策の結果

特別支援学校施設については、災害弱者が多数在籍することから優先して取り組んだ結果、平成26年度に耐震化が完了した。

⑧ 南部地域での教育活動の充実に関する主な施策

▶南部地域におけるへき地教育振興

平成 25 年度より南部地域におけるへき地教育振興として、小学校 15 校を対象に、少人数学級や複式学級の特色を生かした効果的な指導方法等の研究を進め、広く成果を普及することでへき地・小規模校等における教育の充実を図るとともに、へき地が抱える教育課題に対応するため、専門教員による教科指導の充実等を目的とする複数市町村によるへき地学校への常勤教員の共同配置を支援している。

▶へき地教育におけるテレビ会議システムの活用に関する調査・研究事業

へき地教育におけるテレビ会議システムの活用に関する調査・研究事業として、テレビ会議システムを活用して学校間の交流学习を行い、へき地・小規模校等における多人数集団での学習機会の充実に向けた研究に取り組んでいる。

▶南部地域での高校生部活動・勉強合宿促進プロジェクト

平成 24 年度から南部地域での高校生部活動・勉強合宿促進プロジェクトとして、紀伊半島大水害からの復興を目指している南部地域に、高等学校の部活動や勉強の合宿を積極的に誘致し、復興に資するとともに、共同生活を通して、決まりやルールを守る態度を養い、規範意識の向上を図っている。

▶南部地域での教育活動の充実に関する施策の結果

2 村 3 校を併任する専門教員を共同設置したことで、生徒が専門性の高い授業を受けることが可能になった。また、へき地学校への指導主事の要請訪問は各校当たり年 2 回を維持し、各校の実情に応じた学習指導の充実を図ることができている。

⑨ 文化遺産の保存と活用に関する主な施策

▶ 国宝・重要文化財の保存修理事業

建造物や美術工芸品をはじめとする県内の国宝・重要文化財の保存修理を行うため、文化財の所有者や管理者等が行う修理及び保存のための事業について補助を行い、文化財的価値の維持に努めている。

▶ 史跡等の整備活用事業

市町村等が行う県内の史跡等の保存や整備のための事業について補助を行い、史跡等の保存活用と後世への継承を図っている。

▶ 橿原考古学研究所附属博物館展覧会・体験学習イベントの開催

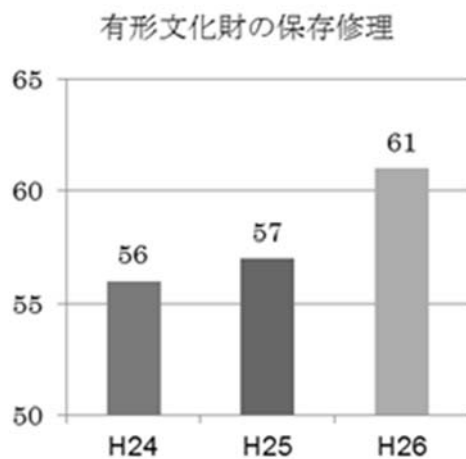
学校や地域へ博物館学芸員等の職員が出向く移動博物館を実施しており、学習のねらいに応じた展開や資料、体験を通して、博物館の楽しみ方や歴史を学ぶ機会を提供している。

また、体験学習イベントの開催として、子どもを中心とした体験学習の充実に取り組んでおり、平成 25 年度は夏休みに「子ども考古学講座」や「ちびっこ土器はくくつ体験」等のイベントを実施し、年度後半には外国人の考古学体験や干支の絵馬工作教室等を開催した。

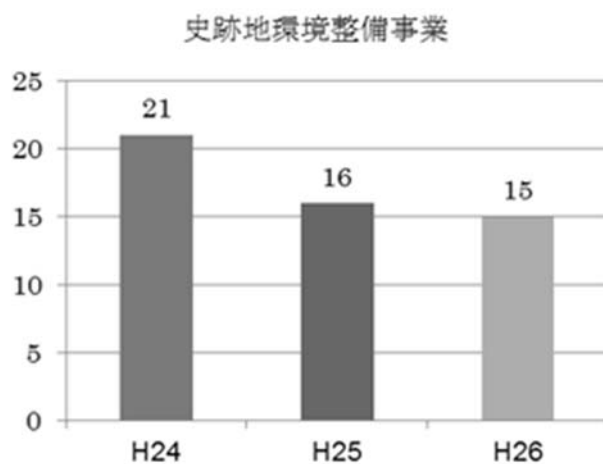
➤文化遺産の保存と活用に関する施策の結果

建造物、美術工芸品などの有形文化財の保存修理件数が61件と増加したとともに、史跡の整備や防災対策を引き続き進めた。

【有形文化財の保存修理について】



【史跡地環境整備事業について】



(2) 私立学校への施策

① 教育の質の維持向上のための学校法人の運営費への支援に関する主な施策

➤ 私立学校教育経常費補助金・私立幼稚園教育経常費補助金の交付

私立学校の重要な役割に鑑み、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的として、私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人に対して補助金を交付する。

➤ 私立専修学校教育振興費補助金の交付

専修学校、各種学校は職業訓練教育にあわせ、社会人の再教育期間としての役割が求められることなど社会のニーズが大きいことから、学校経営の健全化、教育の充実さらには生徒の学費負担軽減を図ることを目的として、専修学校、各種学校を設置する学校法人に対して補助金を交付する。

➤ 心身障害児教育振興費補助金の交付

心身障害児の私立幼稚園への就園促進を図ることを目的として、心身障害児を受け入れる私立幼稚園を設置する学校法人に対して補助金を交付する。

➤ 教育改革推進特別経費補助金の交付

地域の子育て支援のため、預かり保育を実施する私立幼稚園を設置する学校法人に対して補助金を交付する。

➤ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金の交付

質の高い環境で、子どもが安心して育ち、学ぶことができるようにするため、遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の教育環境を整備する私立幼稚園に対して補助金を交付する。

➤ 私立学校耐震化緊急促進事業補助金の交付

私立学校の児童生徒の安全を確保するため、校舎等の耐震補強工事や耐震改築工事を行う学校法人に対し補助金を交付する。

② 教育費負担軽減のための支援のための主な施策

➤ 私立高等学校等就学支援金の交付

進学して勉強する意志のある生徒が、経済的な理由から進学を断念することが無いよう、私立高校生等のいる世帯の授業料負担軽減のため、学費負担者に対して一定の所得制限のもとで高等学校等就学支援金を交付する。

➤ 学び直しへの支援金の交付

再び学び直す意志のある生徒が、経済的な理由から学び直しを断念することが無いよう、高等学校等の中途退学者が再び高等学校等で学び直す場合に、授業料負担軽減のため、学費負担者に対して一定の所得制限のもとで学び直しへの支援金を交付する。

➤ 私立高等学校授業料軽減補助金・私立専修学校高等課程授業料軽減補助金の交付

私立高校生等のいる世帯の学費負担軽減のため、授業料軽減を行った学校法人に対して補助金を交付する。

➤ 授業料減免事業補助金・家計急変世帯に対する授業料支援事業補助金の交付

学費負担者の解雇、倒産による家計急変により授業料の納付が困難となった児童・生徒（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校に限る）の修学機会の確保のため、当該児童・生徒に係る授業料を減免した学校法人に対して補助金を交付する。

➤ 奨学のための給付金の支給

私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため低所得者に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給する。

③ いじめ防止等の取り組みに関する主な施策

➤ いじめ防止対策推進のための補助金の交付

いじめ防止のため、教育相談体制を整備し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置する私立小学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）に対して補助を行う。

➤ いじめ防止対策推進法に係る協議会等運営事業の実施

いじめの問題を克服するため、「いじめ防止対策推進法」に基づく協議会等を設置・運営を行う。

➤ その他の私学関係補助金の交付

私立学校振興共済事業団、私学退職資金社団、私立学校の教職員に対する研修等に対し補助を行う。

第3. 全般的な意見

1. 私立学校教育経常費補助金について

(1) 私立学校教育経常費補助金の概要について

私立学校振興助成法は、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的」としたものであるが、国や地方公共団体が行う経常費補助金の法的な拠り所となっている。県では、同法の趣旨を踏まえた「私立学校教育経常費補助金交付要綱」に従い、県内に所在する私立の高等学校（広域通信制課程を除く。）、中等教育学校、中学校、小学校又は幼稚園の経営の健全化と教育の充実を図るため、学校を設置する学校法人に対し、当該学校の運営に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとしている。

補助金の交付の対象となる経費は、以下に掲げる経費とされている。

- (a) 人件費：教職員に支給する本俸・期末手当及びその他の諸手当並びに所定福利費に要する経費をいい、退職金に要する経費を除く。
- (b) 教育・管理経費：教育研究及び管理に要する経費をいい、貸与の奨学金に要する経費を除く。
- (c) 設備関係経費：教育研究及び管理の用に供する機器備品及び図書購入に要する経費をいい、車両購入に要する経費を除く。

平成26年度において、補助金の配分基準として、標準的運営費、政策推進加算、学校提案型支援加算の3種類の基準を設け、以下の算定式に基づいて算定している。なお、高等学校に関連する部分のみを記載している（以下同じ。）。

<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 30%;"> <tr><td style="text-align: left;">標準的運営費</td></tr> <tr><td>学校割＝基準額（規模別補正額）</td></tr> <tr><td>学級割＝基準額×学級数</td></tr> <tr><td>生徒割＝基準額×生徒数</td></tr> <tr><td>教職員割＝基準額×教職員数</td></tr> </table>	標準的運営費	学校割＝基準額（規模別補正額）	学級割＝基準額×学級数	生徒割＝基準額×生徒数	教職員割＝基準額×教職員数	×	1/2 (補助率)	+	政策推進 加算	+	学校提案型 支援加算
標準的運営費											
学校割＝基準額（規模別補正額）											
学級割＝基準額×学級数											
生徒割＝基準額×生徒数											
教職員割＝基準額×教職員数											

① 標準的運営費

文部科学省が行う「地方教育費調査」における本県公立学校（園）の経常費支出実績に基づき算出した基準額を元に、生徒数、学級数、職員数に応じて算出している。

ア) 基準額

i) 学校割

[平成 24 年度調査（23 会計年度）～平成 26 年度調査（25 会計年度）の平均値]

学校規模に応じて、下記の補正額（規模別基準額）を適用

○基準額

高等学校	
全日制	定時制
17,045 千円	2,810 千円

○規模別補正（高等学校（全日制））

生徒数	補正率	補正額 (規模別基準額)
1,321 人以上	1.2	21,114 千円
1,041 人以上 1,320 人以下	1.1	19,354 千円
521 人以上 1,040 人以下	1.0	17,595 千円
241 人以上 520 人以下	0.9	15,835 千円
240 人以下	0.8	14,076 千円

補正額を生徒数で除した一人当たり金額は以下のとおりであり、相対的に生徒数が少ない学校に対して一人当たりの補助が手厚くなる性質を有している。

生徒数	一人当たり 金額（円）
1,321 人以上	～15,983
1,041 人以上 1,320 人以下	14,662～18,591
521 人以上 1,040 人以下	16,918～33,771
241 人以上 520 人以下	30,451～65,705
240 人以下	58,650～

ii) 学級割

[平成 24 年度調査（23 会計年度）～平成 26 年度調査（25 会計年度）の平均値]

以下の算式によって得られる金額を適用

$$\boxed{\text{下記イ、ロのいずれか少ない数}} \times \boxed{\text{基準額}}$$

イ：平成 26 年 5 月 1 日現在の学科、学年別生徒数を 40 人で除した数の和

ロ：実学級数の和

○基準額

高等学校	
全日制	定時制
357 千円	163 千円

iii) 生徒割

[平成 24 年度調査 (23 会計年度) ~平成 26 年度調査 (25 会計年度) の平均値]

以下の算式によって得られる金額を適用

平成 26 年 5 月 1 日現在の定員内実生徒数 (収容定員を超過した場合であっても、超過した数を限度として東日本大震災により転入学した生徒の数については加算)	×	基準額
--	---	-----

○基準額

全日制	定時制
58 千円	77 千円

iv) 教職員割

[平成 24 年度調査 (23 会計年度) ~平成 26 年度調査 (25 会計年度) の平均値]

以下の算式によって得られる金額を適用

下記イ、ロのいずれか少ない数	×	基準額
----------------	---	-----

イ：上記生徒数及び学級数に基づき、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和 36 年 11 月 6 日法律第 188 号)等に定める標準教職員数値算出方法を用いて算出した教員数

ロ：平成 26 年 5 月 1 日現在の本務教員数に、非常勤講師の延べ週間持ち時間を 18 時間で除した数(小数点以下切り捨て)を加えた数

○基準額

	全日制	定時制
校長	9,889 千円	10,071 千円
副校長・教頭	9,128 千円	9,296 千円
教員	7,607 千円	7,746 千円
事務職員	6,466 千円	6,584 千円

イ) 補助率

2分の1

② 政策推進加算

下記の表に指定する項目及び内容を満たす取り組みを実施した学校に対して、係数欄に記載の方法により算出した額を加算するものである。なお、政策等を推進するための性質を有する項目のうち、人権教育の推進、相談体制の整備の推進、教育環境の整備の推進は平成 24 年度から、それ以外は平成 26 年度から開始されている。

(高等学校に適用されるもののみ抜粋)

項目	内容	係数
補正としての性質を有する項目		
保護者の経済的負担の軽減	平均納付額を基準に増減	平均額 5% 上回るごとに 1% 減額、5% 下回るごとに 2% 増額
学則定員の厳守	学則定員を超える入学者数に応じて減額	定員を 5% 超えるごとに 1% 減額
政策等を推進するための性質を有する項目		
人権教育の推進	高等学校での人権教育を推進するために増額	各高等学校に 200 万円ずつ増額（奈良県私立学校人権教育推進協議会事務局担当校は 300 万円増額）
相談体制の整備の推進	いじめ防止基本方針を策定し、個人別生活カードを実施している学校に増額	1 校当たり 100 万円を増額（個人別生活カードを実施していない場合は 50 万円）
	当年度に一定要件を満たす相談員等を配置している学校に増額	1 校当たり 100 万円を増額
国際化教育の推進	外国語教育を推進するために外国語実習助手（ALT）を雇用する学校に増額	1 校当たり 100 万円を増額
顕著な成果を修めた部活動等に対する加算	近畿大会、全国大会又は国際大会に出場する成績を修めた部活動等を実施する学校を支援	1 校当たり 50 万円を増額（近畿大会への出場の場合は 25 万円を増額）
教育環境の整備の推進	天然芝生化を実施している学校に増額	1 校当たり 100 万円を上限に、芝生化された面積に応じて増額
習熟度別教育等少人数教育に対する加算	私立学校教育経常費補助金の標準的運営費 - 基準額 - 教職員割の基準により算定する標準教員数以上の教員により、教育計画（カリキュラム）として少人数学級による教育を実施する学校に対して増額	加配の常勤教員 1 人につき、教職員割で算定した基準額の 1/2 を増額（非常勤職員を加配している場合は 1 校につき 100 万円を上限として増額）

大学等との連携による取り組みに対する加算	大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程の教員を招いて、専門的な授業を実施する高等学校に対して増額	1校当たり 50 万円を増額
消費者教育の推進に係る取り組みに加算	消費者教育に取り組む学校に対して増額	1校当たり 50 万円を増額
キャリア教育に対する加算	地域住民（企業退職者等）、民間経営者等と協働しての起業教育に取り組む学校に対して増額	1校当たり 50 万円を増額
地域との連携に取り組む学校に対する加算	地域の住民を主たる対象に、学校と連携したり取り組みを実施する学校に対して増額	1校当たり 100 万円を増額
学校評価を行う学校に対する加算	学校評価（学校関係者評価、第三者評価に限る）を実施する学校に対して増額	1校当たり 100 万円を増額
経営改善に取り組む学校に対する加算	経営改善計画（監査法人等の第三者の評価を受けているものに限る）を策定している法人	実施法人が設置する学校 1校当たり 100 万円を増額

③ 学校提案型支援加算

下記の表に指定する項目に該当する取り組みを各学校から募集し、奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会において、優れたものと認められた取り組みに対して、当該取り組みに係る経費の4分の3に相当する額を加算している。なお、学校提案型支援加算は、平成26年度から開始されたものである。

ア) 募集する項目

項目
規範意識を高める（正しいしつけ）ための取り組み
体力作りのための取り組み
学習意欲の向上のための取り組み
食育の推進のための取り組み
国際化の推進のための取り組み
地域とのつながりを高めるための取り組み
情操教育の推進のための取り組み
防災教育の推進のための取り組み
危機管理（防犯等）のための取り組み
県産材を活用した取り組み

※ 政策推進加算や他の補助金と重複する取り組みは補助対象外

※ 上限 15,000 千円、下限 5,000 千円

※ 一校につき複数の項目に対して提案可能

イ) 補助率

4分の3

④ 補助金の支給実績

平成 24 年度から平成 26 年度における県内私立高等学校に対して支給した補助金の実績は、以下のとおりである。

年度	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
学校数	15		15		14	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
標準的運営費	2,819,014	97.1	2,993,781	97.3	2,788,041	95.5
(うち)						
学校割	161,161	5.6	142,401	4.6	118,764	4.1
学級割	81,153	2.8	46,740	1.5	41,055	1.4
生徒割	219,102	7.5	233,915	7.6	250,850	8.6
教職員割	2,357,597	81.2	2,570,721	83.6	2,377,375	81.4
政策推進加算	82,852	2.9	83,930	2.7	113,469	3.9
(うち)						
補正関連(*)以外	33,272	1.1	33,552	1.1	42,219	1.4
学校提案型支援加算	-	-	-	-	18,966	0.6
合計	2,901,866	100.0	3,077,711	100.0	2,920,476	100.0

(*) 「保護者の経済的負担の軽減」及び「学則定員の厳守」

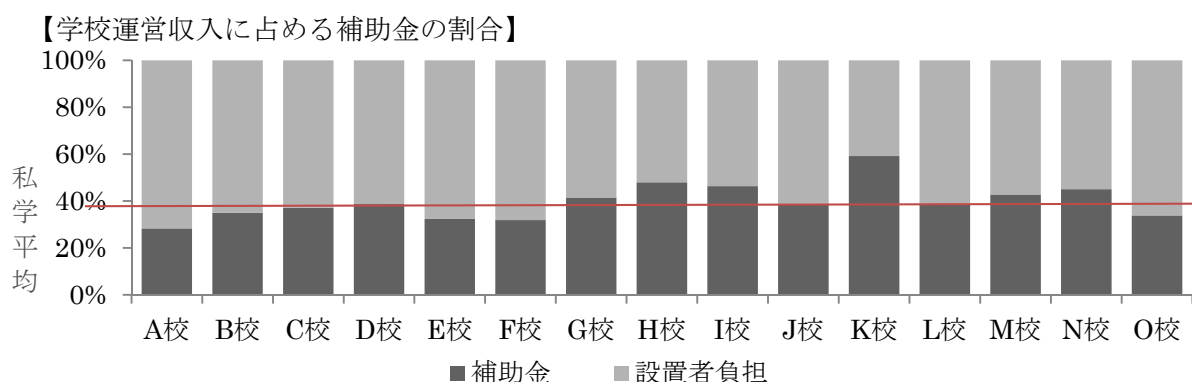
(2) 私立学校教育経常費補助金に係る全体指標分析

県内私立高等学校 18 校のうち、通信制 1 校及び補助金を受領していない 1 校並びに補助金の算定式が標準算定式と異なる 1 校を除いた 15 校について、補助金分析を行った。

① 学校運営収入に占める補助金の割合

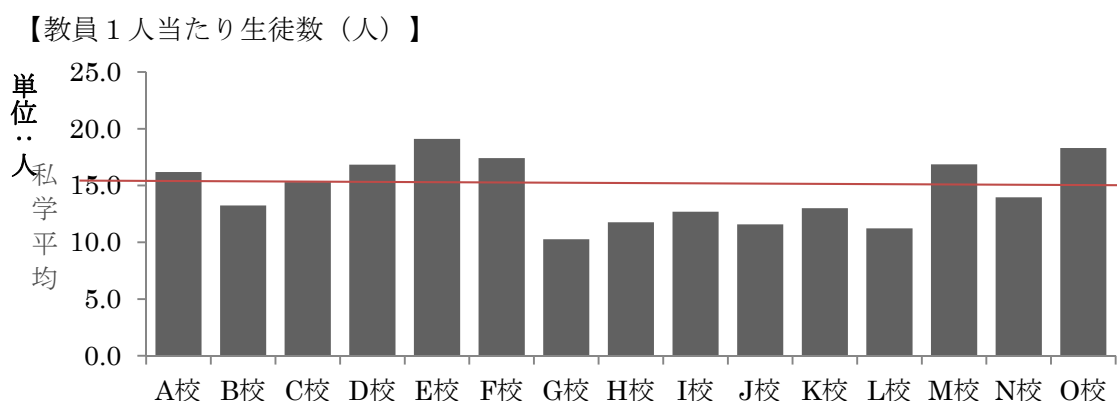
県内私立高等学校の補助金依存率(※)は、最も高いところで 59.2%、最も低いところで 28.3%、平均 37.0% (加重平均) であった。

※私立高等学校の学校運営収入に占める私立学校教育経常費補助金の割合



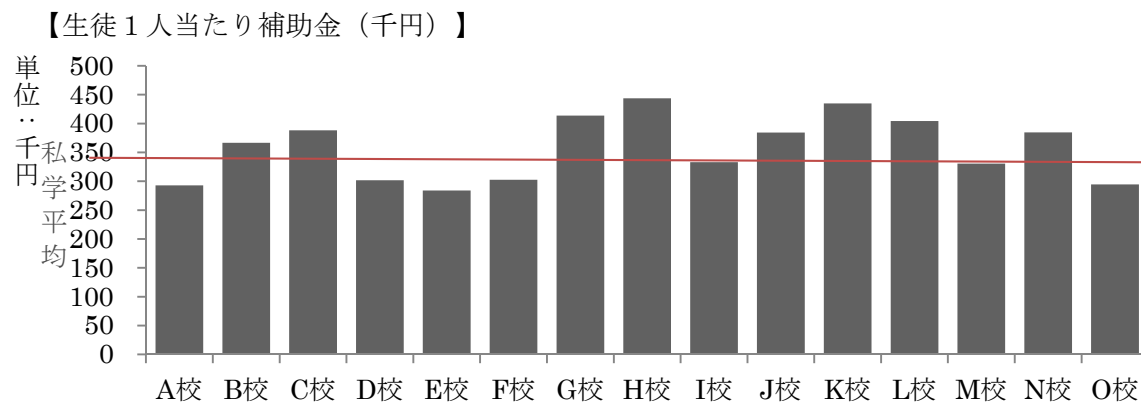
② 教員 1 人当たり生徒数

私立高等学校の教員一人当たり生徒数は、最も多いところで 19.1 人、最も少ないところで 10.3 人、平均は 15.1 人 (加重平均) であった。



③ 生徒1人当たり補助金

私立高等学校の生徒一人当たり年間補助金は、最も高いところで444千円/人、最も低いところで284千円/人、平均は340千円/人（加重平均）であった。



(3) 私立学校教育経常費補助金の効果的な交付に係る分析

① 分析の目的と手法

ここでは、いくつかの私立高等学校の定量的な指標と、私立学校教育経常費補助金との間に相関性があるかを複数年の推移で分析し、私立学校振興助成法第1条が定める「教育条件の維持及び向上に努める」私立高等学校に対して私立学校教育経常費補助金が効率的かつ効果的に配分されているかを検討する。

ア) 分析の視点

生徒数・教職員数・定員充足率・受験倍率といった定量的指標をもとに、それらが県の私立学校教育経常費補助金との間に相関関係を有しているか否かを判定する。

教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校について、私立学校教育経常費補助金と定量的指標との間に相関関係が認められた場合、私立学校教育経常費補助金は有効に機能していると考えられることとする。

ここで、相関関係の有無の判定には、相関係数を用いる。

相関係数とは、2つの確率変数の間の相関（類似性の度合い）を示す統計学的指標である。-1から1の間の値をとり、1に近いときは2つの確率変数には正の相関があり、-1に近ければ負の相関がある。これに対して0に近いときは2つの確率変数の間に相関関係は無いということを示す。

相関係数をRとしたとき、その絶対値が取る値に応じて、今回の分析では下記のような関係にあると設定する。

	Rの絶対値の値
強い相関がある	0.7～1.0
中程度の相関がある	0.4～0.7
弱い相関がある	0.2～0.4
ほとんど相関がない	0.0～0.2

当分析における2つの確率変数のうち、ひとつは私立学校教育経常費補助金の増減額であり、もうひとつは各種の定量的指標の増減値である。

イ) 評価の方法

私立高等学校の置かれた状況は様々であり、私立高等学校間を相対比較するのではなく、各私立高等学校の経営努力を評価することを目的としている。

そのため、他の私立高等学校と比較した相対的な順位による評価は行わず、あくまでも私立高等学校ごとに、前期からの各指標の増減した度合に対する、補助金額の増減の度合の相関関係を分析した。

ウ) 分析対象校

分析の対象としたのは、奈良県内 18 校の私立高等学校のうち、通信制 1 校及び補助金を受領していない 1 校並びに補助金の算定式が標準算定式と異なる 1 校を除いた 15 校である。

また、分析の対象期間としては、平成 24 年度から平成 26 年度の過去 3 か年の数値を用いた。なお各学校につき、前期からの増減で分析を行うため、実際の分析は 2 期間分となる。当分析では、便宜上、平成 24 年度から平成 25 年度にかけての期間を「第 1 期」、平成 25 年度から平成 26 年度にかけての期間を「第 2 期」と呼称する。

エ) 分析の指標

教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校と、定量的指標の関係性について、下記の仮説を立てる。

例えば、教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校は魅力的であるはずだから、受験倍率が上昇しているほど、また定員充足率が上昇しているほど、補助金も増加するという仮説である。

これらの指標について、補助金との間の相関関係を図る。

定量的指標	教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校
受験倍率	教育条件の維持向上に努める私立高等学校ほど受験倍率は上昇する
定員充足率	教育条件の維持向上に努める私立高等学校ほど定員充足率は上昇する
政策推進加算受給数	教育条件の維持向上に努める私立高等学校ほど政策推進加算制度を活用している
教員 1 人当たり生徒数	教育条件の維持向上に努める私立高等学校ほど手厚い教育を実現していることから、教員 1 人当たり生徒数は減少する
生徒 1 人当たり補助金	教育条件の維持向上のためには、生徒 1 人当たり補助金は同額で推移する

② 分析結果の要約

分析に用いた指標及びその指標と補助金額の増減との相関関係を分析した結果の要約は下記のとおりである。

なお、政策推進加算制度は、平成 26 年度から大幅な拡充ないし新設された補助制度であるため、第 2 期の 1 期間のみを分析した。

【分析指標の相関係数】

補助金増減額との相関性を分析した指標	第 1 期	第 2 期	補助金との関連	仮説	結論
	平成 24 年度 平成 25 年度	平成 25 年度 平成 26 年度			
受験倍率	0.34	0.05	1 期:増加する 2 期:変わらない	増加する	1 期は仮説と一致したが、2 期が仮説と不一致である。
定員充足率	0.34	0.33	1 期:増加する 2 期:増加する	増加する	1 期、2 期ともに仮説と一致した。
政策推進加算受給数	-	0.26	2 期:増加する	増加する	仮説と一致した。
教員 1 人当たり生徒数	0.16	-0.22	1 期:変わらない 2 期:減少する	減少する	2 期は仮説と一致したが、1 期が仮説と不一致である。
生徒 1 人当たり補助金	-0.59	0.07	1 期:減少する 2 期:変わらない	変わらない	2 期は仮説と一致したが、1 期が仮説と不一致である。

(受験倍率の出典：奈良県私立中学高等学校連合会)

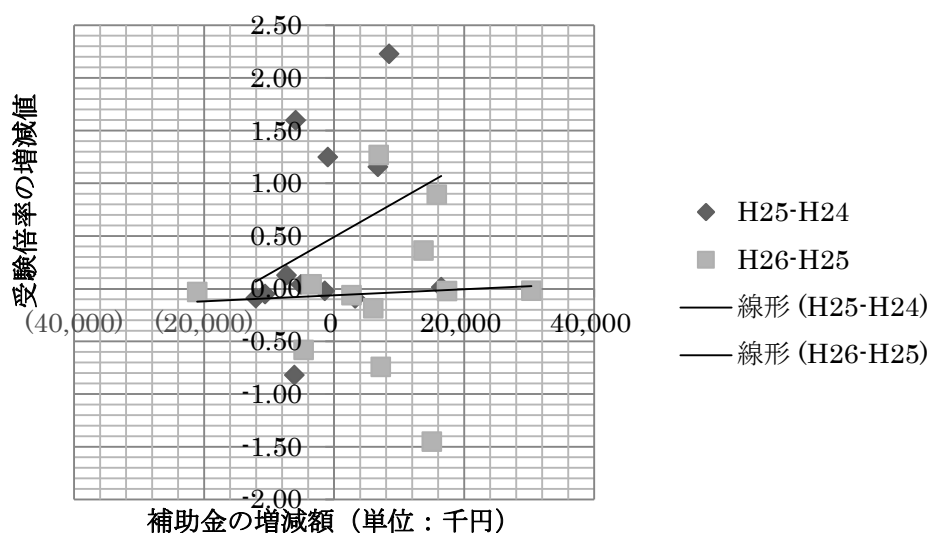
③ 個別分析結果

ア) 受験倍率

受験倍率の変動値と、補助金の増減額との相関係数及び散布図を描いたグラフは以下のとおりである。分析は内部進学のみしかない3校を除く12校で行い、また学校によって複数のコース等を設けていることがあるため、各学校の総出願者数/総募集定員数で受験倍率の加重平均を求めた。

補助金増減額との相関性を分析した指標	平成24年度-平成25年度	平成25年度-平成26年度	補助金との関連	仮説
受験倍率	0.34	0.05	1期:増加する 2期:変わらない	増加する

【図 受験倍率と補助金の散布図及び線形性】



各私立高等学校の受験倍率の増減値と、私立学校教育経常費補助金の増減額との間には、第1期は正の相関があり、第2期ではほとんど相関性がなかった。

教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校では受験倍率が増加するはずであるという仮説を立てているが、受験倍率については内部進学のための私立高等学校は分析ができないこと、また、内部進学と外部編入の2つがある場合に、公表されている受験倍率に内部進学を含めているかいないかによって倍率が変わること、併願が専願かでも出願者数が変わること等、どの値を採用するかを判断すべきところもある。

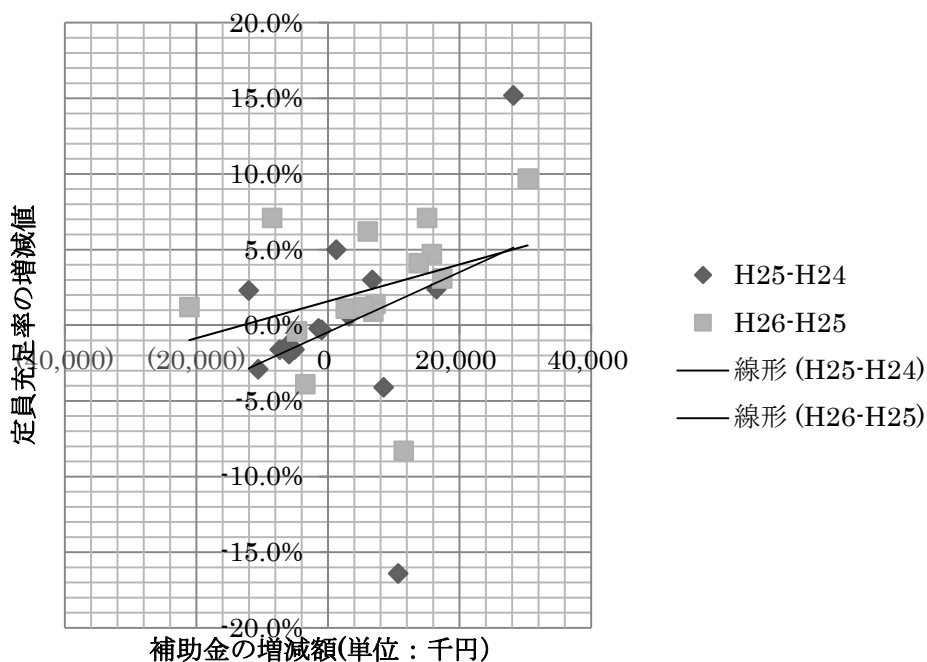
そのため、受験倍率を補助金の評価指標として用いることは難しいと考えられる。

イ) 定員充足率

定員充足率の増減値と、補助金の増減額との相関係数及び散布図を描いたグラフは以下のとおりである。

補助金増減額との相関性を分析した指標	平成 24 年度-平成 25 年度	平成 25 年度-平成 26 年度	補助金との関連	仮説
定員充足率	0.33	0.34	1 期:増加する 2 期:増加する	増加する

【図 定員充足率と補助金の散布図及び線形性】



各私立高等学校の定員充足率の過去3か年の増減値と、私立学校教育経常費補助金の過去3か年の増減額との間には、第1期と第2期の両方で正の相関性が認められた。

教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校では定員充足率が増加するはずであるという仮説を立てており、これは補助金増減額との間に正の相関性があるという分析結果と、第1期及び第2期ともに一致する。

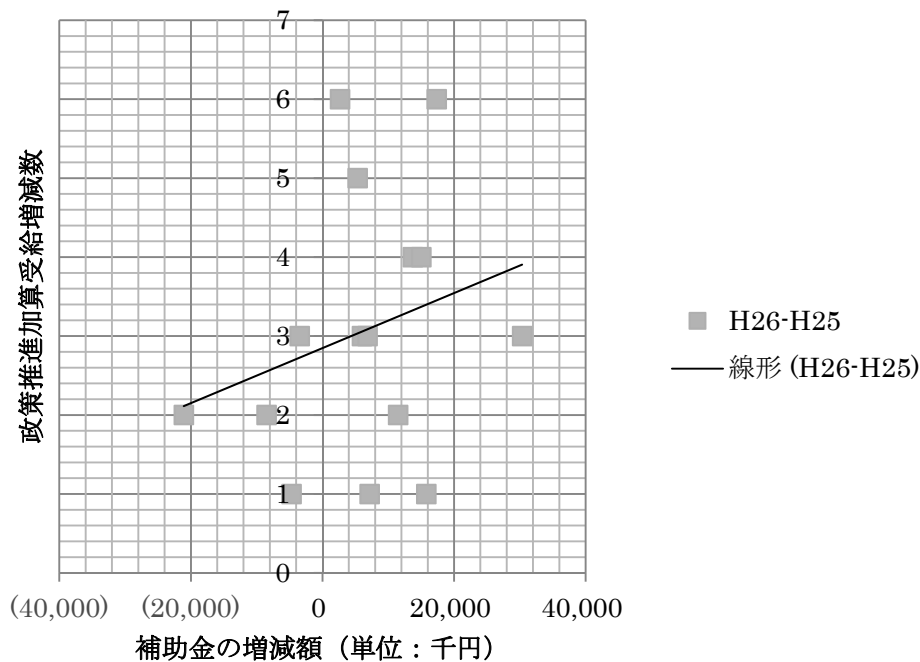
したがって、現行の私立学校教育経常費補助金制度は、定員充足率が増加する私立高等学校に対して、一定程度有効に補助金を配分できていると判断できる。

ウ) 政策推進加算受給数

政策推進加算制度は、実質的には平成 26 年度から大幅な拡充及び新規制度設定がされた補助金加算制度である。そのため、分析は単年度で行った。

補助金増減額との 相関性を分析した指標	平成 24 年度 - 平成 25 年度	平成 25 年度 - 平成 26 年度	補助金との関連	仮説
政策推進加算受給数	-	0.26	2 期: 増加する	増加する

【図 政策推進加算受給数と補助金の散布図及び線形性】



各私立高等学校の政策推進加算制度の受給増減数と、私立学校教育経常費補助金の増減額との間には、単年度ではあるが正の相関性が認められた。

教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校では政策推進加算制度を活用しているはずであるという仮説を立てており、これは補助金増減額との間に正の相関性があるという分析結果と一致する。

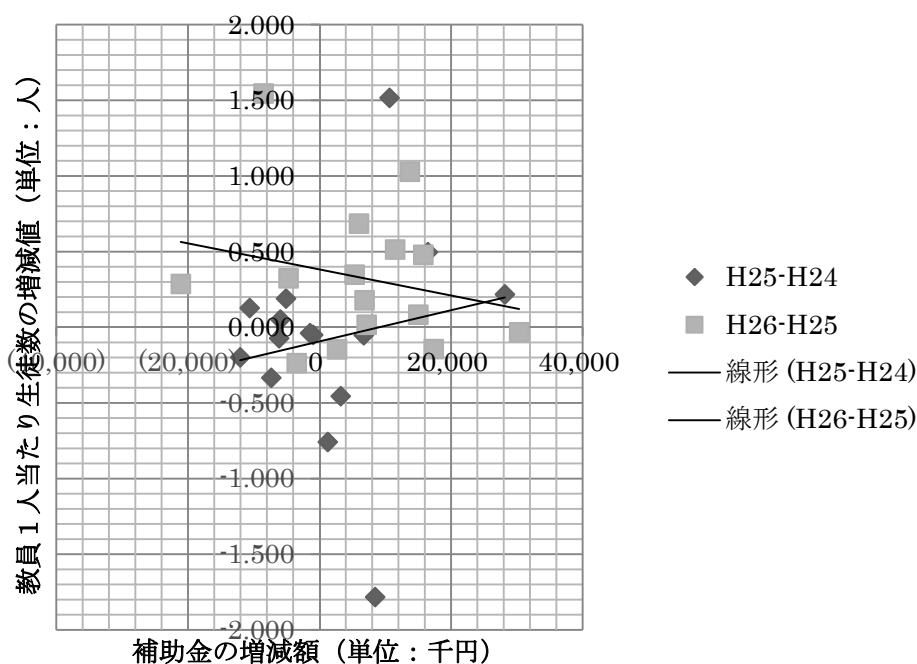
したがって、現行の私立学校教育経常費補助金制度は、政策推進加算制度が採択される私立高等学校に対して、一定程度有効に補助金を配分できていると判断できる。

エ) 教員 1 人当たり生徒数

教員 1 人当たり生徒数の増減値と、補助金の増減額の間的相关係数及び散布図を描いたグラフは以下のとおりである。

補助金増減額との 相関性を分析した指標	平成 24 年度- 平成 25 年度	平成 25 年度- 平成 26 年度	補助金との関連	仮説
教員 1 人当たり生徒数	0.16	-0.22	1 期:変わらない 2 期:減少する	減少する

【図 教員 1 人当たり生徒数と補助金の散布図及び線形性】



各私立高等学校の、教員 1 人当たり生徒数の増減数と、私立学校教育経常費補助金の増減額の間には、第 1 期は相関性が認められなかったが、第 2 期は負の相関が認められた。

教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校では、教員 1 人当たり生徒数は減少するはずであるという仮説を立てており、これは第 2 期については負の相関性があるという分析結果と一致しているが、第 1 期については相関性がないと出ていることから、第 1 期において例外事例が起きていると推定される。

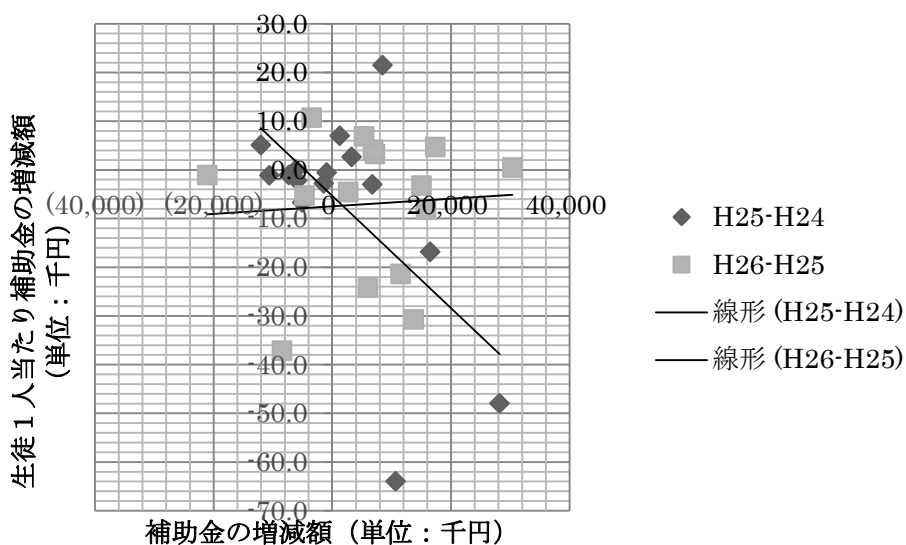
教員 1 人当たり生徒数は、さらに教員増減数と生徒増減数に分解できることから、それぞれを分析することで、第 1 期にどのような例外事例が発生しているかを後で追加的に分析する。

オ) 生徒1人当たり補助金

生徒1人当たり補助金の増減額と、補助金の増減額との間の相関係数及び散布図を描いたグラフは以下のとおりである。

補助金増減額との相関性を分析した指標	平成24年度-平成25年度	平成25年度-平成26年度	補助金との関連	仮説
生徒1人当たり補助金	-0.59	0.07	1期:減少する 2期:変わらない	変わらない

【図 生徒1人当たり補助金と補助金の散布図及び線形性】



各私立高等学校の生徒1人当たり補助金の増減額と、私立学校教育経常費補助金の増減額との間には、第1期は強い負の相関が、第2期では相関性がなかった。

生徒1人当たり補助金は同額で推移するという仮説を立てており、これは第2期については仮説が当てはまる結果が出ているが、第1期については強い負の相関性が出ていることから、第1期において例外事例が起きていると推定される。

生徒1人当たり補助金は、変数としては生徒増減数のみが影響することから、生徒数増減を分析することで、第1期にどのような例外事例が発生しているかを後で追加的に分析する。

④ 生徒割単価の見直しについて（意見）

③エ）教員 1 人当たり生徒数及び③オ）生徒 1 人当たり補助金の 2 つについて、それぞれ第 1 期が仮説と異なる分析結果が出ていることから、その原因を分析する。

ア）教員 1 人当たり生徒数に対する考察

教員数増減数と補助金増減額の相関性、及び生徒数増減数と補助金増減額の相関性を図ったところ、下記表 1 のとおり、それぞれほぼ完全な相関性があった。

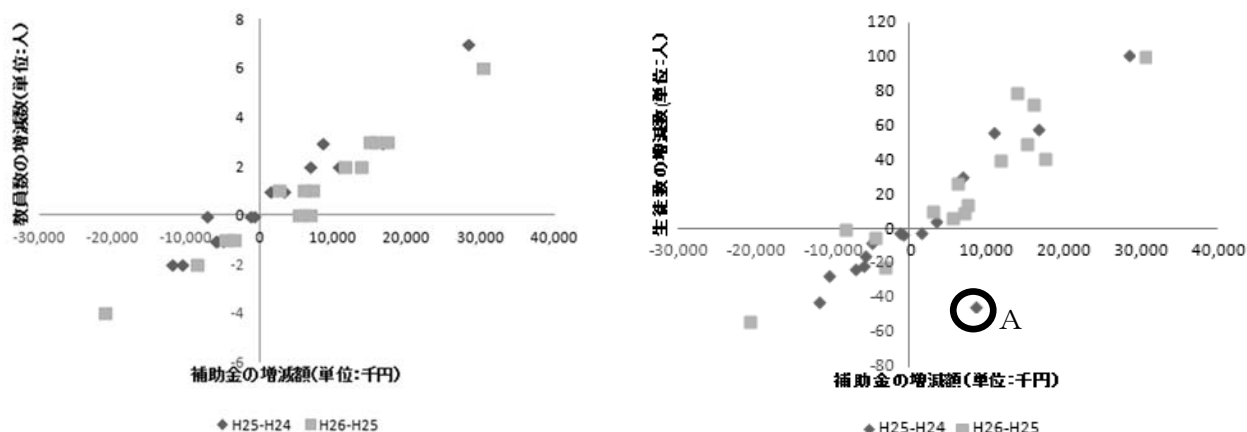
ただし、教員数増減数と補助金増減額が 2 期分析で 0.97～0.98 という、ほぼ 1 に近似しており完全相関に等しいのに対して、生徒数増減数と補助金増減額は 2 期分析で 0.86～0.93 となり、値で比較すると教員数増減数ほどには高い相関性を示していない。

【（表 1）教員数増減と補助金増減額の相関係数及び生徒数増減数と補助金増減額の相関係数】

	平成 24 年度－ 平成 25 年度	平成 25 年度－ 平成 26 年度
教員数増減人数と補助金増減額の相関係数	0.97	0.98
生徒数増減人数と補助金増減額の相関係数	0.86	0.93

このことは、散布図でも確認することができる。教員数増減数と補助金増減額及び生徒数増減数と補助金増減額の散布図を描いたグラフが（図 1）及び（図 2）であるが、（図 2）の生徒数増減数と補助金増減額の散布図の方が、分布にばらつきがあるのが見て取れる。

【（図 1）教員数増減数と補助金増減額の散布図】 【（図 2）生徒数増減数と補助金増減額の散布図】



散布図を見ると、平成 24 年度から平成 25 年度の第 1 期にかけて、生徒数が 40 人以上減少したにも関わらず、補助金交付額が 1 千万円も増加しているサンプルがあるのがわかる（（図 2）の円で囲んだ A）。他のすべてのサンプルが右肩上がりの直線的な分布を示

しているのに対して、このサンプルAだけが唯一右下象限に位置しており、その意味で、当該サンプルAは例外的な事例と考えられる。

そこで、当該サンプルAを分析したところ、生徒数が44人減少しているのに対して、教員数が3名増加していた。

私立学校教育経常費補助金は、教員1人当たり単価に教員数を乗じて教員割補助額を算出するが、その際の教員数の計算は、標準教員数と実配置教員数のうち、より少ない方を用いる計算式となっている。

このような算定式を採用している理由は、いたずらに教員数を増やすことで補助金が多額に交付されることを防ぐためである。

ここで、ほとんどの私立高等学校では、標準教員数よりも実配置教員数のほうがより大きいのだが、サンプルAについては、実配置教員数が標準教員数よりも少なかった。すなわち、サンプルAは本来標準とされている教員数よりも更に少ない人数で学校運営をしていたものであり、翌年度に教員数を補い標準教員数に近づいたことで、生徒数の増減に関わりなく、補助金が増加していたものである。

教員数に見合った補助金が交付されるべきであるが、同時に多額に補助金が交付されることの無いよう、標準教員数と実配置教員数のうちより少ない人数で交付するという制度設計は、限られた財源を配分するための基準としては妥当なものと考えられる。

よって、サンプルAは特殊な事例ではあるものの、私立学校教育経常費補助金の計算式に問題はないものと考えられる。

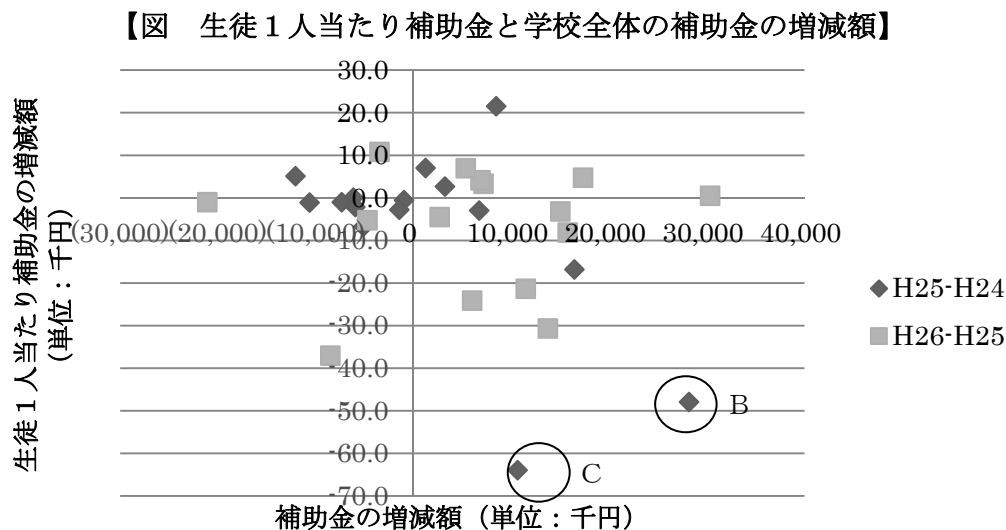
イ) 生徒1人当たり補助金に対する考察

次に、生徒1人当たり補助金について、第2期はほぼ無相関となって、生徒1人当たり補助金は同額で推移するという仮説を裏付ける結果を得たが、第1期については強い負の相関がみられ、仮説と不一致となっていることから、これについて分析を行う。

【(表2) 生徒1人当たり補助金増減と補助金増減額の相関係数】

	平成24年度－ 平成25年度	平成25年度－ 平成26年度
生徒1人当たり補助金と補助金増減額の 相関係数	-0.59	0.07

分析すると、第1期の下記のB及びCの事例が散布図の他の集団から大きくかい離している。これは、どちらも生徒数が少ない中で、前期からの生徒数が特に大幅に増加した私立高等学校である。



私立学校教育経常費補助金は、学校割として、学校単位で定額で補助を交付する部分があるが、下表のとおり、その際に学校の生徒数に応じて、段階的に補正率がかかる仕組みとなっている。

【規模別補正（高等学校（全日制））】

生徒数	補正率	補正額 (規模別基準額)
1,321人以上	1.2	21,114千円
1,041人以上 1,320人以下	1.1	19,354千円
521人以上 1,040人以下	1.0	17,595千円
241人以上 520人以下	0.9	15,835千円
240人以下	0.8	14,076千円

当該サンプルB、Cはいずれも生徒数の大幅な増加により上記の段階区分を跨いだことで、学校全体としての補助金は増加しているものの、生徒1人当たり補助金額で見た場合に、前年度と比較して急に減少していたものであった。

ただ、学校割の趣旨は、学校に対する定額補助であることから、生徒数のみで規模を判断して補正率を乗じるのであれば、すべての私立高等学校の学校割を一律同額に見直して、その代わり生徒割の単価を上乗せする方法を採用したほうが、生徒1人当たり補助金額の急激な変動を緩和することが可能となり、結果として私立学校の教育の質の向上を図ることができるのではないかと考えられる。

例えば現行の最低限值である14,076千円を学校割の定額の補助額とし、生徒1人当たり単価におよそ49千円/人を現状の生徒割に上乗せし、かつ現行の21,114千円を学校割の補助上限として設定すると、学校割は、おおまかに次のような1次関数の直線を描くこととなる。

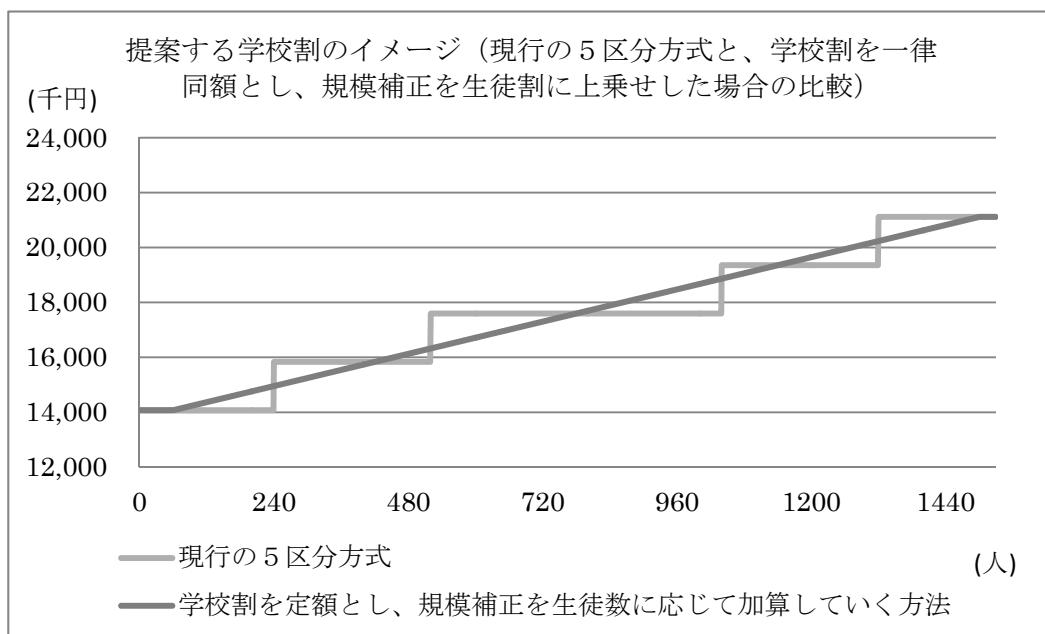
【学校割を一律定額とし、規模補正を生徒割に上乗せする場合の計算式の一例】

$$\boxed{\text{学校割金額} = \text{生徒数} \times \text{約} 49 \text{ 千円/人} + \text{一律定額} 14,076 \text{ 千円}}$$

※下限14,076千円、上限21,114千円とする。

※当該試算では仮に生徒数は60人を下限、1,500人を上限としている。

これは現状の学校割を、県の負担する補助金総額はほぼ変わらない状態で、生徒数に応じて各私立高等学校により細かく配分できるようになる。



冒頭にも記載したとおり、私立学校教育経常費補助金の標準的運営費は教職員割がその全体に占める割合は80%以上であるのに対して、生徒割が占める割合は7～8%程度である。つまり、教職員数の増減で補助金額の約80%が決まる仕組みとなっていて、生徒割の占める割合が少なく、その結果、生徒数が増加しているにもかかわらず、補助金はそれほど増えない仕組みとなっていると考えられる。

このような私立学校教育経常費補助金の計算式は、当該補助金はその目的である「私立の高等学校（広域通信制課程を除く。）、中等教育学校、中学校、小学校又は幼稚園の経営の健全化と教育の充実を図る」（私立学校教育経常費補助金交付要綱第1）について、私立学校の経営の健全化を優先的に考えるのであれば、教職員の補助単価を相対的に高く設定する現在の補助計算式は有効である。

反面、教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校には、生徒数に応じた補助金が交付されるべきと考えられ、そのためには生徒割の単価を高く設定することが有効であると考えられる。

なお、なかには、生徒数は減らしつつも教員を増やすことで教員1人当たりが担当する生徒数を減らし、教育の質を上げようとする私立学校もあるであろう。

仮に生徒割単価を増やした場合に、こういった少人数学級制度を採用している高等学校が相対的に不利になるのではないかという考え方もあるが、県の私立学校補助金制度は、標準的運営費部分だけでなく、政策推進加算制度や学校提案型支援加算制度がある。

したがって、こういった教育の質の向上のための取り組みについては、標準的運営費の枠ではなくて、政策推進加算の枠組みの中の少人数学級制度等を利用して加算項目として交付することのほうが、より適当ではないかと考えられる。

⑤ 私立高等学校の自主目標の設定と評価について（意見）

以上、各種の定量的指標をもとに、現在の県の補助金が効果的に配分されているかを分析した。

今回の分析で、現在の私立学校教育経常費補助金は、定員充足率が前期から比較して増加した学校は補助金が増加する傾向にあること、政策推進加算制度を活用した私立高等学校は前期よりも補助金が増加する傾向にあることがわかった。

これらは、教育条件の維持及び向上に努める私立高等学校は、定員充足率が増加するはずである、また政策推進加算制度を活用するはずであるという当初の仮説と一致したことから、この2つの観点においては、現在の私立学校教育経常費補助金は、有効に補助金が交付されていると考えられる。

一方で、私立学校法第1条で、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」とし、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじることを定めている。

今回の分析は、各種の定量的指標を用いてすべての私立高等学校を統一の視点をもつて行ったが、各私立高等学校がその設立目的に沿った独自の運営をしていることを考慮すると、その目的に沿った教育がなされているかどうかを評価すべきである。

したがって、今後は、各私立高等学校が建学の精神に基づいて、それぞれが重要と考える目標について県と私立高等学校で協議し、その目標が達成されたかを測定及び評価のうえ、毎年度県に実績報告させ、それをもとに私立学校教育経常費補助金が効果的に配分されているかを評価していくことが重要であると考えられる。

(4) 政策推進加算及び学校提案型支援加算の項目設定及び効果測定について

① 政策推進加算と学校提案型支援加算の対象について

ア) 受給校数の現状

政策推進加算と学校提案型支援加算を受給した学校数の実績は以下のとおりである。

【政策推進加算】

(単位：校数)

項目	目的	H24	H25	H26
私立高等学校数		18	18	18
人権教育の推進	教育課題（人権教育の推進）の改善	16	16	15
相談体制の整備の推進 - 基本方針	教育課題（人権教育の推進）の改善			15
相談体制の整備の推進 - カウンセラー配置	いじめ防止対策推進法の推進	5	6	8
国際化教育の推進	教育課題（国際化の推進）の改善			9
顕著な成績を修めた部 活動等に対する加算	教育課題（体力の向上）の改善			8
教育環境の整備の推進	教育課題（体力の向上）の改善	1	-	-
習熟度別教育等少人数 教育に対する加算	教育課題（学習意欲の向上）の改善			1
大学等との連携による 取り組みに対する加算	教育課題（学習意欲の向上）の改善			3
消費者教育の推進に係 る取り組みに加算	消費者教育の推進に関する法律の推進			-
キャリア教育に対する 加算	教育課題（実学教育の推進）の改善			2
地域との連携に組み 込む学校に対する加算	県の重要課題（子育て支援）の改善			2
学校評価を行う学校に 対する加算	私学運営の健全化			2
経営改善に取り組む学 校に対する加算	私学運営の健全化			3

【学校提案型支援加算】

(単位：校数)

項目	目的	H26
規範意識を高める（正しいしつけ）ための取り組み	教育課題（規範意識の向上）の改善	-
体力作りのための取り組み	教育課題（体力の向上）の改善	-
学習意欲の向上のための取り組み	教育課題（学習意欲の向上）の改善	-
食育の推進のための取り組み	食育基本法の推進	1
国際化の推進のための取り組み	教育課題（国際化の推進）の改善	4
地域とのつながりを高めるための取り組み	教育課題（規範意識・学習意欲の向上）の改善	-
情操教育の推進のための取り組み	教育課題（規範意識の向上）の改善	-
防災教育の推進のための取り組み	県の重要課題（防災）の改善	-
危機管理（防犯等）のための取り組み	学校保健安全法の推進	-
県産材を活用した取り組み	県の需要課題（林業振興）の改善	-

政策推進加算や学校提案型支援加算は、県全体の課題改善や法律を推進することを目的として設定されているものであるが、項目により申請数にバラつきがみられる。

政策推進加算について、例えば、「消費者教育の推進に係る取り組み」に対する補助金は、国が消費者教育を推進していることから平成26年度に設定された項目であるが、申請実績はなかった。項目によっては、私立高等学校で実施しているものの、事務手続きの煩雑さ等を理由として補助金の申請が行われていないものも存在するとのことであり、当該補助金の申請がなかったことが、ただちに県内の私立高等学校で消費者教育の推進に係る取り組みがまったく行われていないことを示すわけではない。

一方、「人権教育の推進に係る取り組み」に対する補助金は、ほとんどの私立高等学校から申請されているが、これは、人権教育は、広く高等学校教育において実施されるべき取り組みである中で、さらに県が人権教育の推進に取り組んでいることを明瞭にするために、当該項目を設けている側面もある。

また、「運動場芝生化」に対する補助金は、過年度において県がモデル事業として実施した結果、成果があったと評価されたことから項目に加えられたものであるが、申請実績は少ない。

イ) 項目設定の判断基準について (意見)

政策推進加算の制度が実質的に開始されたのは平成 23 年度であり、また、項目が大幅に増加されたのは平成 26 年度であることに鑑みると、項目設定について試行錯誤の段階であることは理解でき、申請数にバラつきが生じることもやむを得ないと考える。

この点、政策推進加算には、県としての課題を改善するためには、県が設置者である県立高等学校のみならず私立高等学校の協力が必要となるケースも多く存在し、その一環として補助金を支給している一面があるとも考えることもできる。そのため、申請数が少ない項目については、県が推し進めたい施策であるにもかかわらず、私立高等学校の十分な協力が得られていないのではないかと推測することもできる。よって、申請数が多くなることに一定の意義があるのではないかと考える。したがって、申請数が少ない状況が続く項目については、そもそも加算項目として設定することが適当なのかどうかを毎年度見直す必要がある。また、加算項目として必要と判断するのであれば、当該項目は県が推進したい施策と考えているものであるから、当該加算項目に関連する取り組みが各私立高等学校で積極的に行われ、結果として申請数が増加するよう、私立高等学校への助言等を行うことが有用と考える。

一方で、人権教育の推進に係る取り組みに対する補助金のように、ほとんどの私立高等学校から申請されている項目であれば、当該項目を政策推進加算の項目として設定することにより県が人権教育を推進していることを示す効果もあると考えられるものの、高等学校における教育に必要な経費を補助するものとして、申請に応じた補助を行うのではなく、標準的運営費のひとつとして支給する方法もあるのではないかと考える。

同様に、学校提案型支援加算の項目も、P.76 の表のように、県全体の課題改善等を目的として設定されているものであるが、項目による申請数のバラつきが生じている。この点、同制度が開始されたのが平成 26 年度であることから、今後、各項目において申請数が増加することが期待されるが、政策推進加算と同じく、設定する項目の是非を毎年見直すとともに、私立高等学校が当該補助金の項目に関連した事業に積極的に取り組むことで補助金の申請数が増加し、結果として、県の推進したい施策が浸透するよう助言等を行うことが有用と考える。

② 私立学校教育経常費補助金の効果測定について

ア) 申請内容の確認方法

「私立学校教育経常費補助金交付要綱」第10において、補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は実績報告書の提出を求められている。具体的には、標準的運営費の場合には、学級数や生徒数、経費に係る情報を提出している。政策推進加算の場合には、それぞれの項目に求められた要件に応じて、当該取り組みに関する学校の考え方や当該取り組みを行うに当たっての計画書、取り組み内容のわかる資料等を求めている。地域振興部教育振興課では、提出された書類をチェックし、記載内容に不備が無いかどうかを確かめている。加えて、毎年、私立高等学校に対する調査を行い、実績報告書の記載内容の事実の確認も行っている。

また、学校提案型支援加算の場合は、各学校が補助金対象として申請した取り組みを奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会で審査し、優れたものと認められた取り組みに対し、補助金を加算することとしている。

イ) 効果測定の必要性について（意見）

補助金を支給した成果がどの程度であったかを測定することは、補助金の効率性・公正性の観点から重要である。3つの配分基準のうち標準的運営費は生徒数等に基づいて算出されるものであり、客観的に事実の確認を行うことが可能なものである。ただし、標準的運営費の性質は、人数等に基づいて私立学校の経常費を補助するものであることに鑑みると、効果測定は一般的に馴染まないと考えられる。

一方で、政策推進加算及び学校提案型支援加算は、一定の成果を期待して支給されているものであることから、補助金を支給したことによる成果を評価することが適切と考えられる。

この点につき、実際に補助金の支給を受けた学校にヒアリングしたところ、その効果を以下のように評価している。

(ケース① - 政策推進加算「相談体制の整備の推進」)

政策推進加算の対象となる事業のほとんどは、補助金の支給以前から実施している事業であるが、補助金の支給により、より充実した実施が可能となっている。

例えば、臨床心理士1名を週1回6時間配置していたが、希望者が増えたため、週2回の配置とした。また、生徒だけではなく、保護者のみや保護者同伴者への対応も可能となった。

(ケース② - 政策推進加算「相談体制の整備の推進」)

保護者、生徒、教員が日常的にカウンセラーを利用するとともに、定期的に教員とカウンセラーとの連絡会議を設定し、生徒の状況把握や学校での対応について共有できることで、非常に大きな効果を上げている。

(ケース③ - 政策推進加算「習熟度別教育等少人数教育に対する加算」)

教員の配置を複数にすることができたが、生徒個々の伸びの見極めの摺り合わせと今後の指導指針をより密にしなければならないという課題も見えてきた。また、生徒相互が切磋琢磨して自己の可能性と伸びを最高にするためには、生徒のモチベーションを維持しながら、クラス（上級・中級・初級）の入れ替え等を行う際に慎重さが要求されることが認識できた。

(ケース④ - 政策推進加算「キャリア教育に対する加算」)

一部の専門コースで実施したインターンシップによる職業体験の経験を学校内で共有することにより、他コースの生徒も、将来の進路や自立を具体的に考えるきっかけとなった。

(ケース⑤ - 政策推進加算「地域との連携に取り組む学校に対する加算」)

『地元で支持される学校として評価されることが学園全体の幸せにつながる。』という意識が教員に浸透し、教員の意識レベルが向上してきたと感じている。

(ケース⑥ - 学校提案型支援加算「国際化の推進のための取り組み」)

海外姉妹校との交流事業を、より充実したものとすることができた。例えば、平成26年度では双方に移動交流を行い、本学に来日した姉妹校生徒と交流するためのイベントを催した。

これにより、生徒にとっては、同世代の外国人生徒との交流による異文化体験と国際感覚の養成に寄与した。また、教職員においては、長年にわたって実施してきた教育活動が公的に評価を受けたことで、実施担当教員をはじめ、現場教員のモチベーション向上に大きく寄与した。

(ケース⑦ - 学校提案型支援加算「国際化の推進のための取り組み」)

訪日外国人生徒を学校に招くことにより、国際交流が充実している。

これらの評価を参考にすると、補助金を受給したことに対する一定の効果があり、補助金支給に意義はあると判断できる。

以上は、補助金を受給した私立高等学校の主観的かつ定性的な評価であるが、前述したとおり、県では、補助金対象となった事業の実績の有無等を確認しているものの、その効果を測定することを行っていない（ただし、平成27年度より、学校提案型支援加算について、各校に効果測定を義務付けている。）。いずれも県の課題改善や推進したい法律に関連付けられて設定された項目であるからには、補助金を支給したことで、県全体の課題改善が進んでいるのか、あるいは、法律の意図するところが浸透しているのかを評価することは重要なことである。

これについては、教育に関連する事業を数値で効果測定することは困難なケースが多く、また、中長期的な観点での効果測定が必要なケースも多いという意見もあるが、補助金を支給する以上は、何らかの効果測定を行い、効率性・公正性の観点から補助金が適切に使用されていることを検証する必要があると考える。

ここで、一義的には、県全体での課題改善等の進捗が目標であると考えられることから、補助金項目に関連付けられた県の課題等について、県レベルでの成果指標を設定することが適切と考えられる。また、学校レベルでは、各学校に県の成果指標を意識してもらうとともに、学校ごとでの成果指標を設定し、各校での指標数値の変動（経年変化）でもって、効果を測定する方法が有用ではないかと考える。

i) 県レベルでの成果指標

「①政策推進加算と学校提案型支援加算の対象について イ) 項目設定の判断基準について（意見）」に記載のとおり、政策推進加算及び学校提案型支援加算ともに、申請数の増加が、県の施策推進につながっていると判断することができる。したがって、申請数の増加が効果測定の一つの目安になると考える。

ii) 学校レベルでの成果指標

私立高等学校の置かれている環境や教育方針は学校ごとに異なるべきものであり、成果指標を設定することで、私立高等学校間の相対的比較が行われることは適当でないと考

える。そこで、何らかの成果指標を設定し、学校ごとでその指標の経年変化を指数化し測定することで、成果を評価することが効果的であると考ええる。

まず、政策推進加算は、県が具体的な要件を定めている補助金であることから、その要件を満たすことにより期待される成果に関連する以下のような指標についてアンケート調査等を行い、成果を測定することが考えられる。

政策推進加算	具体的成果指標（案）
人権教育の推進	✓ 人権に対する意識の向上
相談体制の整備の推進 - 基本方針	✓ いじめに悩む生徒数の減少 ✓ 基本方針の理解数の増加
相談体制の整備の推進 - カウンセラー配置	✓ いじめに悩む生徒数の減少 ✓ 相談件数の増加
国際化教育の推進	✓ 海外大学への進学者数の増加 ✓ 海外留学者数の増加 ✓ 海外に関心を持つ生徒数の増加 ✓ 英検合格者数/TOEIC 平均点等の増加
顕著な成績を修めた部 活動等に対する加算	✓ 全国大会での成績の向上 ✓ 近畿大会での成績の向上
教育環境の整備の推進	✓ 校内での怪我発生数の減少 ✓ 体力測定値の改善
習熟度別教育等少人数 教育に対する加算	✓ 授業中の逸脱者数の減少 ✓ 一日当たり勉強時間の増加
大学等との連携による 取り組みに対する加算	✓ 大学進学率の向上 ✓ 教育研究発表数の増加
消費者教育の推進に係 る取り組みに加算	✓ 支出に関する意識の向上
キャリア教育に対する 加算	✓ 将来の目標を明確に持つ生徒数の増加
地域との連携に組み 込む学校に対する加算	✓ 地域住民からの評価の向上 ✓ 地域イベントの開催数の増加
学校評価を行う学校に 対する加算	✓ 学校評価サイクルの実効性の向上
経営改善に取り組む学 校に対する加算	✓ 収支差額の改善 ✓ 経営改善計画の達成度合いの評価

次に、学校提案型支援加算は、学校側から県の施策推進に関連する事業を提案してもらうものであることから、学校側に具体的な目標や成果指標を提示してもらい、自己評価してもらい方法が考えられる。この際、県は、学校側が具体的な目標等を適切に設定でき

るよう項目設定の背景となった施策の説明を十分に行うとともに、県全体としての目標も明確にすることが重要である。また、各校の自己評価結果を県が客観的に評価することで、その相対的な合理性も確保されと考えられる。

2. 県立高等学校の予算について

(1) 県立高等学校における特色ある予算の設定について

① 県立高等学校における予算執行の現状

県立高等学校の運営費等の予算は、前年度の実績等を基に款項目ごとに編成されている。また、予算編成において、教育委員会事務局各課と学校長との意見交換、情報交換の場が設けられ、学校長から予算に関する要望を受け付けているが、各課の協議を経て予算要求されるため、最終的に予算要求されない場合もある。

平成 24 年度から平成 26 年度における県立高等学校全 33 校における令達予算の執行実績は以下のとおりであり、各年度において節ごとの予算に大きな変動はなく、一定のシーリングが設けられており、ここ数年は、光熱水費が高騰している関係上、需用費の割合が大きくなっている。

(単位：千円)

節名称	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	執行金額	割合 (%)	執行金額	割合 (%)	執行金額	割合 (%)
委託料	175,145	15.2	177,529	15.3	186,208	15.9
共済費	24,514	2.1	21,078	1.8	16,489	1.4
原材料費	5,719	0.5	6,623	0.6	6,310	0.5
公課費	133	0.0	126	0.0	126	0.0
工事請負費	50,362	4.4	54,950	4.7	68,288	5.8
使用料及び賃借料	1,873	0.2	2,080	0.2	3,577	0.3
需用費	410,630	35.5	438,531	37.8	461,329	39.4
賃金	15,811	1.4	5,738	0.5	6,177	0.5
備品購入費	18,079	1.6	17,788	1.5	14,930	1.3
扶助費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
負担金、補助及び交付金	4,807	0.4	4,711	0.4	4,612	0.4
報酬	314,365	27.2	298,199	25.7	272,992	23.3
報償費	20,190	1.7	16,806	1.4	14,187	1.2
役務費	22,893	2.0	22,383	1.9	22,508	1.9
旅費	91,496	7.9	92,931	8.0	93,602	8.0
合計	1,156,017		1,159,473		1,171,333	

② 県立高等学校の特色ある予算及び弾力的な予算の設定について（意見）

ア) 特色ある予算や弾力的な予算の意義

「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育や専門教育を施すことを目的」としており（学校教育法第 50 条）、各学校において、生徒の状況に応じた教育を行うことが期待されていると考えられる。また、高等学校で教えられる内容や詳細は、高等学校学習指導要領で定められている。

ここで、一般的に、個々の生徒に対してどのような教育が必要かという判断は、教育現場に最も近い立場にいる各校の学校長や教職員が最も適切に行えるものと思われる。場合によっては、学習指導要領に従った教育課程のみでは十分な教育を行うことができないケースも考えられる。また、例えば、同じ県立の普通科高等学校であったとしても、普通科高等学校として共通して求められる役割がある一方で、それぞれの高等学校ごとに一定の役割分担が存在しているはずである。

この点につき、各学校において、生徒の状況に応じた特色ある教育を実施したいと考えることは、あり得ることである。ただし、学校長や教職員が、教育に必要と判断し実施したい施策に実効性を持たせるためには、資金的な裏付けが必要となる場合も多いと思われる。その場合、学校長等の要望に基づいた予算を活用することができれば効果的であると思われ、各校での要望に基づく予算措置が取られるようになることで、教育現場にいる教職員のモチベーションが増加することも期待できると考える。

例えば、文部科学省からスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けている県立高等学校では、その予算を活用した新たな取り組みを行っており、生徒や志願者の理数科目に対する意識向上や教職員の意欲向上につながっている、という評価もある。

また、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会が平成 25 年 12 月 13 日に取りまとめた『今後の地方教育行政の在り方について（答申）』には、「教職員の配置に対する校長の意向を反映させる取組や予算面における学校裁量を拡大し、校長のリーダーシップの下で自主的・自律的な学校運営ができるようにすることが必要である」との記載があり、その趣旨の一つとして、「また、学校の企画や提案に基づいた予算の配分や、用途を特定しない裁量的経費の措置など、予算面における学校裁量の拡大も更に進めることが望まれる」と記載されている。

さらに、大阪府では、平成 23 年度より、各府立学校が校長の適切で強いリーダーシップのもと、教育委員会が提示した課題をもとに中期的な計画を策定し、校長等の責任と権

限において学校運営を推進するためのマネジメントに必要な予算措置を行う事業を行っている。校長マネジメント経費予算執行の状況や実施報告書は大阪府のホームページで学校別に開示されているが、各校の状況に応じた教育が行われていることを窺い知ることができる。また、実施報告書が公表されることで各校のPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルが有効に機能し、充実した教育に向けた改善の契機になると考えられる。

イ) 特色ある予算及び弾力的な予算の設定について

前述のとおり、県立高等学校では、必ずしも弾力的かつ主体的に予算を設定することができる状態にはないが、弾力的な予算を確保して学校ごとの特色を出すためには、一定の意義や効果があると考えられる。

その具体的な方法として、私立高等学校に対する学校提案型支援加算の方法も参考になる。さらには、以下のような私立高等学校における校長裁量予算に類似した仕組みを設けることも有用であり、例えば、学校長が選択できる予算のメニューをいくつか設定する方法も考えられる。

(ケース①)

理事長の決裁により、2,000千円の校長裁量予算が配賦されている。入試用のパソコン購入、入試説明会資料の印刷費、入試説明会ポスターの増刷等、入試や募集活動に関する支出に充当された。

(ケース②)

校長活動費として年間500千円が付与されており、主に渉外活動に係る経費に充当されている。当該金額は、毎年、運営法人本部との協議で決定される。

県財政が厳しい状況にあることは理解できるものの、現在の県立高等学校の予算状況では運営費を賄える程度のものであり、教育の質を高めるためのアイデアを活かせる状況にはないと考えられる。各校がそれぞれの独自性、特色を発揮することで、公教育の活性化を促すためにも、県立高等学校の特色ある予算や弾力的な予算制度を検討することが望ましい。

(2) 公費と私費の区分について（意見）

県立高等学校において行われる支出は、通常、税金等で賄われる公費により負担されるもの（公費会計）と生徒個人や育友会（PTA）等が支出する私費により負担されるもの（私費会計）に区分されるが、教育委員会では、「学校徴収金取扱要綱」において、学校徴収金の定義として、育友会経費、文化体育振興経費、進路指導経費と定めているものの、公費で負担されるべき支出と私費で負担されるべき支出に関するルールを設けていない。

ここで、往査した県立高等学校において、以下のような事例が見られた。

- ✓ 高等学校の特色を打ち出すためのパンフレット作りに関する費用を育友会会費から支出している。
- ✓ 「学校経営計画」の冊子の製本費用を育友会会費から支出している。
- ✓ 教室に設置するエアコンを育友会がリース契約し、使用するとともに、育友会が電気代の負担を行っている。

これらの支出は、教育のために必須の支出かどうかという点において議論があると思われるが、学校運営のためになされた支出や生徒の学習環境を改善するためになされた支出であることから、公費で負担されるべき性質のものとする考え方もある。一方、文部科学省の見解（PTA等学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての点検・調査結果について）は、「学校の管理経費については、割り当てて強制的に徴収するのではなく、PTA等関係団体等が真に任意に経費の支援を行うことは禁止されていない」というものであり、先の支出が公費で負担されるべきものかどうかの判断には、困難を伴う。

今後、県立高等学校の設置者である県としては、公費で負担されるべき支出と私費で負担されるべき支出のルール作りに向け、検討を進めることが必要である。

なお、平成27年度の事業において、一部の県立高等学校において公費によるエアコン設置が行われている。これは、現時点で、県は、学校教育においてエアコンは必須の設備ではないと考えているが、全国的な傾向や近年の気象状況の変化も考慮し、エアコンを教室に設置することの効果を検証するためのモデル事業として実施しているものである。これは先に述べた公費で負担されるべき支出かどうかの検討の一端と言えるものであり、慎重な検証が行われることを期待する。

なお、これに関し、他県の教育委員会では、公費負担と私費負担との区別の考え方を以下のように整理している。

項目	長野県	和歌山県
公費負担	学校運営に関する経費で、県立学校共通の水準の維持に必要な経費は、公費負担とする。	学校の管理運営・教育活動に要する経費で、学校共通の教育水準維持に必要な経費は、公費負担とし、学校徴収金により支出してはならない。
私費負担	学校での教育活動に要する費用のうち、授業等で作成した成果物や授業等に用いる購入品が個人に帰属する場合等、その直接的利益が生徒に還元されるものに関する経費は、個人に負担を求める。	学校の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、児童生徒の個人の所有物に係る経費や教育活動の結果として生じる直接的利益が児童生徒に還元される経費等は受益者負担、個人への還元等の観点から、個人負担によることが適当である。
公費負担すべき経費のほか私費（PTA等）からの負担の余地もある経費	原則的には公費負担すべき経費ではあるが、公費負担の水準を質的量的に上回り PTA 等の団体の考え方や要望により、学校の実情等に応じて私費からの負担によって対応する経費。	学校の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、PTA 等学校関係団体が主催する事業及び PTA 等学校関係団体からの要望により、部活動の充実や各学校の特色ある教育を実現するため必要な経費は、PTA 等学校関係団体会計からの支援を受けることが可能である。

3. 私立高等学校と県立高等学校の比較分析

(1) 総論

1 (2) 私立学校教育経常費補助金に係る全体指標分析では、私立高等学校に対する私立学校教育経常費補助金と各種の指標との分析を行うことで、その課題の検討を行った。

ここでは、私立高等学校と県立高等学校とを比較し、その結果分析を行うことで、課題の抽出を試みる。

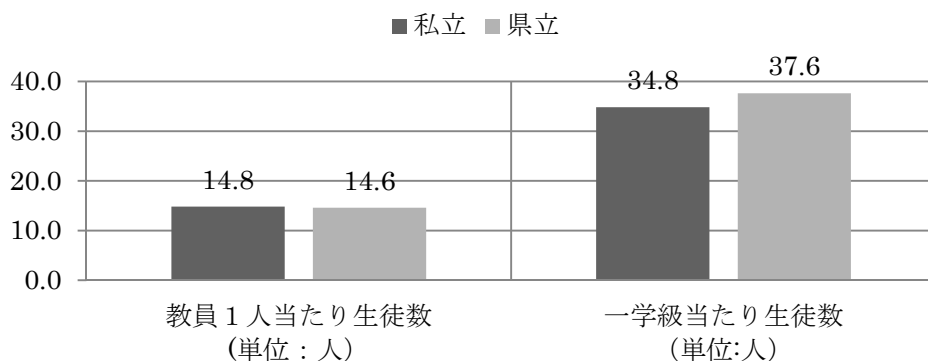
なお、ここでの分析は、私立高等学校と県立高等学校を全体として比較検討することを目的としているため、個別の学校単位での分析は行わず、私立高等学校 18 校のうち全日制の県内私立高等学校 16 校全体と、全日制の県立高等学校 32 校全体で比較分析する。なお、分析の基礎資料には「奈良県平成 26 年度学校基本調査（平成 26 年 5 月時点）」の数値を用いた。

(2) 私立高等学校と県立高等学校の比較分析

平成 26 年度における、私立高等学校及び県立高等学校の教員 1 人当たり生徒数は、私立高等学校が 14.8 人、県立高等学校が 14.6 人であり、県立高等学校の教員 1 人が受け持つ生徒数は、私立高等学校のそれに比べてやや少ない。

これに対して、1 学級当たり生徒数を分析したところ、私立高等学校が 34.8 人、県立高等学校が 37.6 人であり、こちらは逆に、県立高等学校のほうが 1 学級当たり生徒数が 2.8 人ほど多い。

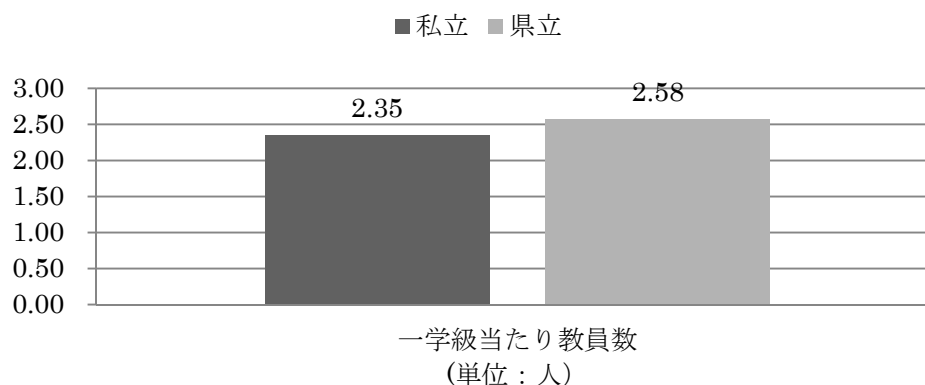
教員1人当たり生徒数 一学級当たり生徒数



一般的に、一学級当たりの生徒数が多いのであれば、教員1人当たりが受け持つ生徒数も多くなりそうであるが、実際には、私立高等学校に比べて県立高等学校では逆の結果が出ている。

そこで、追加的な分析として一学級当たり教員数を比較すると、私立高等学校が2.35人に対して県立高等学校が2.58人となり、それほど変わりはないが県立高等学校のほうが学級を主担当として受け持つことのない教員が多い、という結果となった。

一学級当たり教員数



この結果から読み取れることとしては、県立高等学校は私立高等学校に比べて、学級数及び生徒数に対する教員数が、相対的に多いことを意味している。

(3) 県立高等学校の適正な教員数の分析の必要性について (意見)

今回の県内の全日制の私立高等学校と県立高等学校それぞれを全体として分析した結果、県立高等学校は私立高等学校に比べて、学級数及び生徒数に対する教員数が相対的に多いことを示唆する結果が表れた。

県立高等学校のほうが私立高等学校よりも学級数及び生徒数に対する教員数が多くなっている要因として、様々な要因が考えられ、原因の特定には至らなかったが、教育委員会事務局は現在の県立の教員数が適正な数にあるのかについて、原因分析と検討を行うことが望ましい。

4. 学校評価

(1) 学校評価の概要

① 学校評価制度の概要

ア) 学校評価制度導入の背景

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月）によると以下の趣旨が記載されている。

子どもを取り巻く環境が急激に変化する中、様々な課題に対処するには各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進める必要があり、そのためには学校の自主性・自立性を確立し、自らの判断で学校づくりに取り組むことができるよう制度と運用を見直す必要がある。そのための取り組みこそ学校の教育目標と具体的な教育計画、その実施状況についての自己評価である。

また、地域地域内の学校や関係機関・団体等が連携し、保護者や地域住民の協力を得て子どもの生活と行動の環境を整備し、子どもが様々な体験を重ねることのできるよう学校、関係機関・団体及び家庭の相互の連携協力を促進することが必要である。そこで学校を開かれたものとし、保護者や地域住民に説明するためのツールが学校評価とされているのである。

イ) 学校評価の目的

前項の導入の背景や趣旨を踏まえ、文部科学省の学校評価ガイドラインではその目的を次のように整理している。ここで、学校評価は単に評価のみならず、保護者や地域住民等の連携協力促進のためや、設置者等の教育の質の保証のためのツールとしてもとらえられている点は注目すべき点である。

【学校評価の目的】

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(出典：学校評価ガイドライン 文部科学省 平成 22 年 7 月 20 日)

ウ) 学校評価に関する規定

学校評価制度は県立高等学校及び私立高等学校ともに学校教育法施行規則第 104 条において自己評価の実施及び公表が義務付けられている。

【学校教育法施行規則】 (昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号)

<p>第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p>
<p>第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>
<p>第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p>
<p>第四百条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。</p>

なお、幼稚園、中学校、中等教育学校、特別支援学校等にも同様に準用される。

具体的な運用指針としては、文部科学省の公表する「学校評価ガイドライン」等に詳述されている。

県立高等学校における規則としては「奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則」に学校評価と公表が定められており、具体的な運用は「県立学校における学校評価実施要綱（奈良県教育委員会）」及びガイドラインとして「教育の改善に生かす学校評価（H16 奈良県教育委員会）」、「学校改善に活用するための学校評価（H24 奈良県立教育研究所）」がある。

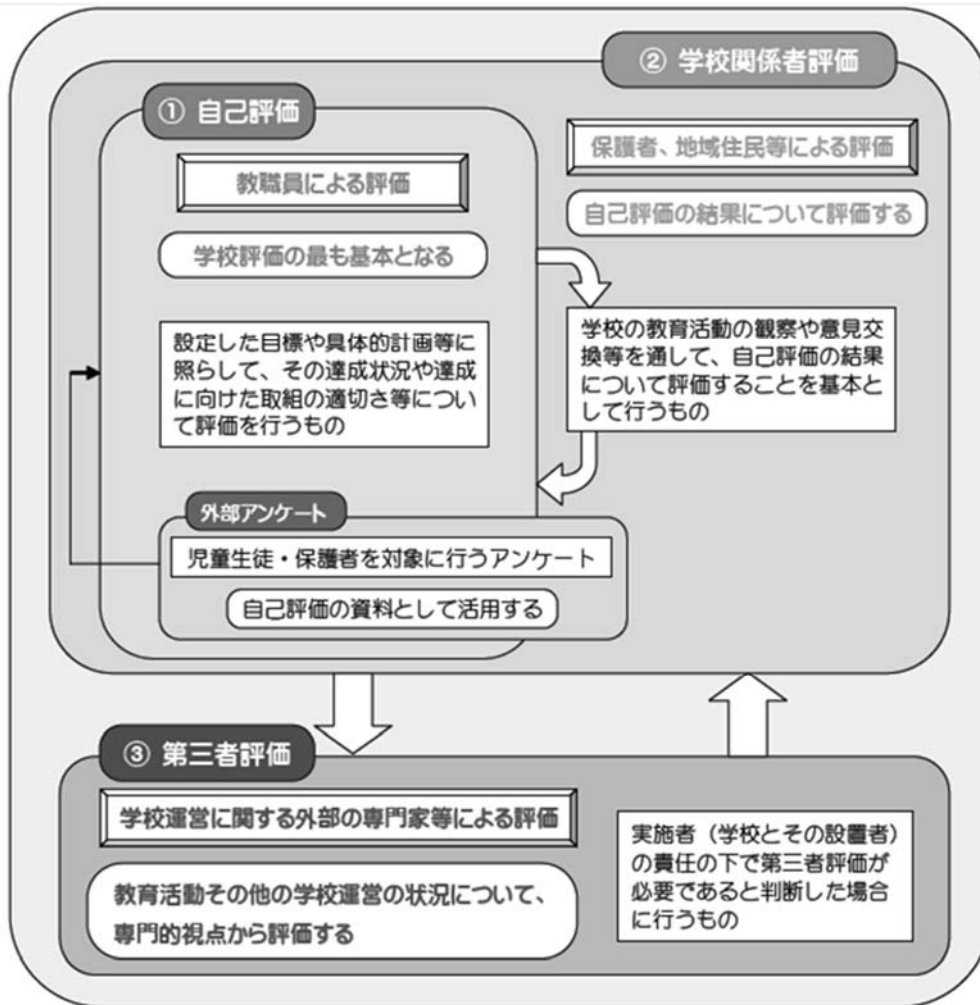
また、注目すべき点としては学校教育法施行規則において学校関係者評価は努力義務であるが、「県立学校における学校評価実施要綱」によると、自己評価及び学校関係者評価の評価結果及びその分析、それらを踏まえた今後の改善方策を公表することが定められている。すなわち、県立高等学校においては学校関係者評価とその公表を義務化して取り組んでいるのである。

エ) 学校評価の種類について

学校評価の種類は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3種類とされており、その内容や実施にあたっての実施義務や公表義務等は次のとおりである。

評価の種類	内容	実施義務	公表義務
自己評価	学校の教職員が行う評価	必須	必須
学校関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。 なお、外部アンケートは学校関係者評価ではなく、自己評価の資料として活用されるものである。	努力義務 (県立高等学校では必須)	努力義務 (県立高等学校では必須)
第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価	任意	任意

上記の3種類の学校評価の関係については、「学校改善に活用するための学校評価(県立教育研究所 平成24年3月)」に図示されており、次のとおりである。



(出典：奈良県立教育研究所 学校改善に活用する学校評価 (平成 24 年 3 月))

② 奈良県内の高等学校における学校評価の状況

ア) 県立高等学校の自己評価 (学校評価総括表) の様式及びスケジュール例

県立高等学校における自己評価である「学校評価総括表」と、その目標部分を記載した「学校評価計画表」の様式は、前述の「県立学校における学校評価実施要綱」に定められており、奈良高等学校の例を用いてみると次のとおりである。なお、要綱では評価項目は各学校の重点目標や実情に応じて設定するとされている。

平成26年度 奈良県立奈良高等学校 学校評価総括表

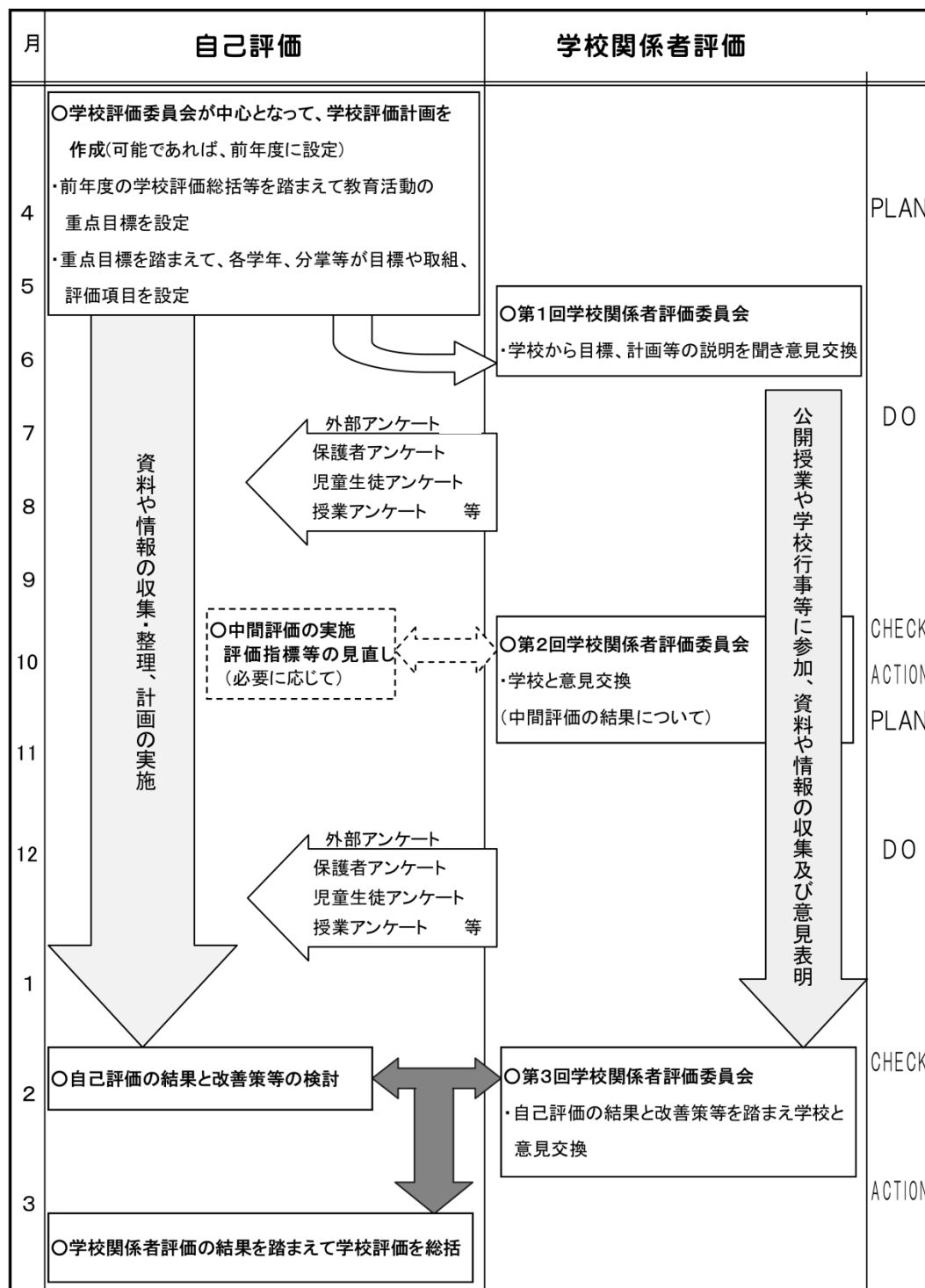
学校運営計画		総合評価									
<p>教育目標 本校の教育の目標は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本理念に基づき、人間尊重を基軸として、一人ひとりの人間を大切に、その人ももっている能力、適性を最大限に伸ばし、未来の社会に期待される人間を育成することにある。そのために、豊かな人間性をもち、絶えず知性を磨き、新しい文化の創造に努め、正しい価値観と倫理観をもって自主的な判断と行動のできる人間の育成を図る。</p> <p>教育方針 天平文化を象徴する校章『宝相華』を体し、新しい文化の創造に動き、民主的な社会の形成に努めるたくましい人間の育成を期し、本校教育は次の方針に基づいて推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 志徳と思想を研ぎ、創造的な知性と技能を育て、豊かな個性の伸張を図る。 2 真実の自由と責任を自覚するとともに、敬愛と信頼に満ちた人間関係を醸成する。 3 積極的に文化・体育活動に参加し、明るく豊かで活力のある生活態度を養う。 4 人間尊重の精神を基盤として、人間としての在り方、生き方を自覚し、自らの行動を律する主体性を育てる。 		B									
<p>昨年度の成果と課題</p> <p>新入生をはじめとした、ガイダンス機能が充実し、生徒の学習意欲の向上、学習習慣の定着に一定の成果をあげた。</p> <p>部活動や各種コンクールに取り組み、真摯な姿勢は高く評価できる。学習との両立を見据え、生徒の生活時間と視点において活動内容、計画を考える必要がある。</p> <p>校内での接遇の励行に一定の成果がみられたが、社会のなかでの規範意識やコミュニケーション能力については十分とは言えない、継続した取組が必要である。</p> <p>新活動中に発生した熱中症による重大事故を真摯に受け止め、再発防止に向けた取組を一層推進する必要がある。</p>	<p>年度重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が主体的に物事を考え、判断し、行動しようとする姿勢を養う。 ○ 生徒の確かな学力と、社会の一員としての豊かな知性・人間性を育てる。 ○ 情報共有をもとに、教職員組織的な連携を図る。 ○ 地域の拠点校として、SSH研究開発を推進する。 ○ 熱中症再発防止対策委員会 委定員のガイドラインを踏まえた、具体的な取組を推進する。 		<p>具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本校独自の単位制を充実させ、計画的、組織的な進路指導を展開する。 ◇ 主体的な学習を促すためのガイダンス機能をさらに充実させる。 ◇ 全ての教育活動のなかで、人としての在り方、生き方を学ばせる。 ◇ SSH研究開発校の中核として、近隣の学校、研究機関との連携を進めるとともに、SSH研究開発中間報告、全国発表に向けた、具体的な取組を展開する。 ◇ 社会のルールやマナー等規範意識の醸成に努める。 ◇ 部活動や各種コンクールへの参加を支援する。 ◇ あらゆる機会をとらえて読書の啓発に努める。 ◇ 学校安全教育、防災教育に積極的に取り組む。 ◇ ボランティア活動を推進し、地域の活動に参加する機会を設けるとともに、地域を巻き込み活動を企画・展開する。 ◇ 健康面、精神面での相談体制を充実させる。 ◇ 本校の教育活動についての情報を迅速かつ適切に発信する。 ◇ 熱中症再発防止に向けた具体的な計画を作成し、その取組を展開する。 ◇ 学校の教育活動について、生徒の生活時間の観点から考察する機会を設ける。 								
<p>評価項目</p> <p>教務 各教科で新しい教育課程に基づく授業内容を実践し、その内容を交流する。</p> <p>昨年度新課程に基づいて作成した「科目選択のしおり」を、生徒がより活用しやすいものになるよう改訂する。学年会議・職員会議を利用して、科目選択の基本方針・内容の共通理解を図る。</p> <p>SSP基礎「地域と生活の科学」の「奈良TIM」を継続、充実させる。また、生徒の言語活動を活性化させる。</p>	<p>具体的方策・評価指標</p> <p>教育課程委員会を通じて各教科に授業見学や、指導方法の交流を働きかけ、教科会議で意見交換する機会を設ける。実施状況を指標とする。</p> <p>科目選択において、全体および各学年で研修する機会を設け、その基本方針・内容について共通理解を図る。</p> <p>「しおり」については新指導要領に沿って改訂されたかを指標とする。</p> <p>1年の保護者集会の充実を図るとともに、2年保護者集会についても昨年度に引き続き実施する。</p> <p>「奈良」を基本テーマに据え、課題研究や研究発表を通じて、様々な角度から、生徒の言語活動の機会を増やし、プレゼンテーション能力を高める。学年末の自己評価を指標とする。</p>	<p>自己評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </table>	B	B	B	B	B	B	B	B	<p>改善方策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善について、今以上に全員の公開授業を実施した。教科で課題を共有する必要がある。授業交流という場を設けて、教科の課題、テーマを設け、教科全体で課題意識を共有する機会となった。 ・科目選択では、学年研修を行い共通理解を図ったが、教科間での意見の相違が少くあり、また、新3年生では消極的な科目選択を行う生徒が増える等課題を残した。 ・「奈良TIM」を含めた課題研究も4年目を迎え、普及にその成果をあげ、学校外でも数多くを表彰を受けている。
B	B										
B	B										
B	B										
B	B										
	<p>学校関係者評価及び改善方策</p> <p>学校の生徒も授業に臨む姿勢は真剣で、教師の指示に従って意欲的に取り組んでいる姿が、授業参観で伺えた。</p> <p>主体的な学習を促すために、自己を見つめ将来への展望を考えさせることで、積極的に学習し科目選択ができるよう指導願いたい。</p> <p>これからの文武両道の伝統を守り、積極的に新しいことに挑戦する姿勢を培ってほしい。</p>										

※紙面の都合上、評価項目は「教務」のみ表示しているが、この他、同高等学校では、進路指導、文化図書、生徒会指導、人権教育、環境、保健体育、総務、スーパーサイエンスハイスクール、教育相談、教育情報、第1学年、第2学年、第3学年を評価項目としている。（評価項目は各県立高等学校により異なる）

【学校評価の計画（スケジュール）の例】

学校評価はPDCAサイクルにより行われ、年度初めに計画を立て、年度途中で進捗状況を確認する中間評価を行うとともに、年度末に年度の評価が行われる。

学校評価（自己評価・学校関係者評価）全体計画の例



PLAN(目標設定)、DO(実行)、CHECK(点検・評価)、ACTION(改善)

(出典：奈良県立教育研究所 学校改善に活用する学校評価(平成24年3月))

イ) 県立高等学校における学校評価の実施状況

「県立学校における学校評価実施要綱」では、自己評価及び学校関係者評価の実施と公表を義務付けており、県立高等学校は県に毎年「学校評価計画表」と「学校評価総括表」を提出することになっている。

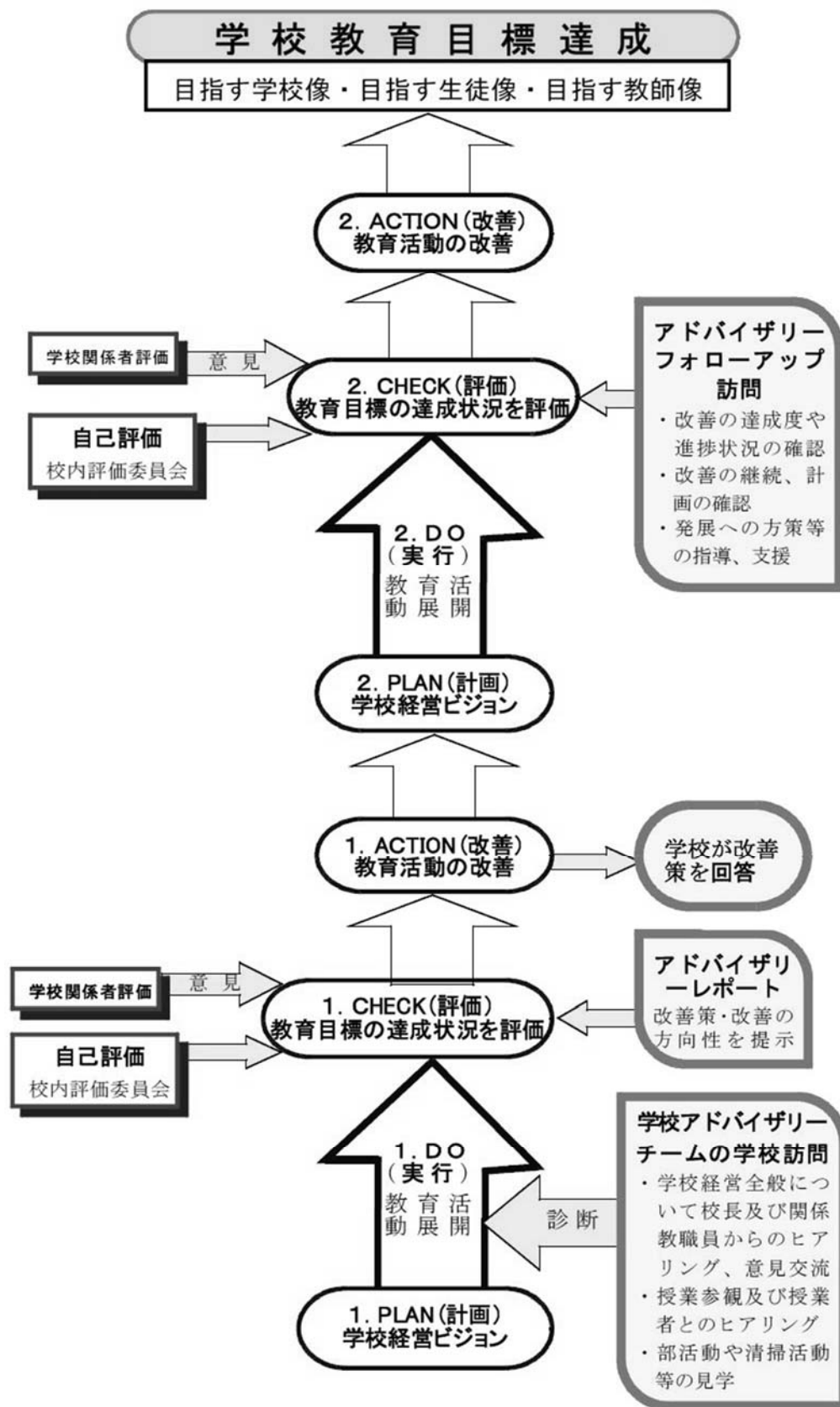
この学校評価総括表を閲覧したところ、全ての県立高等学校において、自己評価及び学校関係者評価がなされていた。

学校評価総括表の記載の状況については、次項で説明する学校教育アドバイザーチームの学校訪問において、学校評価の取り組み状況についても確認していることもあり、各高等学校によって記載の多寡や、評価基準の取り方等が異なっているものの、評価項目に対する評価、次年度の主な課題等が詳細に書き込まれており、学校評価による改善活動に真摯に取り組んでいることが見てとれる。

ウ) 学校教育アドバイザーチームによる学校訪問（県立高等学校）

奈良県独自の取り組みとして、県では教育活動の改善を促す学校評価の実施状況を確認し、また改善に向けてのアドバイスを行うため、学校教育アドバイザーチームによる学校訪問を実施している。各学校評価を参考に学校改善の方向性や具体的な方策について検討し、アドバイザーレポートの提出、翌年度においてはそのフォローアップの訪問を行い、改善状況を確認する。次の図は学校教育目標、学校評価、学校教育アドバイザーチームによる学校訪問の関係を示したものである。

当該取り組みは数年間に渡っていたが、こちらは平成 26 年度で全県立学校を一巡したことを契機に終了している。



(出典：奈良県立教育研究所ホームページ 平成26年度までの学校教育アドバイザーチームによる学校訪問 概念図)

当該アドバイザーチームによる学校訪問は、学校評価ガイドラインにいう「第三者評価」とも言える取り組みである。ここで第三者評価の意義等は次のとおりである。

- ① 自己評価や学校関係者評価を活用し、学校運営の改善をより確実に進めていくためには、これらの評価に加えて、学校運営の質を確認するとともに、学校の優れた取組や改善すべき課題などを学校や設置者等が改めて認識できるような取組を行うことが重要であり、学校とその設置者が実施者となり「第三者評価」として次のような評価を実施していくことが有効である。
 - ・保護者や地域住民による評価とは異なる、学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者による専門的視点からの評価
 - ・各学校と直接の関係を有しない者による、当該学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価
- ② 第三者評価の実施を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とそれに対する改善方策が明確となり、具体的な学校運営の改善に踏み出すことができるようになるなど、学校の活性化につながることを期待される。また、学校運営が適切になされているかどうかを確認され、信頼される魅力ある学校づくりにつながるという意義もある。さらに、学校のみならず設置者である教育委員会等の取組状況に対する専門的立場からの評価ともなり、その結果、学校だけでは解決が困難な課題も含めて、設置者である教育委員会等の支援や改善を促す効果も期待できる。これらがあいまって教育水準の向上が図られることとなるものである。
- ③ 第三者評価が有効に機能するためには、自己評価や学校関係者評価が適切に行われていることが必要であるが、同時に第三者評価には自己評価や学校関係者評価が効果的に実施されているかどうかを検証し、学校評価システム全体の実効性を高めるという役割も期待される。

(文部科学省 学校評価ガイドライン (平成 22 年 7 月 20 日) をもとに監査人が加工)

このアドバイザーチームによる学校訪問は、学校の教育活動等に造詣の深い教育委員会事務局職員によって専門的に行われている点、アドバイザーレポートによる評価・課題の指摘、また、自己評価等も評価の対象とする点など、まさに第三者評価の趣旨に合致したものとなっており、全県立高等学校等へのアドバイザーチームによる訪問は他自治体での事例も少ない優れた取り組みとなっている。

エ) 学校教育アドバイザーチームの県立学校訪問実績と学校評価に関する県の報告書

i) 学校教育アドバイザーチームの県立学校訪問実績

県における学校教育アドバイザーチームの学校訪問の実績は次のとおりである。平成 26 年度をもって、県立学校への訪問は全て一巡した。

【学校教育アドバイザーチームの学校訪問の実績】

年度	アドバイザー実施県立学校
平成 23 年度	十津川高等学校、奈良北高等学校、奈良養護学校（整肢園分校）、高田高等学校、畝傍高等学校、畝傍高等学校（定時制）、橿原高等学校、西和清陵高等学校、西和養護学校、奈良養護学校、高田高等学校、奈良朱雀高等学校、奈良朱雀高等学校（定時制）
平成 24 年度	御所実業高等学校、西の京高等学校、法隆寺国際高等学校、奈良東養護学校、大和広陵高等学校、桜井高等学校、磯城野高等学校、登美ヶ丘高等学校
平成 25 年度	青翔高等学校、奈良西養護学校、大和中央高等学校、山辺高等学校山添分校、山辺高等学校、大宇陀高等学校、添上高等学校、大淀高等学校、王寺工業高等学校、香芝高等学校
平成 26 年度	奈良情報商業高等学校、二階堂高等学校、生駒高等学校、榛生昇陽高等学校、吉野高等学校、盲学校、ろう学校、高等養護学校

学校教育アドバイザーチームの結果報告書であるアドバイザーレポートの評価項目は、普通科高等学校の場合は、次のとおりである。

- 教育活動（学習指導、生徒指導、人権教育、教育相談、特別支援教育の推進、進路指導・キャリア教育）
- 学校経営（教育目標・経営方針、校務分掌・組織運営、学校評価、地域連携）

これについてさらに詳細な項目別に診断基準と診断結果を記載したものとなっている。

3校分の診断結果を閲覧したが、各項目ごとの実施事項を記載し、定性的な評価や必要に応じて課題を記載したものとなっている。

閲覧したアドバイザーレポートから取り上げた課題を例示すると次のとおりである。

【アドバイザーレポートにおける課題の例】

評価項目	取り上げた課題内容
教育目標・経営方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校経営計画やランドデザイン、ホームページ等の表記の整合を図るとともに、学校の取組に対して、保護者や地域住民からの理解と協力を一層得るために、ランドデザインもホームページに掲載することを期待します。
学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校評価を学校全体で一層推進するために、「学校評価計画」を学校経営計画に登載するなど、学校評価の目的や進め方等の共通理解を図ることが有効であると考えます。 ● 学校評価を更に学校改善に生かすため、学校全体で重点的に取り組むべき課題を明確にすることを期待します。 ● 学校評価の一層の充実に向けて、アンケート結果を自己評価の指標として更に活用することも有効であると考えます。

地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携の取組を更に推進するためにも、ホームページ等で地域連携の情報を発信することを検討してください。
学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業力向上に向けて、授業参観後の研究協議等を実施することを検討してください。 ● 年度当初等、適切な時期にシラバスを生徒に配布し、生徒の主体的な学習態度育成に向けて活用することを検討してください。 ● アンケート結果等を参考にして、生徒の学習意欲や主体性を引き出す指導法を工夫するなど、さらなる授業改善に努めることを期待します。 ● 生徒会を中心に、生徒が主体的に考え行動する規範意識の高揚に向けた活動が更に活発になることを期待します。
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の取組を円滑に継続していくため、また教職員の共通理解を更に深めるため、生徒指導の推進計画や体制等も学校経営計画等に記載することが有効と考えます。
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 更にきめ細かな教育相談を行うため、生徒指導部のアンケート結果を共有するなど、関係分掌等との連携に努めることが有効であると考えます。 ● より組織的に教育相談を進めるため、学校評価計画表に記載されている情報交換会を「指導体制表」に位置付けるなど、教育相談体制を更に整備することを期待します。 ● カウンセリング室の一層の有効利用を図るとともに、研修等で教員の教育相談に対する意識を高めることを期待します。
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な支援を必要とする生徒について、チェックリスト等を活用して更に実態の把握に努めることを期待します。 ● 教職員が、特別支援教育の理念や方針、「特別支援教育・不登校生と対策委員会」の機能や開催時期等の推進体制を確認・共有できる特別支援教育推進計画を作成することを検討してください。
進路指導・キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員が共通理解の下、キャリア教育を一層推進するため、学校の教育活動をキャリア教育の視点から整理し、キャリア教育推進計画としてまとめることを検討してください。 ● 生徒や保護者向けに、3年間を見通した進路指導の流れを示した進路指導計画を作成し、「進路のしおり」等に掲載することを検討してください。

ii) 学校教育アドバイザーチームによる学校評価に関する報告書

県では学校評価に関して、学校教育アドバイザーチームの学校訪問を通して発見された課題や学校評価に関する知見をとりまとめ、平成24年3月において「学校改善に活用するための学校評価」を公表した。

当該冊子では前文において、学校訪問によって判明した以下の課題があるとしている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・管理職や一部の教職員だけで学校評価を行っている。 ・学校の重点目標と評価項目が関連していない。 ・教育の主観のみで評価している。 ・アンケート調査がすなわち学校評価と捉えている。 ・学校評価の目的や趣旨、システム、取組方法等が教職員に十分浸透していない。 |
|--|

また、本文においては、次の目次等に従って、趣旨やポイント等を説明したものとなっている。

1. 学校評価を活用して学校改善に取り組みましょう (1) 学校評価の目的 (2) 学校評価の方法 (3) 学校評価による改善サイクル 2. 組織的・計画的に学校評価に取り組みましょう (1) 学校評価委員会 (2) 自己評価 (3) 外部アンケート (4) 学校関係者評価 (5) 学校評価結果の公表 終わりに
--

「終わりに」では学校改善に向けての教職員間のコミュニケーションの重要性や、学校評価による開かれた学校づくりといった意義を説明して締めくくっている内容となっている。

オ) 私立高等学校における学校評価の状況

私立高等学校における、学校評価の状況は次のとおりであり、自己評価は実施しているものの、公開していない高等学校が見受けられ、またホームページで公開している高等学校も非常に少ない。

高等学校名	自己評価	学校関係者評価	第三者評価
A 高等学校	非公開	非公開	×
B 高等学校	公開	公開	×
C 高等学校	公開	公開	×
D 高等学校	公開	公開	公開
E 高等学校	公開	×	×
F 高等学校	公開	×	×
G 高等学校	公開	公開	公開
H 高等学校	公開	×	×
I 高等学校	公開	公開	公開
J 高等学校	公開	公開	×
K 高等学校	公開	公開	×
L 高等学校	公開	公開	×
M 高等学校	公開	×	×
N 高等学校	公開	公開	×
O 高等学校	非公開	×	×
P 高等学校	公開	公開	×
Q 高等学校	公開	×	×
R 高等学校	公開	×	×

(表記載の意味) 非公開：該当する評価を実施しているが、公開していない場合

× : 該当する評価を実施していない場合

カ) 私立高等学校における学校評価の様式

私立高等学校における学校評価の様式は特に定められている訳ではなく、学校評価ガイドライン等を参考に各高等学校が策定している。公表されている学校評価の様式を確認するといずれも県立高等学校に比較すると簡易な様式となっている状況であった。

(2) 私立高等学校の学校評価について

① 私立高等学校の学校評価の公表状況について（結果）

自己評価の公表は学校教育法において義務付けられているが、公表していない私立高等学校が2校ある。

学校評価ガイドラインによると学校評価公表の意義は、学校の現状やこれまでの努力とその成果、さらにそれらを踏まえた今後の改善方策について、家庭や地域等に周知するものであるとともに、今後の取り組みに向けて家庭・地域の理解や連携協力を求めていくための手段（ツール）でもあるとされている。従って保護者に広く伝えるために、学校便りに掲載する、PTA 総会等において説明する等が考えられ、さらに地域住民に伝えるため、例えば学校のホームページに掲載する、地域住民が閲覧可能な場所に掲示することが適当とされているところである。

既に所轄庁として指導されているとのことであるが、より厳格な対応をすべきである。なお、当該2校は平成27年度から公表する方向とのことである。

② 私立高等学校において公表される学校評価情報の高度化について（意見）

私立高等学校における学校評価は、各校によって取り組みも異なるが、ホームページで公表している高等学校も少なく、公表情報自体も限られたものとなっているのが実情である。

この理由としては、「私立学校における学校評価について、取組状況の分析、効果的活用を目指した資料の提供及び普及のための研修等の実践的調査研究報告書（平成26年3月 一般社団法人 日本私学教育研究所）」におけるアンケート結果を参考にすると、①学校評価を実施するための負担は大きく、評価に力を入れられないこと、②学校評価が教育活動や学校経営の改善につながりにくく、意義付けがしにくいこと、③公表すること

も同様に学校改善につながりにくいと、私立高等学校が学校評価をとらえていることが考えられる。

しかしながら、学校評価は、学校教育の改善を行うとともに、保護者のみならず地域等に学校の現状や努力と成果等を周知し連携協力を求める手段でもあり、それゆえ実施と公表が義務づけられている。また、同報告書のアンケート結果においても学校評価の一定の有用性は認められている。

私立高等学校の学校評価の取り組みや公表状況についてはより高度化を求めるべく、教育委員会とも連携し、そこで培った学校評価のノウハウ等を利用して研修・指導を行うことが望まれる。

③ 私立高等学校の学校評価指標について（意見）

私立高等学校の学校評価の様式や評価指標は様々であるが、これは私立高等学校の建学の独自性を尊重する観点からするとやむを得ないものである。

一方で、県の政策目標の取り組みや高等学校間の比較可能性に関する部分を考慮して、共通の学校評価の指標として取り組むことを、私立高等学校に対して協力を要請する必要があると考える。

今後、明らかになる県の教育大綱等において県として取り組むべき教育に関する政策目標が定められる予定であるが、これは県立高等学校のみならず、私立高等学校に対しても協力を働きかけていくことが求められるべきものである。また、学力や進路等に関する一定の評価指標について、比較可能な形で開示することは就学予定者等の利害関係者（県民）に有用と考えられる。そこで、これらに関する評価項目及び評価指標を共通して各学校の共通の学校評価指標とし、開示することで、県は政策目標を強力に進められ、また達成状況を把握できることから、私立高等学校に協力を求めることが望まれる。

私立高等学校の建学の精神は当然に尊重しながらも、県から補助金を受給する、半ば公共的な役割を担う学校であることを考慮すると、県としても協力を要請していく意義は十分にあると考える。

これまで、県では法定されていない私立高等学校の情報について積極的に入手してはいるが、大阪府における施策方針の評価事例では、「公私の切磋琢磨により高校の教育

力を向上させる、特色ある私立高校づくりを支援する」という政策方針の事業評価において、以下の私立高等学校に関する指標を入手している。

1)私立高校に対する生徒・保護者の満足度の向上
2)私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合の向上
3)私立高校全日制課程の生徒の中退率を全国水準とする
4)私立高校卒業者（全日制）の大学進学率の向上
5)私立高校卒業者の就職率（就職者の就職希望者に対する割合）を全国水準とする

これらは、生徒指導や進路指導等の学校評価項目の成果指標とすることができるものであり、例えば、次のような共通評価項目等を設定することが考えられる。

項目	評価指標
進路指導	・進学希望者の進学率 ・就職希望者の就職率
学習指導	・学力測定結果
生徒指導	・中退率

なお、（３）②県立高等学校の学校評価指標について（意見）において、同様の趣旨の評価項目の共通化として触れているが、一定の評価項目については県立高等学校とも統一とする扱いが望まれる。

（３）県立高等学校の学校評価について

① 県立高等学校の学校評価のホームページにおける公表の状況（意見）

県立高等学校においては、これまで述べてきたように学校評価に真摯に取り組んできているところであり、県に提出された平成 26 年度学校評価総括表を閲覧し、全ての県立高等学校が自己評価、学校関係者評価を行っていることを確認できた。

学校評価の公表は、大半の県立高等学校がホームページにおいて学校評価総括表を開示しているが、以下の事項が確認された。

種類	該当する高等学校（平成 28 年 2 月 19 日時点）
ホームページで学校評価総括表の公表がない高等学校	・西和青陵高等学校
ホームページで最新の平成 26 年度の学校評価総括表の公表がない高等学校	・五條高等学校（平成 24 年度以前は公表） ・西の京高等学校（平成 24 年度以前は公表） ・添上高等学校（平成 25 年度以前は公表）
学校評価総括表において学校関係者評価の記載がない高等学校	・登美ヶ丘高等学校（学校関係者評価公表なし）

ホームページでの学校評価の公表がない県立高等学校も1校あるが、「県立学校における学校評価実施要綱」では、学校の広報やホームページに掲載するなど、保護者や地域住民に広く伝えることのできる方法によるものとされており、必ずしもホームページでの公表が義務付けられているものではない。しかしながらホームページでの公表で周知させることが可能なことや、現在の社会情勢で実質的なスタンダードとなっていること等から、実施すべき事項と考える。また、最新の情報を公表すべきであることは言うまでもない。

なお、この他、年度当初から計画を公表している高等学校と公表していない高等学校が見受けられたが、PDCA サイクルに基づく学校評価制度であるからこそ、計画については進行年度の早いタイミングで公表することが望まれる。

② 県立高等学校の学校評価指標について（意見）

学校評価は、各学校が自主的に取り組むものであり、その項目設定や評価指標は、原則として各学校が定めるものである。

しかしながら、県の政策目標として各学校が共通に取り組むべきものや、学力や進路に関する一定の評価指標等、県立高等学校の比較可能性を示す情報は、就学予定者等の利害関係者（県民）に有用な情報でもあることから、県立高等学校の学校評価において、これら一定の項目については共通項目・共通指標として設定すべきと考える。

例えば、次のような共通評価項目等を設定することが考えられる。

項目	評価指標
進路指導	・進学希望者の進学率 ・就職希望者の就職率
学習指導	・学力測定結果
生徒指導	・中退率

当該指標を共通の評価項目として利用し、開示することで、県は政策目標を強力に進めることができ、達成状況を把握できる。また、共通の指標を把握することで、各学校の比較可能性が高まるが、これらは就学予定者に有用な情報だけでなく、県教育委員会としても各高等学校別の状況が把握できることで、より具体的な支援や指導ができると考える。

③ 学校評価の中期計画化による複数年の比較（意見）

県立高等学校の学校評価においては、課題と改善方法等も記載され、複数年の学校評価総括表がホームページに公表されている高等学校が大半であることから、複数年比較も一定、考慮できるものとなっている。

そもそも、学校の取り組みと成果は数年を要するものが多く、学校評価も本来は中長期計画をもとに年度計画を立てることが正しい姿であると考えます。

県立高等学校は各々「グランドデザイン」を作成しており、これが実質的には中長期の計画であると思われるが、そうであるとすればこれを利用して中長期的な計画を明確に設定することが有用である。また、計画策定に際しては年度の学校評価と同様に、指標による評価基準を明確にしておく必要がある。

さらに、年度評価指標の経年の複数年比較を明示することは、毎年の比較が明確に行え、中長期計画の進捗状況も明確となることから、学校評価において導入すべきと考える。

④ 学校教育アドバイザーチームの学校訪問の今後の取り組みについて（意見）

学校教育アドバイザーチームによる取り組みは、県立高等学校について平成26年度をもって一巡したことをもって終了した。なお、従前、同チームが実施してきた市町村の教育委員会の管理する小中学校等に対する学校訪問については、市町村教育委員会の判断により、それぞれの教育委員会が学校訪問を続けていくこととなる。

今後の県教育委員会の学校評価に対する関与としては、平成27年度では、毎年提出される学校評価総括表により、学校改善に活かされているか確認することを検討している。学校訪問については、へき地の小中学校に対する教育活動の支援を行っているとのことであった。

学校教育アドバイザーチームが取り組んできた学校訪問は義務付けられているものではないが、その意義を第三者評価の文献から準用すると、教育水準の向上を主目的として、学校運営の改善、教育委員会等の支援や改善、学校評価によるPDCAサイクルが効果的に実施されているか等を確認し、課題等を提起するものである。県立高等学校等の学校訪問が一巡したからといって、同チームによる学校訪問を終わらせるのではなく、教育委員会と各県立高等学校の現状や課題の共通認識ができた今であるからこそ、教育委員会と

各県立高等学校が一体となって、これまで進めてきた学校評価の取り組みを維持、高度化し、様々な課題に対処していくことが望まれる。

例えば、学校評価総括表を教育委員会がチェックすることにより、従前と同様の趣旨による学校訪問は件数を減少させつつ実施することで、現場における学校評価の取り組み状況や課題を把握する一方、新たに高度化・専門化した形での学校評価に関する学校訪問の取り組みを新たに行っていくことが考えられる。

参考に、学校評価の高度化事例として、大阪府の事例を以下で紹介する。そこでは、従前「診断支援チーム」による学校訪問において教育課題と対応をまとめる支援を進めていたが、平成 26 年度から、下記の課題にも記載しているとおり、自校の教職員に主体的な取り組みを促すミドルリーダー（校長・教頭等の下で、教職員集団をとりまとめる首席・指導教諭や中堅教諭等）の育成といったことも学校評価制度の中で取り上げ、高度化させている。

【大阪府教育委員会の取組】

① 従前の学校診断事業の課題

- 取組の継続性と実効性を高めるため、自校の教職員に主体的に改善に取り組みませたいという校長のニーズが増大。
- 学校経営計画において、目標を実現するための取組と成果検証するための指標の具体性・実効性が脆弱。
- 支援学校（学校診断対象校）への指導助言を行うための評価軸の設定が困難で（評価軸の設定が）実質支援の対象外。

② 新たな学校診断事業の目的

- PDCA サイクルのさらなる強化による学校経営計画の質の向上
⇒チェックとアクションの充実
- 「教育の質」の向上と説明責任を果たすための「教育計画」の充実
⇒学校教育の見える化に向けたフレームづくりとスキームの確立

③ 新たな学校診断事業内容

- 支援対象校（学校診断対象校）におけるワークショップ形式の研修
 1. 学校経営計画の PDCA 点検
 2. 教科・分掌の取組計画の作成→学校の「スタンダード」づくり
 3. 学校経営計画の進捗状況チェック
 4. 学校教育自己診断の分析と次年度へのアクションの策定

5. 教務に専念できる環境の整備

(1) 公立高等学校教員の勤務実態

① 平成18年度における公立高等学校教員の勤務実態調査

平成18年度に文部科学省は公立高等学校の教員に対する勤務実態調査を実施し、その結果を「教員勤務実態調査（高等学校）報告書」により公表している。なお、勤務実態調査は平成18年10月16日から12月10日にかけて実施されているが、これを3つの時期に区分し、以下のとおり定義している。

【調査時期】

時期	定義
10月16日～10月29日	第1期
11月6日～11月19日	第2期
11月27日～12月10日	第3期

教員勤務実態調査（高等学校）報告書によると、公立高等学校教員の勤務日1日当たりの平均労働時間（持帰りを含まない）は10時間00分であり、また、休日1日当たりの平均残業時間（持帰りを含まない）は1時間15分、持帰り時間は1時間26分とされている。

表1-1-1 勤務日・1日あたりの平均労働時間(持帰りを含まない)・残業時間・持帰り時間量

	労働時間(持帰りを含まない)量	残業時間量	持帰り時間量
第1期 (10/16～10/29)	10時間06分 〔10時間00分〕(1.315)	1時間48分 〔1時間38分〕(1.117)	25分 〔6分〕(0.728)
第2期 (11/6～11/19)	10時間08分 〔10時間03分〕(1.258)	1時間49分 〔1時間40分〕(1.072)	24分 〔6分〕(0.722)
第3期 (11/27～12/10)	9時間47分 〔9時間38分〕(1.168)	1時間32分 〔1時間19分〕(0.970)	28分 〔8分〕(0.723)
全体	10時間00分 〔9時間52分〕(1.256)	1時間43分 〔1時間30分〕(1.061)	26分 〔6分〕(0.724)

〔 〕内は中央値、()内は標準偏差を示す。

表1-1-2 休日・1日あたりの平均残業時間・持帰り時間量

	残業時間量	持帰り時間量
第1期 (10/16~10/29)	1時間36分 〔0分〕(2.426)	1時間28分 〔30分〕(2.218)
第2期 (11/6~11/19)	1時間26分 〔0分〕(2.219)	1時間25分 〔30分〕(2.104)
第3期 (11/27~12/10)	46分 〔0分〕(1.566)	1時間26分 〔37分〕(1.987)
全体	1時間15分 〔0分〕(2.119)	1時間26分 〔30分〕(2.101)

〔 〕内は中央値、()内は標準偏差を示す。

(出典：文部科学省 教員勤務実態調査(高等学校) 報告書)

残業や持帰り業務の内容をみると、下記のとおり授業準備、成績処理、部活動が大きな負担となっていることがわかる。

表1-2-2 勤務日の持帰り時間内訳

	第1期 (10/16~10/29)	第2期 (11/6~11/19)	第3期 (11/27~12/10)
全体	25分	24分	28分
1	授業準備 12分	授業準備 12分	成績処理 11分
2	成績処理 5分	成績処理 2分	授業準備 9分
3	その他の校務 2分	その他の校務 2分	その他の校務 1分
4	事務・報告書作成 1分	事務・報告書作成 1分	事務・報告書作成 1分
5	学校行事 0分	部活動 0分	学校経営 0分

表1-2-3 休日の残業時間内訳

	第1期 (10/16~10/29)	第2期 (11/6~11/19)	第3期 (11/27~12/10)
全体	1時間36分	1時間26分	46分
1	部活動 62分	部活動 49分	部活動 21分
2	その他の校務 6分	その他の校務 7分	成績処理 7分
3	授業準備 4分	学習指導 5分	授業準備 3分
4	学習指導 4分	授業準備 4分	その他の校務 2分
5	成績処理 3分	事務・報告書作成 2分	学習指導 2分

表1-2-4 休日の持帰り時間内訳

	第1期 (10/16~10/29)		第2期 (11/6~11/19)		第3期 (11/27~12/10)	
全体	1時間28分		1時間25分		1時間26分	
1	部活動	29分	部活動	26分	成績処理	39分
2	授業準備	24分	授業準備	25分	授業準備	17分
3	成績処理	12分	成績処理	9分	部活動	10分
4	その他の校務	6分	その他の校務	6分	その他の校務	4分
5	事務・報告書作成	4分	事務・報告書作成	4分	事務・報告書作成	4分

(出典：文部科学省 教員勤務実態調査(高等学校) 報告書)

② 16大産業の平均実労働時間数との比較

厚生労働省は、日本標準産業分類に基づく16大産業（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、総合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属する事業所であって常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所を対象として、毎月勤労統計調査を実施している。

この調査結果によると、平成26年度における事業所規模が30人以上の常用労働者の1ヶ月当たり総労働時間数及び出勤日数は以下のとおりであり、これをもとに勤務日1日当たりの平均労働時間数を算出したところ7.8時間となった。

1ヶ月当たり 総労働時間	1ヶ月当たり 出勤日数	勤務日1日当たり 労働時間
149.0時間	18.9日	7.8時間

(出典：厚生労働省 平成26年度 労働統計要覧 実労働時間数(調査産業計))

高等学校教員の勤務日1日当たり労働時間数が10時間であることは前述のとおりであり、産業平均と比較しても高等学校教員の長時間労働が常態化していることがわかる。

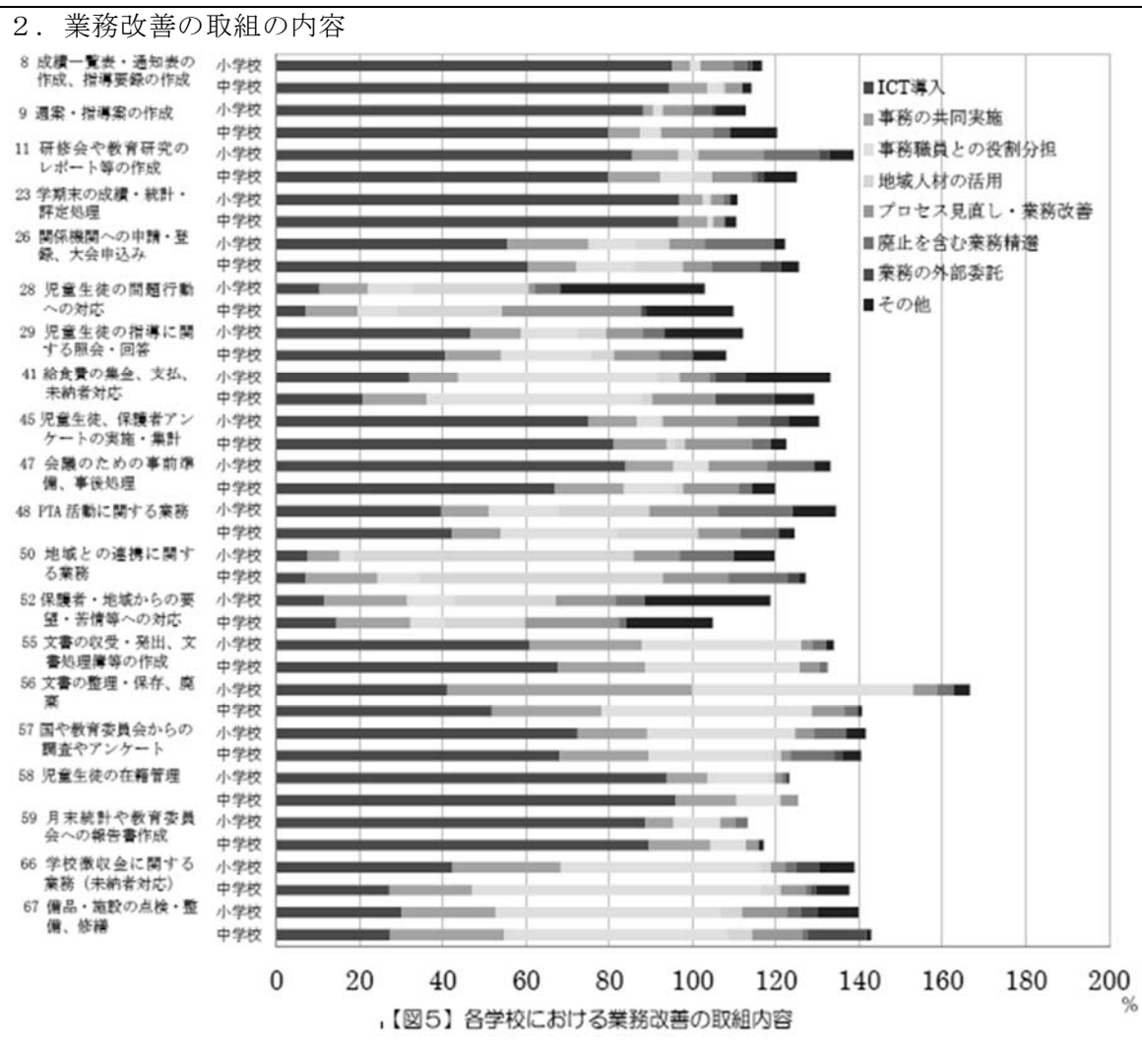
③ 負荷軽減の方策

質の高い教育を実現するためには、教員は生徒と向き合い、教材研究や授業づくりに専念し、自らの資質能力を高めることが重要であり、そのための時間確保が求められている。

また、残業や持帰り業務の原因となっている授業準備や部活動については、質の高い教育の実現のために必要不可欠な業務である。そのため、それ以外の業務の負荷をいかにして引き下げるかが課題となる。

この点、文部科学省が小学校・中学校を対象として公表している「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して」において、教員の負荷を軽減する取り組みとして以下の記載がある。

【学校現場における業務改善のためのガイドライン】



小学校、中学校の別を問わず、「ICTの導入（校務支援システムの導入等）」や「事務職員との役割分担」による取り組みを行っている学校が多いことが分かる。

「ICTの導入」による改善を講じている主な業務としては、「成績一覧表・通知表の作成、指導要領の作成」、「学期末の成績・統計・評定処理」、「児童生徒の在籍管理（名簿の作成、出席簿の記入、月末統計）」、「月末の統計処理（出席簿）や教育委員会への報告文書（いじめ・不登校・月例報告等）の作成」などがあげられる。

「事務職員との役割分担」による改善を講じている主な業務としては、「給食費の集金、支払、未納者への対応」や「学校徴収金に関する業務（未納者対応）」、「備品・施設の点検・整備、修繕」などがあげられる。

公立小学校及び公立中学校における教員の負荷軽減への取り組みは、県立高等学校の教員の負荷軽減に共通する点もあると考えられることから、以下では負荷軽減の有効性にふれるとともに、県内の高等学校におけるICTの導入状況及び事務職員との役割分担の状況について記載する。

（2）ICT活用による教員の負荷軽減について

① ICTの概要

ICTとは、Information and Communication Technologyの略称であり、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のことである。そして、学校におけるICTは、主に校務用ICTと教育用ICTに区分される。

校務用ICTとは、学校がその目的である教育事業を遂行するために必要とされる校務への情報コミュニケーション技術である。校務の情報化を推進することで、きめ細かな指導を可能とするとともに、教員が生徒と向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に有効と考えられている。

教育用ICTとは、主に学校教育のなかで用いられる情報コミュニケーション技術である。教育用ICTを効果的に活用することで、学習内容を分かりやすく説明することや、学習への興味関心を高めることが期待されている。

② 校務用 ICT 導入の主なメリットについて

校務用 ICT 導入の主なメリットとしては、以下を挙げることができる。

- ・ 長期的にみると教員の間接業務等に係る事務負担を軽減し、教育へ注力出来る環境を創出することが出来る。
- ・ 教員の情報セキュリティに対する意識が高まる。
- ・ 学校間、もしくは学校と教育委員会との間で適時に情報連携が可能となる。
- ・ スケジュールや掲示板、共有キャビネット等の機能を利用することで、教員同士の情報共有を容易に図ることが可能となる。
- ・ 外部への情報発信を迅速かつ効果的に実施することが可能となる。

③ 校務用 ICT 導入の主なデメリットについて

逆に校務用 ICT 導入の主なデメリットとしては、以下を挙げることができる。

- ・ ICT の理解・活用には時間を要するため、短期的には教員の負担が増加する恐れがある。
- ・ 導入コストによっては、費用対効果が低くなる恐れがある。
- ・ ICT の内容次第では、それぞれの学校に馴染まない機能となる恐れがある。
- ・ ICT 機器の不具合やコンピュータウィルスの影響等、故障が生じた際は業務が実施できなくなったり、最悪の場合データが破損したりする恐れがある。

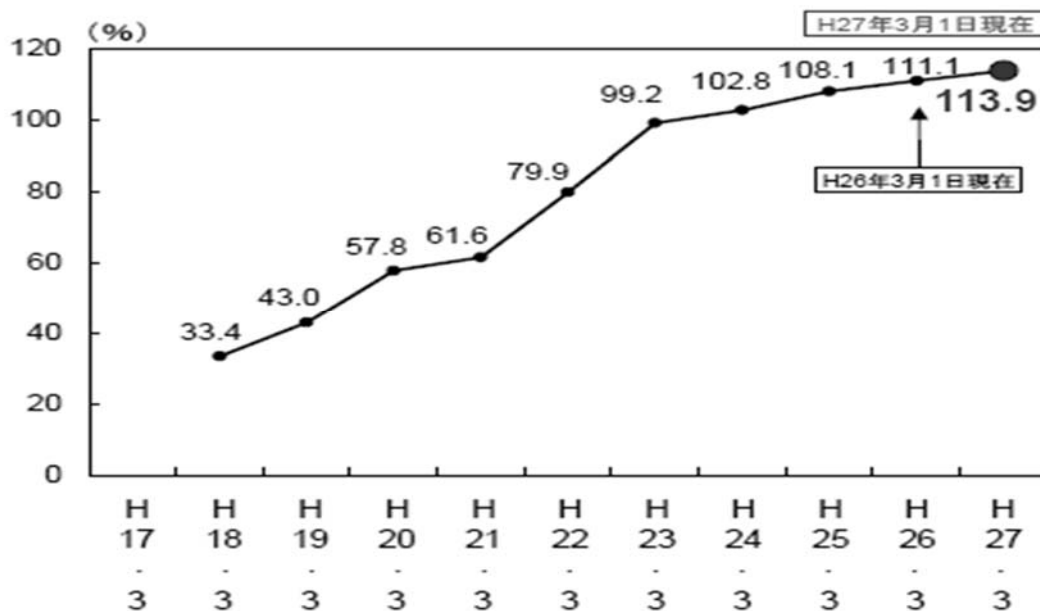
上記のデメリットに対しては、以下の対応策等により軽減されることが考えられる。

- ICT への理解等を深める研修の実施。
- 教員の業務ごとの時間管理を実施したうえで、ICT 導入による削減効果の測定及び、導入コストとの比較考量を実施。
- 学校ごとのニーズを把握し、必要な機能を有する ICT の導入。
- 県で策定されている「奈良県情報セキュリティ基本方針」「奈良県情報セキュリティ対策基準」の周知徹底。

④ 校務用コンピュータの整備推進について

ア) 全国平均との比較

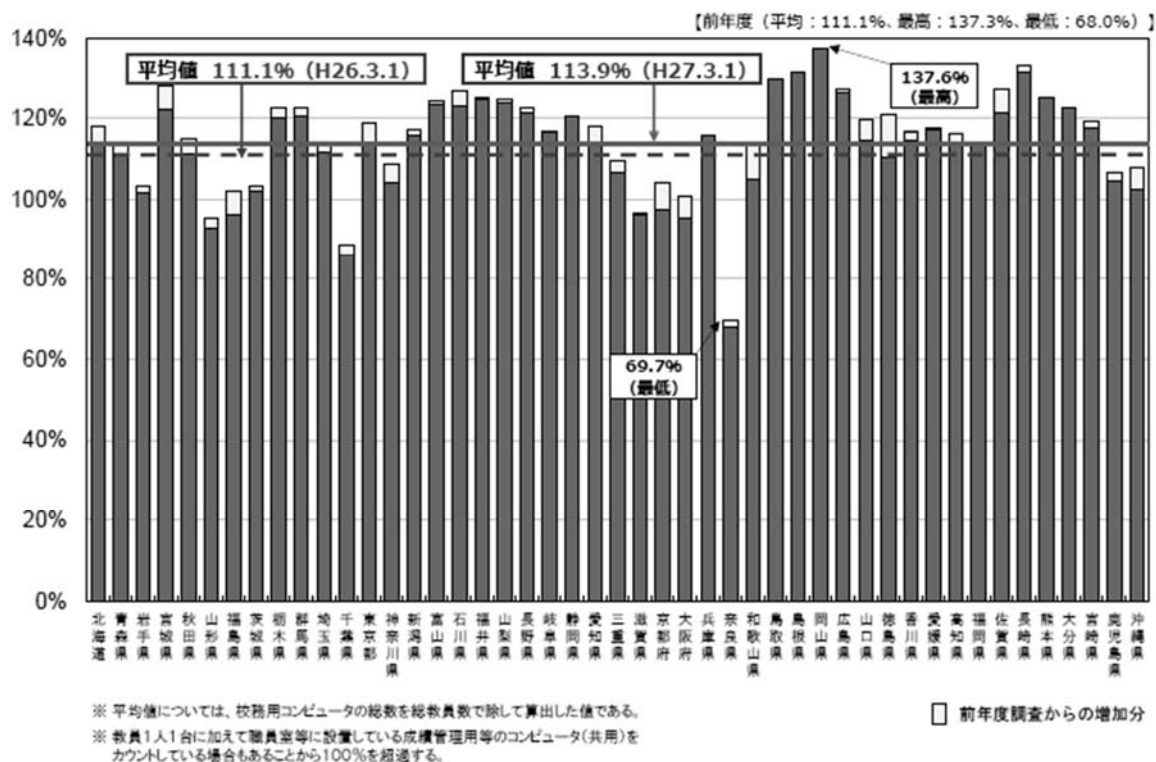
教員の校務用コンピュータ整備率の全国平均推移は、下記のとおり上昇傾向にある。



(出典：文部科学省 平成 26 年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果)

また、文部科学省では、毎年 3 月 1 日を調査基準日として、全国の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を対象に、教育の情報化の実態等を把握するための調査を実施し、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」として公表している。「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」によると、県及び全国平均の校務用コンピュータ整備率は以下のとおりである。

➤教員の校務用コンピュータ整備率



(出典：文部科学省 平成26年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果)

教員の校務用コンピュータ整備率をみると、平成26年度調査における全国平均は113.9%と100%を超えているのに対し、県の整備率は69.7%（全国で47位）であり、全国平均を大きく下回っていることが分かる。

イ) 県立高等学校別の状況

県立高等学校ごとの校務用コンピュータの整備状況は、以下の表のとおりである。

【表 県立高等学校の校務用コンピュータ台数及び整備率】

No.	高等学校名	校務用コンピュータ台数	校務用コンピュータ整備率
1	奈良朱雀高等学校	45	55%
2	奈良高等学校	36	50%
3	西の京高等学校	26	46%
4	平城高等学校	34	48%
5	高円高等学校	22	47%
6	登美ヶ丘高等学校	21	48%
7	山辺高等学校	15	50%

8	高田高等学校	31	52%
9	郡山高等学校	40	53%
10	大和中央高等学校	33	62%
11	添上高等学校	22	45%
12	二階堂高等学校	26	51%
13	橿原高等学校	25	42%
14	畝傍高等学校	38	48%
15	奈良情報商業高等学校	23	47%
16	桜井高等学校	27	48%
17	五條高等学校	28	44%
18	御所実業高等学校	23	42%
19	青翔高等学校	17	49%
20	生駒高等学校	28	50%
21	奈良北高等学校	30	48%
22	香芝高等学校	26	46%
23	大宇陀高等学校	12	43%
24	榛生昇陽高等学校	21	43%
25	西和清陵高等学校	22	49%
26	法隆寺国際高等学校	29	49%
27	磯城野高等学校	29	47%
28	高取国際高等学校	24	50%
29	王寺工業高等学校	22	37%
30	大和広陵高等学校	25	49%
31	大淀高等学校	13	39%
32	吉野高等学校	16	46%
33	十津川高等学校	9	41%
平均		25.4	47.4%

県内の高等学校ではNPS ネットワークが整備されており、当該システムを利用して学校内だけではなく、学校の垣根を越えた教員間での大容量のデータのやり取りや、相互の情報交換で活用しているとのことであった。

しかしながら、県立高等学校では前述したとおり、校務用コンピュータが1人1台整備されていないことから、専用機器を貸与されていない教員は、職員室に設置されている共有のコンピュータへ毎回ログインしたうえで、メール等のやりとりを行っている状態とのことであった。

ウ) 私立高等学校の校務用コンピュータ整備状況

県内の私立高等学校の全体的な状況は不明であるものの、往査を実施した私立高等学校3校においては、校務用コンピュータは教員1人につき1台整備されていた。

エ) 校務用コンピュータの導入遅延がもたらすセキュリティ上の問題について（意見）

前述したように、県立高等学校における校務用コンピュータの平均整備率は、平成 26 年度時点で 47.4%であり、教員 1 人につき校務用コンピュータが 1 台整備されている状況にはない。校務用コンピュータが 1 人 1 台整備されていない場合には、実務上の都合から個人用コンピュータを使用する可能性が高まると考えられる。

一般的に、個人用コンピュータは校務用コンピュータと比較してセキュリティ対策が脆弱であることから、情報漏えい等のセキュリティ上のリスクが生じる恐れがある。

これらのリスクを低減させるためにも、教員 1 人につき 1 台校務用コンピュータを早急に整備することが望まれる。

⑤ 校務支援システム活用による環境整備について

ア) 校務支援システムの機能

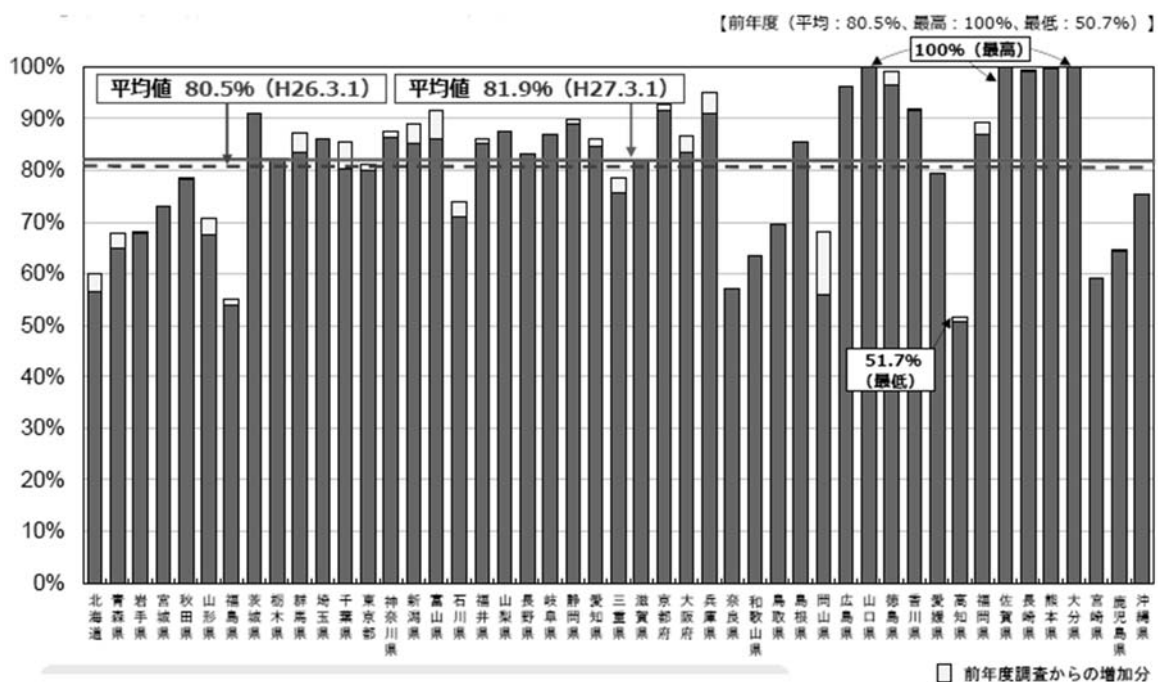
校務支援システムとは校務文書に関する業務、教職員間の情報共有、家庭や地域への情報発信、サービス管理上の事務、施設管理等を行うことを目的とし、教職員が一律に利用するシステムであり、一般的に以下の機能を有する。

項目	主な内容
基本情報関係	学籍管理、教職員名簿管理、行事予定管理など
校務関係	時間割作成、成績管理、教育課程管理など
保健体育関係	健康診断・体力測定管理など
その他	出欠管理、メール配信、図書管理、各種証明書作成など

イ) 校務支援システム導入率の全国平均との比較

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」によると、県及び全国平均の校務支援システムの導入率は以下のとおりである。

▶校務支援システムのある学校の割合



(出典：文部科学省 平成 26 年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果)

校務支援システムのある学校の割合をみると、平成 26 年度調査における全国平均は 81.9%であるが、県では 57.2%（全国で 45 位）と全国平均を大きく下回っていることが分かる。

ウ) 県立高等学校別の校務支援システム導入状況

県内の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校全体の校務支援システム導入率は上述のとおりであるが、これを県立高等学校のみに絞るとその導入率はさらに低くなる。県立高等学校ごとの校務支援システムと ICT 支援員の利用状況は、以下の表のとおりである。

【表 県立高等学校の校務支援システム導入率と、ICT 支援員の配置について】

No.	高等学校名	校務支援システム	ICT 支援員 (※3)
1	奈良朱雀高等学校	×	×
2	奈良高等学校	×	×
3	西の京高等学校	×	×
4	平城高等学校	×	×
5	高円高等学校	×	×
6	登美ヶ丘高等学校	×	×

7	山辺高等学校	×	×
8	高田高等学校	×	×
9	郡山高等学校	×	×
10	大和中央高等学校	○(※1)	×
11	添上高等学校	×	×
12	二階堂高等学校	×	×
13	橿原高等学校	×	×
14	畝傍高等学校	×	×
15	奈良情報商業高等学校	○(※2)	×
16	桜井高等学校	×	×
17	五條高等学校	×	×
18	御所実業高等学校	×	×
19	青翔高等学校	×	×
20	生駒高等学校	×	×
21	奈良北高等学校	×	×
22	香芝高等学校	×	×
23	大宇陀高等学校	×	×
24	榛生昇陽高等学校	×	×
25	西和清陵高等学校	×	×
26	法隆寺国際高等学校	×	×
27	磯城野高等学校	×	×
28	高取国際高等学校	×	×
29	王寺工業高等学校	×	×
30	大和広陵高等学校	×	×
31	大淀高等学校	×	×
32	吉野高等学校	×	×
33	十津川高等学校	×	×

※1：高等学校再編により、選択科目が複雑化したことから、校務支援システムを導入。

※2：選択科目が多いことから、試験的に校務支援システムを導入。

※3：ICT支援員とは、授業のほか教員研修や校務にわたって教員と相談したり依頼を受けたりしながら、また、学校からの要望も受けながらICT活用の支援を行う人材のことである。

エ) 私立高等学校の校務支援システム導入状況について

県内の私立高等学校の全体的な状況は不明であるものの、往査を実施した私立高等学校3校においては、すべての高等学校で校務支援システムが導入され、成績管理・学籍管理等に活用していることが確認された。

特に成績管理については一度数値入力さえ行えば、通知表や個人調査書、指導要録等に自動的に連動し作成されるため、書類間の転記作業が減少することで教員の負担軽減に

繋がっているとのことであった。また、各年度の数値が情報として蓄積されるため、各生徒の成績を簡単に経年比較できるなど、情報の有用性にも優れているとのことであった。

オ) 県立高等学校での校務支援システム導入状況について

県立高等学校における校務支援システムの導入状況についてみると、現時点での導入校は2校のみにとどまっている。

校務支援システムを導入している2校のシステム内容は以下のとおりである。

情報システム名	県立大和中央高等学校教務システム 県立奈良情報商業高等学校校務支援システム	
システムの概要	<p>県立大和中央高等学校、県立奈良情報商業高等学校における教務システムは、生徒の学籍や成績などの、主に教務に関する事務を処理するデータベースシステムであり、日々の出欠管理や時間割の作成、成績表をはじめとする各種書類を作成・管理するものである。</p> <p>生徒の個人情報扱うものであり、日々の安定稼働の確保とともにセキュリティ上も堅牢な仕組みが求められ、さらに全生徒の成績処理などの大量のデータ入力を、大人数である一時期に集中して行う必要があるため、サーバを中心としたネットワークによる運用と専用の端末機器を必要とする。</p>	
管理	各学校	
経費	開発経費 3,781 千円 運用経費 7,782 千円 (5年間) 累計経費 11,563 千円 (開発経費 + 5年分の運用経費)	
機能活用状況	基本情報	名簿、学校行事、学籍情報・児童生徒名簿、教員情報・教員名簿、進級処理、各種設定
	情報共有	グループウェア、校内情報ボード、月間行事予定、今日・明日の予定、動静(外出・年休・来客)、お知らせ・連絡、掲示板・ブログ・回覧板、簡易アンケート、文書共有、ワークフロー、伝言メモ、予定、個人スケジュール、施設予約
	教務支援	時間割、教員時間割、学級時間割、週案簿・時簿、週案予定・実績・承認、時数予定・見通し、成績管理、成績登録、通信簿作成、指導要録作成、所見作成、クラス編成作成、出欠管理、出席簿作成、出欠集計・成績連動

上記2校は、科目選択の多様性に起因して成績管理等が複雑かつ煩雑化しており、校務支援システムを活用することで、主に以下の点について業務・運用が改善されているとのことであった。

なお、グループウェアとは、LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称である。主な機能とし

では、グループ内のメンバー間および外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能、メンバー間の打ち合わせや特定のテーマについて議論を行なうための電子会議室機能、グループ全体に広報を行なう電子掲示板機能、メンバー間でスケジュールを共有するスケジューラ機能、アイデアやノウハウなどをデータベース化して共有する文書共有機能、稟議書など複数のメンバーで回覧される文書を電子化して流通させる機能などがある。

- ▶出欠の管理や個人別の成績処理について効率化され、業務の改善が行われている。
- ▶複雑な学籍管理や個人別の時間割表の打ち出しが可能となり、生徒にとって有用な資料、情報提供ができ、教育効果を上げることに貢献をしている。
- ▶大和中央高等学校については、三部制の定時制課程だけではなく、通信制課程の学籍管理にも資することが出来る。

カ) 他の地方自治体における校務支援システム導入効果について

他の地方自治体において、校務支援システムを積極的に導入している事案も見受けられる。大阪市では、平成 25 年度に教員 1 人につき 1 台のパソコンを配置（約 12,300 台）するとともに、小中学校のモデル校 31 校において校務支援 ICT を試験的に導入した。

その結果、大阪市では校務支援 ICT の導入効果として以下を挙げている。

【表 大阪市における校務支援 ICT 導入効果（削減時間）】

		教頭	担任
グループウェア		56.0 時間	56.0 時間
校務支援サービス	出席簿		4.7 時間
	通知表	3.6 時間	42.2 時間
	日誌/週案	76.7 時間	28.0 時間
	指導要録 1		14.0 時間
	指導要録 2		23.2 時間
校務の効率化時間	年間	136.3 時間	168.1 時間
	週 換算	2.8 時間	3.5 時間
	日 換算	34 分	42 分

（出典：大阪市ホームページ 報道発表資料 校務支援 ICT 活用事業の検証結果）

上表のように、校務支援 ICT を導入することにより、教頭は年間 136.3 時間（1 日平均 34 分）、教員は年間 168.1 時間（1 日平均 42 分）の削減効果があったと報告している。また、校務の効率化により削減された時間は、授業準備（教材研究）にかける時間、

子どもと触れ合う時間、子どもの作品やノートを見る時間、部活動の指導に当たる時間などに向けられていることがアンケートの結果から判明している。

キ) 校務支援システムのさらなる推進について（意見）

昨今、教員の事務負担増加に伴い、本来の業務である教育の質の低下が懸念されているところである。県では、校務支援システムの試験導入やNPS ネットワークの利用等を実施してはいるが、私立高等学校と比較すると、校務用コンピュータの整備及び校務支援システムの活用に関してはまだ十分ではないと考えられる。

現に、監査人が県立高等学校に往査した際、教員に負荷がかかっていると感じている業務の中の一つに成績管理があげられている。これは校務支援システムが導入されていないことにより、通知表の作成、指導要録の作成、調査書の作成の際にそれぞれに同じ情報を入力するという重複作業が生じていることに起因している。

校務支援システムのさらなる活用により、教員の事務負担を軽減し、教育に注力出来る環境整備の積極的な推進が必要である。

(3) 事務職員の活用による教員の負荷軽減について

① 事務職員の業務について

学校教育法第 60 条及び学校教育法施行規則第 82 条では、高等学校に事務職員及び事務長を置く旨を定めている。

【学校教育法】

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

【学校教育法施行規則】

第八十二条 高等学校には、事務長を置くものとする。

2 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

また、学校事務職員の職務内容については、文部科学省のホームページにて以下のとおり記載されている。

事務職員の職務内容

事務職員は学校の管理運営の全般わたる諸種の事務に従事するものである。その職務を一義的に規定することは困難であるが、具体的内容を例示すれば次のようなものが考えられる。

庶務関係・・・校務運営に関する連絡調整、文書の接受発送・整理保存、調査統計、渉外に関すること。

人事関係・・・人事異動、勤務記録、出勤簿等、給与・旅費、共済組合その他福利厚生に関すること。

会計関係・・・予算の策定・執行、金銭出納、備品・消耗品の出納管理、施設・設備の保全に関すること

教務関係・・・児童生徒の学籍、転出入、就学援助、教科書給与、給食に関すること

会計関係の事務処理に当たっては、「出納員またはその種の会計職員」として、金銭または物品の出納を行い、もしくは「資金前渡職員」として給与または旅費の支払いを行うことがある。

(出典：文部科学省ホームページ 学校事務職員の職務内容等について)

② 各学校における事務職員の配置人数等について

ア) 県立高等学校における事務職員数等について

通信制及び定時制を除いた全日制の各県立高等学校における生徒数、職員数、及び職員1人当たり生徒数は以下のとおりである。

【表 県立高等学校における事務職員数等について】

高等学校名	生徒数 (A)	職員数 (B)	職員1人当たり 生徒数 (A/B)
奈良朱雀高等学校	906	5	181.2
奈良高等学校	1,203	5	240.6
西の京高等学校	951	5	190.2
平城高等学校	1,200	5	240.0
高円高等学校	666	5	133.2
登美ヶ丘高等学校	717	5	143.4
山辺高等学校	232	4	58.0
高田高等学校	1,073	5	214.6
郡山高等学校	1,236	6	206.0
添上高等学校	684	5	136.8
二階堂高等学校	731	5	146.2
橿原高等学校	1,077	5	215.4
畝傍高等学校	1,201	5	240.2
奈良情報商業高等学校	700	5	140.0
桜井高等学校	943	5	188.6
五條高等学校	812	5	162.4
御所実業高等学校	632	5	126.4
青翔高等学校	385	4	96.3
生駒高等学校	951	5	190.2
奈良北高等学校	1,076	5	215.2
香芝高等学校	940	5	188.0
大宇陀高等学校	205	3	68.3
榛生昇陽高等学校	646	5	129.2
西和清陵高等学校	671	5	134.2
法隆寺国際高等学校	935	5	187.0
磯城野高等学校	785	5	157.0
高取国際高等学校	713	5	142.6
王寺工業高等学校	654	5	130.8
大和広陵高等学校	611	5	122.2
大淀高等学校	419	4	104.8
吉野高等学校	176	3	58.7
十津川高等学校	110	4	27.5
平均	757	4.8	158.4

(奈良県ホームページ 学校基本数一覧及び県提供データをもとに監査人が作成)

上表によると、平成 26 年度における県立高等学校の事務職員 1 人当たり生徒数の平均は、158.4 人となっている。

イ) 私立高等学校における事務職員数等について

通信制及び定時制を除いた全日制の各私立高等学校における生徒数、職員数、及び職員 1 人当たり生徒数は以下のとおりである。

【表 私立高等学校における事務職員数等について】

高等学校名	生徒数 (A)	職員数 (B)	職員 1 人当たり生徒数 (A/B)
奈良育英高等学校	1020	23	44.3
奈良女子高等学校	352	8	44.0
帝塚山高等学校	1185	7	169.3
関西中央高等学校	308	8	38.5
橿原学院高等学校	294	6	49.0
智弁学園高等学校	637	10	63.7
天理教校学園高等学校	596	15	39.7
東大寺学園高等学校	662	6	110.3
奈良大学附属高等学校	876	13	67.4
奈良文化高等学校	686	8	85.8
奈良学園高等学校	624	5	124.8
育英西高等学校	371	4	92.8
西大和学園高等学校	952	6	158.7
天理高等学校	1217	8	152.1
智弁学園奈良カレッジ高等学校	338	2	169.0
奈良学園登美ヶ丘高等学校	335	2	167.5
平均	653.3	8.2	79.8

(奈良県ホームページ 学校基本数一覧及び県提供データをもとに監査人が作成)

上表によると、平成 26 年度における私立高等学校の事務職員 1 人当たり生徒数の平均は、79.8 人となっている。

ウ) 県立高等学校と私立高等学校の比較について

県立高等学校と私立高等学校における事務職員 1 人当たりの生徒数を比較すると、県立高等学校の平均は 158.4 人、私立高等学校の平均は 79.8 人となっており、私立高等学校と比較して県立高等学校は 1 人の事務職員が受け持つ生徒数が多くなっている。

エ) 県立高等学校と全国平均の比較について

事務職員 1 人当たり生徒数について、県内の県立高等学校と都道府県立高等学校の全国平均を比較すると以下の表のとおりとなった。

【表 県立高等学校と全国平均の比較について】

	生徒数合計 (A)	事務職員数合計 (B)	事務職員 1 人当たり 生徒数 (A/B)
奈良県	24, 241	153	158. 4
全国 (※ 1)	2, 057, 507	14, 066	146. 3

(出典：e-Stat 政府統計の総合窓口)

※ 1：全日制の公立高等学校の人数から、全日制の市町村立高等学校の人数を差し引くことで算出している。

事務職員 1 人当たりの生徒数は、県立高等学校では 158. 4 人、全国平均では 146. 3 人となっており、全国平均と比較して県内の県立高等学校は 1 人の事務職員が受け持つ生徒数が多くなっている。

③ 事務職員活用による教員負荷軽減のための環境整備について (意見)

監査人が往査した県立高等学校 3 校のうち 1 校で、学級費の徴収管理を事務職員ではなく教頭が行っており、教員に負荷がかかっている実態が確認された。一方、往査した私立高等学校では、事務職員が学級費の徴収を行うことで、教員の負荷軽減が図られていた。

県立高等学校においては一部の事務を教育委員会事務局が実施しているため単純に業務量の比較を実施することはできないが、私立高等学校の事務職員 1 人当たり生徒数は 79. 8 人に対し県立高等学校の事務職員 1 人当たり生徒数は 158. 4 人であり、県立高等学校の事務職員の業務量が多いことから、県立高等学校において事務の一部を教員が担う結果になっているものと想定される。

教員が教育に専念できる環境を整備するという目的達成のため、事務職員の業務内容を精査するとともに、増員による事務職員数の適正化も検討したうえで、教員が実施している学校の管理運営業務のうち事務職員が実施可能な業務については、積極的に業務を移管して教員の負荷を軽減することが望まれる。

第4. 個別意見

1. 全般

(1) 奨学金未収金の状況について

① 奨学金未収金の状況について

県では、「奈良県高等学校等奨学金貸与条例」等に基づき、一定の基準を満たした者に対して奨学金の貸与を行っている。

平成26年度末において以下のとおり合計1,540,019千円の奨学金返還金の滞納が生じている。

(単位：千円)

奨学金の種類	調定済額 (A)	収入累計 (B)	滞納額	滞納人数	返還率 (B) / (A)
(ア) 地域改善対策奨学金 (高等学校)	1,564,776	903,529	661,247	1,746	57.7%
(イ) 高等学校全日制課程等修学奨励金	247,997	178,290	69,707	519	71.9%
(ウ) 修学支援奨学金	855,615	631,098	224,517	1,324	73.8%
(エ) 育成奨学金	458,762	402,134	56,628	421	87.7%
(オ) 定・通制課程修学奨励金	45,765	41,959	3,806	22	91.7%
高等学校奨学金 小計	3,172,915	2,157,010	1,015,905	4,032	68.0%
(カ) 地域改善対策奨学金 (大学)	2,250,853	1,726,739	524,114	509	76.7%
合計	5,423,768	3,883,749	1,540,019	4,541	71.6%

※ 調定とは、その歳入の内容を具体的に調査し収入すべき金額を決定する行為をいい、その決定した額が調定額となる。

それぞれの奨学金の詳細は、以下のとおりである。

(ア) 地域改善対策奨学金 (高等学校) (特別対策)

制度発足	昭和62年10月 (貸与制)
制度廃止	平成14年3月 (新規募集停止)
概要	「地対財特法」第2条第1項に規定する対象地域に居住する同和関係者の子女で、経済的理由によって、進学が困難な者に対し、進学のための拡大を図る
貸与基準	旧日本育英会基準 (生活保護基準のおおよそ3.3倍以内)
返済期間	貸与の終了月の翌月から起算して6カ月を経過した後20年以内
免除基準	所得が生活保護基準の1.5倍以下で1回当たり20年返還の5年分

(イ) 高等学校全日制課程等修学奨励金 (一般対策)

制度発足	昭和63年4月 (貸与制)
制度廃止	平成14年3月 (新規募集停止)
概要	高等学校及び高等専門学校に就学する者に対し修学奨励金を貸与することにより修学の奨励と教育の機会均等を図る
貸与基準	生活保護基準の1.5倍以内
返済期間	貸与の終了月の翌月から起算して6カ月を経過した後20年以内
免除基準	所得が生活保護基準の1.5倍以下で1回当たり20年返還の5年分

(ウ) 修学支援奨学金（一般対策）

制度発足	平成 14 年 4 月
制度廃止	継続中
概要	向学心に富み、学習態度が良好でありながら経済的理由により修学が著しく困難な者に対し奨学金を貸与する
貸与基準	生活保護基準の 1.5 倍以内
返済期間	貸与の終了月の翌月から起算して 6 カ月を経過した後 10 年以内
免除基準	貸与者の死亡又は身体や精神に著しい障害を受けて返済不能となったとき全額免除

(エ) 育成奨学金（一般対策）

制度発足	平成 17 年 4 月
制度廃止	継続中
概要	向学心に富み、学習態度が良好でありながら経済的理由により修学が著しく困難な者に対し奨学金を貸与する（旧日本育英会高校奨学金移管）
貸与基準	評定平均値 3.0 以上で生活保護基準の 3.0 倍以内
返済期間	貸与の終了月の翌月から起算して 6 カ月を経過した後 10 年以内
免除基準	貸与者の死亡又は身体や精神に著しい障害を受けて返済不能となったとき全額免除

(オ) 定・通制課程修学奨励金（一般対策）

制度発足	昭和 50 年 4 月
制度廃止	平成 18 年 3 月（新規募集停止）
概要	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進する
貸与基準	生活保護基準の 1.5 倍以内
返済期間	貸与の終了月の翌月から起算して 6 カ月を経過した後、貸与期間に相当する期間内
免除基準	高校定通制課程を卒業したとき全額免除

(カ) 地域改善対策奨学金（大学）（特別対策）

制度発足	昭和 57 年 10 月（貸与制）
制度廃止	平成 14 年 3 月（新規募集停止）
概要	「地対財特法」第 2 条第 1 項に規定する対象地域に居住する同和関係者の子女で、経済的理由によって、進学が困難な者に対し、進学のための機会を拡大を図る
貸与基準	旧日本育英会基準（生活保護基準のおおよそ 3.3 倍以内）
返済期間	貸与の終了月の翌月から起算して 6 カ月を経過した後 20 年以内
免除基準	所得が生活保護基準の 1.5 倍以下で 1 回当たり 20 年返還の 5 年分

② 回収業務及び回収状況について

滞納している奨学金未収金の回収に当たり、学校支援課は専任の非常勤職員4名を雇用し未納者に対する訪問督促（年間3,000件程度）、電話督促を行う他、居所不明者や督促にも何の反応もない者に対する回収困難な債権については、民間債権回収業者に債権回収を委託している。

これらの活動により回収が進んでいる部分もある一方で、奨学金未収金の残高は、「表1：奨学金未収金残高の推移」のとおり、年々増加する傾向にある。

【表1：奨学金未収金残高の推移】

（単位：千円）

	(ア) 地域改善 対策奨学金 (高等学校)	(イ) 高等学校 全日制課程等 修学奨励金	(ウ) 修学支援 奨学金	(エ) 育成 奨学金	(オ) 定・通制 過程 修学奨励金	(カ) 地域改善 対策奨学金 (大学)	合計
平成19年度	511,999	49,927	14,683	77	5,005	462,532	1,044,223
平成20年度	538,719	54,553	28,397	1,234	4,947	471,843	1,099,692
平成21年度	583,727	60,385	51,880	5,329	4,629	491,547	1,197,498
平成22年度	612,404	63,874	79,318	13,218	4,215	507,744	1,280,774
平成23年度	638,789	66,554	113,844	22,549	4,798	511,570	1,358,103
平成24年度	653,350	69,291	148,886	33,269	4,210	521,947	1,430,954
平成25年度	661,433	69,346	185,806	45,296	4,064	526,929	1,492,874
平成26年度	661,247	69,707	224,517	56,628	3,806	524,114	1,540,019

また、「表2：調定年度別の奨学金未収金」によると、債権が発生してから10年を経過したものは全体の32.0%、同じく5年を経過したものは全体の58.3%を占めていることがわかる。これは、平成14年3月まで実施していた地域改善対策奨学金等のすでに廃止された奨学金の未収金回収が、年の経過とともに年々難しくなり残高が減らない一方で、既存の高等学校等奨学金に係る未収金も、新たに発生していることに起因していると考えられる。このことは、「表3：平成26年度の収入状況」において、例えば、修学支援奨学金で当年度に返済期を迎え調定した債権177百万円のうち29.3%に当たる51百万円が未収となっている状況からも判断できる。加えて、今後も、調定済みの奨学金返還金が発生することに鑑みると、奨学金の未収金の額はさらに増加することが予想される。

【表 2 : 調定年度別の奨学金未収金】

(単位：千円)

年度	未収額	累計額	構成比	累計 構成比
昭和 60 年度	41	41	0.0%	0.0%
昭和 61 年度	271	312	0.0%	0.0%
昭和 62 年度	867	1,179	0.1%	0.1%
昭和 63 年度	1,720	2,899	0.1%	0.2%
平成元年度	2,427	5,326	0.2%	0.3%
平成 2 年度	4,528	9,854	0.3%	0.6%
平成 3 年度	7,107	16,961	0.5%	1.1%
平成 4 年度	14,342	31,303	0.9%	2.0%
平成 5 年度	14,289	45,592	0.9%	3.0%
平成 6 年度	18,015	63,607	1.2%	4.1%
平成 7 年度	21,749	85,356	1.4%	5.5%
平成 8 年度	24,735	110,091	1.6%	7.1%
平成 9 年度	28,247	138,338	1.8%	9.0%
平成 10 年度	32,419	170,757	2.1%	11.1%
平成 11 年度	38,428	209,185	2.5%	13.6%
平成 12 年度	43,885	253,070	2.8%	16.4%
平成 13 年度	49,320	302,390	3.2%	19.6%
平成 14 年度	57,307	359,697	3.7%	23.4%
平成 15 年度	63,677	423,374	4.1%	27.5%
平成 16 年度	68,822	492,196	4.5%	32.0%
平成 17 年度	70,936	563,132	4.6%	36.6%
平成 18 年度	71,475	634,607	4.6%	41.2%
平成 19 年度	74,501	709,108	4.8%	46.0%
平成 20 年度	88,485	797,593	5.7%	51.8%
平成 21 年度	99,947	897,540	6.5%	58.3%
平成 22 年度	105,853	1,003,393	6.9%	65.2%
平成 23 年度	121,555	1,124,948	7.9%	73.0%
平成 24 年度	128,564	1,253,512	8.3%	81.4%
平成 25 年度	137,733	1,391,245	8.9%	90.3%
平成 26 年度	148,774	1,540,019	9.7%	100.0%

【表 3：平成 26 年度における収入状況】

(単位：千円)

種類		調定額	収入額	未収額
平成 26 年度分	(ア) 地域改善対策奨学金 (高等学校)	65,222	25,097	40,125
	(イ) 高等学校全日制課程等修学奨励金	13,236	6,905	6,331
	(ウ) 修学支援奨学金	177,265	125,283	51,982
	(エ) 育成奨学金	123,783	107,595	16,188
	(オ) 定・通制課程修学奨励金	-	-	-
	(カ) 地域改善対策奨学金 (大学)	76,712	42,565	34,148
	小計	456,218	307,444	148,774
繰越分	(ア) 地域改善対策奨学金 (高等学校)	647,353	26,231	621,122
	(イ) 高等学校全日制課程等修学奨励金	68,324	4,948	63,376
	(ウ) 修学支援奨学金	184,933	12,399	172,535
	(エ) 育成奨学金	43,831	3,392	40,440
	(オ) 定・通制課程修学奨励金	4,064	258	3,806
	(カ) 地域改善対策奨学金 (大学)	518,093	28,127	489,966
	小計	1,466,599	75,353	1,391,245
合計	(ア) 地域改善対策奨学金 (高等学校)	712,575	51,328	661,247
	(イ) 高等学校全日制課程等修学奨励金	81,560	11,852	69,707
	(ウ) 修学支援奨学金	362,198	137,682	224,517
	(エ) 育成奨学金	167,615	110,986	56,628
	(オ) 定・通制課程修学奨励金	4,064	258	3,806
	(カ) 地域改善対策奨学金 (大学)	594,805	70,691	524,114
	合計	1,922,817	382,797	1,540,019

③ 回収の可能性の判断と損失処理の検討について (意見)

奨学金が、そもそも経済的に困難な状況にある者に対して貸し付けられていることを考慮すると、将来的にも回収が不可能な奨学金未収金も相当程度存在すると考えられる。この点につき、回収が困難な奨学金未収金に対する回収活動を継続することは、費用対効果の観点から適当ではない面もあると思われる。そのため、債権を放棄することで今後の管理コストを減少させる方法も考えられるが、私債権である奨学金未収金は、相手方が時効を援用しないかぎり消滅せず、議会で放棄（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）しない以上は、徴収停止等（地方自治法施行令第 171 条の 5）の措置を取っても消滅しない。

現在、県では、私債権等の税外未収金の管理については平成 25 年 11 月に策定された「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づき適切に処理することとされている。当該指針では、滞納の発生防止と債権管理の徹底、債権回収の強化、債権の適切

な整理が求められているが、債務者の状況により、履行させることが著しく困難又は不適當であるときは、法令等に基づく手続を行うことが定められているのみである。一方で、近年、私債権や非強制徴収公債権を適切に管理するため、債権管理条例を定める地方自治体もあり、この債権管理条例では、徴収停止後に一定期間を経過すれば自治体の長が議会の議決によらず債権放棄ができると定めているものがある。

個々の債権ごとに回収の可能性の有無による分類を行い、回収の可能性のある債権については、引き続き回収活動を継続することが適当と考えられる。また、回収の可能性がない債権については、他の地方自治体同様、条例による債権放棄を検討する等の施策を行うことが適当と考えられるが、他の県未収金との整合性を図り、県としての公平かつ効率的な対応を検討する必要がある。

(2) 人事評価制度について

① 人事評価制度の目的と法改正について

県立高等学校の教員は地方公務員法第4条により、地方公務員に位置付けられるが、総務省が公表している「地方公共団体における人事評価制度に関する研究会 平成26年度報告書」によると、人事評価制度の目的は以下のとおり記載されている。

【地方公共団体における人事評価制度に関する研究会 平成26年度報告書】

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としているものである。

また、平成26年5月14日に「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）が公布（施行期日は公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日）され、地方公務員について、人事評価制度導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることが要求されている。

② 県の人事評価に関する規定について

県では、「期末手当及び勤勉手当に関する規則」（昭和46年3月奈良県人事委員会規則第22号）において、同規則が定める範囲内で各任命権者が勤勉手当の成績率等を定めるものとしている。

教育委員会においては、「勤務実績の勤勉手当への反映に関する実施要領」を規定し、教職員の勤務実績を勤勉手当に反映させるために必要な事項として主に以下を定めている。

【表 「勤務実績の勤勉手当への反映に関する実施要領」の主な規定】

項目	内容
第3条 勤務実績の勤勉手当への反映の方法	勤務実績の勤勉手当への反映は、県教育長が、職員の区分に応じて、勤勉手当の成績率を決定することにより行うものとする。 (ア) 校長 前年度における勤務評価結果（奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成18年3月奈良県教育委員会規則第18

	<p>号) 第6条の規定に基づく勤務評価の結果をいう。イにおいて同じ。)を参考にして、勤勉手当の成績率を決定する。</p> <p>(イ) 校長以外の対象職員</p> <p>校長から提出された内申書に基づき、勤勉手当の成績率を決定する。この場合において、校長は、前年度における勤務評価結果その他の考慮すべき事項を総合的に勘案して、県教育長に提出すべき内申書を作成するものとする。</p> <p>教育公務員特例法(昭和24年1月12日法律第1号)第25条の2の規定に基づく指導改善研修を受けた職員その他の県教育長がこれに相当すると認める職員については、県教育長は、別に定めるところにより、勤勉手当の成績率を決定するものとする。</p> <p>内申書とは、「勤勉手当用評価区分内申書」(第1号様式)及び必要に応じて「Sの評価区分とする職員に係る勤務実績調書」(第2号様式)及び「C又はDの評価区分とする職員に係る勤務実績調書」(第3号様式)をいう。</p>												
第4条 勤勉手当の成績率	<p>評価区分に応じた勤勉手当の成績率は、次表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>100分の76</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>100分の71</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>100分の66</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>100分の55</td> </tr> </tbody> </table>	評価区分	成績率	S	100分の76	A	100分の71	B	100分の66	C	100分の60	D	100分の55
評価区分	成績率												
S	100分の76												
A	100分の71												
B	100分の66												
C	100分の60												
D	100分の55												
第5条 職員数割合	<p>S又はAの評価区分に決定する職員の数の割合は、当該区分に係る職員の総数の35%程度(このうち、Sの評価に決定する職員の数の割合は、当該総数の5%以内)とする。</p>												

③ 県の評価実績について

県における平成26年度の成績率区分別実績は以下のとおりとなっている。評価区分S及びAは約35%、Bは約65%であり、AとBでそのほとんどを占めていることが分かる。

【表 平成26年度期末・勤勉手当 成績率区分別実績】

評価区分		6月支給		12月支給	
区分	率	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
S	76/100	3	0.1	3	0.1
A	71/100	860	34.7	863	34.9
B	66/100	1,616	65.1	1,608	64.9
C	60/100	1	0.0	1	0.0
D	55/100	1	0.0	1	0.0
計		2,481	100.0	2,476	100.0

④ 人事評価制度の改善について（意見）

「勤務実績の勤勉手当への反映に関する実施要領」第5条に定められているとおり、評価区分S及びAの職員の割合は35.0%となっているものの、県では評価区分A及びBでそのほとんどを占めており、教員の意欲につながるような人事評価が実施されているかについて疑念があり、検証の必要がある。検証の視点として次の三点が考えられる。

第一に、評価区分の定義が不明確であること。

第二に、評価区分をS、C、Dとする場合、各学校の校長は「勤務実績の勤勉手当への反映に関する実施要領」第3条の内申書を作成しなければならないこと。

第三に、評価区分C及びDとされる教員は、指導や研修の受講によっても改善しない場合など極めて特殊な状況を想定していること。

そのため、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）の趣旨に則り、今後、評価区分の定義を明確にするとともに、教員評価にメリハリをつけることで教員の労働意欲を向上させ、ひいては教育の質の向上につなげる制度設計を検討することが望まれる。

(3) 耐震化の進捗について

① 県における耐震化の方針

県立学校施設の耐震化については、平成19年3月に策定された「奈良県耐震改修促進計画」に基づき進められている。この計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により義務付けられたものであり、昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された住宅や公共建築物を対象としたものである。

この計画では、県立高等学校を含めた県が所有する建築物については、平成27年度における耐震化率（耐震性能有と確認された比率）90%以上を目指すとしている。

② 奈良県内の公立高等学校施設における耐震化率の推移

奈良県内の公立高等学校（県立高等学校、3市立高等学校及び1村立高等学校 以下同じ）施設の耐震化率の年度別推移は次のとおりであり、平成19年の46.1%から改善されてきていることがわかる。

【表 奈良県内の公立高等学校施設の耐震化率の推移】

	H19/4	H20/4	H21/4	H22/4	H23/4	H24/4	H25/4	H26/4	H27/4
耐震化率(%)	46.1	48.3	51.9	59.7	60.5	62.0	64.9	69.8	76.6
耐震化率順位	42	40	42	38	42	46	46	45	46

（出典：文部科学省 公立学校施設の耐震改修状況調査より）

下表から、奈良県内の公立高等学校施設の耐震化率は76.6%で、都道府県別で46位と低迷しているだけでなく、他都道府県に比べてかなり低いことがわかる。

【表 公立高等学校施設の耐震化率の全国での奈良県の順位（平成27年4月1日時点）】

都道府県	全体棟数	未耐震化棟数	耐震化率	耐震化率順位	都道府県	全体棟数	未耐震化棟数	耐震化率	耐震化率順位
北海道	574	16	97.2%	20	滋賀県	480	70	85.4%	41
青森県	454	8	98.2%	11	京都府	614	79	87.1%	40
岩手県	398	60	84.9%	42	大阪府	1,299	19	98.5%	10
宮城県	571	19	96.7%	24	兵庫県	1,482	124	91.6%	32
秋田県	420	35	91.7%	31	奈良県	308	72	76.6%	46
山形県	339	32	90.6%	34	和歌山県	385	4	99.0%	8
福島県	691	86	87.6%	39	鳥取県	215	12	94.4%	26
茨城県	553	11	98.0%	13	島根県	323	9	97.2%	19
栃木県	671	22	96.7%	23	岡山県	659	61	90.7%	33
群馬県	865	20	97.7%	15	広島県	1,001	21	97.9%	14
埼玉県	643	15	97.7%	16	山口県	531	17	96.8%	22
千葉県	780	54	93.1%	29	徳島県	302	35	88.4%	37
東京都	1,728	0	100.0%	1	香川県	370	37	90.0%	36
神奈川県	884	251	71.6%	47	愛媛県	417	80	80.8%	45
新潟県	660	120	81.8%	44	高知県	346	53	84.7%	43
富山県	320	19	94.1%	27	福岡県	1,330	36	97.3%	18
石川県	412	33	92.0%	30	佐賀県	299	2	99.3%	6
福井県	310	19	93.9%	28	長崎県	547	0	100.0%	1
山梨県	236	7	97.0%	21	熊本県	865	21	97.6%	17
長野県	1,047	127	87.9%	38	大分県	414	8	98.1%	12
岐阜県	388	4	99.0%	7	宮崎県	529	0	100.0%	1
静岡県	917	0	100.0%	1	鹿児島県	693	8	98.8%	9
愛知県	1,259	120	90.5%	35	沖縄県	532	20	96.2%	25
三重県	742	0	100.0%	1					

（出典：文部科学省 公立学校施設の耐震改修状況調査より）

③ 耐震改修未実施の県立高等学校施設の Is 値の状況と今後の耐震改修の予定

Is 値とは構造耐震指標のことをいい、数値が大きいほど耐震性が高いと判断される。

Is 値 < 0.3	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い
0.3 ≤ Is 値 < 0.6	地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある
0.6 ≤ Is 値	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

奈良県の県立学校施設については Is 値が 0.7 未満の場合、耐震補強を行うこととされている。平成 27 年 4 月 1 日時点で、県内の耐震改修未実施の公立高等学校施設 72 棟のうち、県立高等学校施設は 67 棟であり、そのうち Is 値が 0.3 未満の建築物は 16 棟となっている。

この 67 棟のうち、17 棟の耐震改修工事が平成 27 年度中に完了し、平成 28 年 4 月 1 日時点の耐震化率は 82.7%となり、耐震改修未実施の県立高等学校施設は 50 棟となる予定である。また、平成 29 年度までに 21 棟の耐震改修工事が予定されており、残る 29 棟はそれ以降のものとして、工法や時期等を現在検討中である。

④ 耐震化計画の実現について（意見）

学校施設は、生徒などの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進は喫緊の課題である。それゆえ、平成 19 年 3 月の奈良県耐震改修促進計画から 8 年を経て、耐震化が遅れていること及び工法や時期等を検討中のものがある状況は問題である。

工法や時期等を検討中のものの中には、少子化が進む中で今後想定される県立高等学校の配置と規模の適正化の方向性が定まるまで準備作業を待っているものがあるとのことであったが、その方向性を含め、計画を定めて早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 統合により廃校となった学校校舎等の利活用について

① 廃校校舎等の利活用について（意見）

県では、平成15年6月に県立高等学校再編計画を策定、全国に先駆けて大規模な県立高等学校の再編を行った。統合によって廃校となった校舎や土地の利活用状況は次のとおりである。

【表 廃校校舎等の利用状況】

	高等学校統合の状況 『 』は統合時に校舎を 使用しなくなった高等学校	廃校校舎等の利用状況等
1	田原本農業高等学校と『北和女子高等学校』を統合し、磯城野高等学校とした。	旧北和女子高等学校校舎は大和中央高等学校（新設）として利用。
2	斑鳩高等学校と『片桐高等学校』を統合し、法隆寺国際高等学校とした。	旧片桐高等学校は郡山総合庁舎として利用。
3	北大和高等学校と『富雄高等学校』を統合し、奈良北高等学校とした。	旧富雄高等学校は奈良西養護学校（新設）として利用。
4	城内高等学校と郡山高等学校を統合し、郡山高等学校とした。	隣接しており、両高等学校の校舎を利用。
5	信貴ヶ丘高等学校と『上牧高等学校』を統合し、西和清陵高等学校とした。	旧上牧高等学校は西和養護学校（新設）として利用。
6	畝傍高等学校と『耳成高等学校』を統合し、畝傍高等学校とした。	旧耳成高等学校は橿原総合庁舎として利用。
7	榛原高等学校と『室生高等学校』を統合し、榛生昇陽高等学校とした。	旧室生高等学校は奈良県立橿原考古学研究所室生理蔵文化財整理収蔵センターとして利用。
8	『旧北和女子高等学校』を廃校し大和中央高等学校を新設。また、奈良高等学校の定時制・通信制課程を統合した。	旧北和女子高等学校校舎は大和中央高等学校（新設）として利用。
9	畝傍高等学校定時制課程と高田高等学校定時制課程を統合し、畝傍高等学校定時制課程とした。	定時制高等学校は畝傍高等学校に併設。
10	奈良商業高等学校定時制課程と奈良工業高等学校定時制課程を統合し、奈良朱雀高等学校定時制課程とした。	定時制高等学校は奈良朱雀高等学校に併設。

【表 未利用の廃校校舎等の状況】

	高等学校統合の状況 『 』は統合時に校舎を使用しなくなった高等学校	校舎等が未利用の場合の概要及び今後の活用方法
1	奈良商業高等学校と『奈良工業高等学校』を統合し、奈良朱雀高等学校とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧奈良工業高等学校が未利用。【平成 20 年度末廃校】 ・ 土地 63,244 m² 建物 8,870 m² 土地金額【32,439,877 円】 ・ 住宅街であるが、敷地の一部に土壌汚染が発覚、汚染処理方法を検討中であり、活用方法は未定。
2	御所工業高等学校と『御所東高等学校』を統合し、御所実業高等学校とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧御所東高等学校が未利用。【平成 20 年度末廃校】 ・ 土地 37,337 m² 建物 9,126 m² 土地金額【3,001,510 円】 ・ 現状、一部を奈良県の物品保管に利用するほか、体育館を御所市が避難所指定。 ・ 今後、産業集積地事業用地として活用する方向で準備中。
3	広陵高等学校と『高田東高等学校』を統合し、大和広陵高等学校とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧高田東高等学校が未利用。【平成 18 年度末廃校】 ・ 土地 36,517 m² 建物 10,995 m² 土地金額【515,550,000 円】 ・ 現状、一部を奈良県の物品保管に利用するほか、体育館を大和高田市が避難所指定。 ・ アクセス道路が狭く、工場立地には適さない。 ・ 活用方法は未定。
4	桜井商業高等学校と『志貴高等学校』を統合し、奈良情報商業高等学校とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧志貴高等学校は運動場の一部を除き未利用。【平成 18 年度末廃校】 ・ 土地 48,651 m² 建物 10,032 m² 土地のうち、サッカー協会貸付部分 13,529 m²、未利用部分 35,122 m² 土地金額【3,233,097 円】 ・ 現状は、運動場の一部を県サッカー協会の施設として使用するほか、一部を奈良県の物品保管に利用、体育館を田原本町が避難所指定。 ・ サッカー協会部分以外の活用方法は未定

※土地金額は新地方公会計制度で把握した土地の取得金額による。なお、旧志貴高等学校は貸付利用している部分と、未利用土地の金額は個別に把握していない。

これら 4 校の未利用の高等学校跡地については、平成 18 年度あるいは 20 年度の廃校後、数年を経過している。相当な財産価値のあるものであり、早急な活用方法の検討が必要である。

② 郡山高等学校と旧城内高等学校の施設利用状況について（意見）

郡山高等学校と城内高等学校は統合し、郡山高等学校となったものの、隣接する両校舎を利用している。利用状況を把握するため、学生募集人員について過去からの推移を比較すると次のとおりである。

【表 郡山高等学校及び城内高等学校の学生募集人員の推移】

年度	郡山高等学校 (人)	城内高等学校 (人)	合計(人)
平成 11 年度	400	240	640
平成 13 年度	400	200	600
平成 15 年度	400	200	600
平成 17 年度	440	—	440
平成 19 年度	480	—	480
平成 21 年度	440	—	440
平成 23 年度	440	—	440
平成 25 年度	440	—	440
平成 27 年度	400	—	400

※報告書の都合上、2年ごとの数値を記載している。なお、平成 16 年度以降は統合のため城内高等学校は募集を停止している。

このように平成 27 年度の学生募集人員の規模は統合前の郡山高等学校単独と同等となっており、これだけを見ると旧城内高等学校分の施設が過剰な施設ではないかと考えられる。

この点に関し、教育委員会としてはそもそも統合前の郡山高等学校が手狭であったことや、少人数の授業や多彩な部活動等を行う必要があることから、両校舎の設備を使用しているとのことであった。しかしプールやグラウンド、その他施設等も 2 つ必要であるのか、光熱水費、修繕費等の管理費や維持費を勘案の上、学校施設の在り方を見直す必要がある。

2. 現地往査

(1) 資産の現物管理について

① 重要物品以外の現物と管理簿の照合について（意見）

県では、重要物品（取得価額が1件百万円以上のものをいう。（昭和48年2月6日告示第593号財産調書に記載すべき重要物品の指定））以外に関しては、会局総第127号「物品管理の適正化について」（平成27年3月26日付）により、定期的に管理簿の登記内容と現物とを照合し、適切な管理に努めるよう通知がなされている。

現地往査を実施した高等学校のうち、上記事項に関して確認を実施した奈良高等学校及び平城高等学校に関しては、平成26年度の現物と管理簿の照合はなされておらず、定期的な現物と管理簿の照合も行っていないとのことであり、現物と管理簿との照合を実施し、現物の確認及び実態を管理簿へ反映する必要がある。

なお、学校には少額の備品等が大量に保有されており、これら全ての物品と管理簿の照合を一度に課すのは実務的に非常に困難であることから、教職員の負担が増大し、ひいては教育の質の低下につながる恐れがある。そのため、当通知に基づき学校の実態に適合した方法を各学校で検討し、教育委員会・会計局と相談した上で策定するとともに、管理簿と現物の照合を実施することが望まれる。

② 物品の寄附受納の処理漏れについて（結果）

奈良高等学校は、スーパーサイエンスハイスクールに指定され、独立行政法人科学技術振興機構（現 国立研究開発法人科学技術振興機構、以下同じ）から経費支援を受給している。当該経費支援金で高等学校が購入した物品は、対象期間中は独立行政法人科学技術振興機構から貸与され、対象期間終了後に希望すると高等学校に譲渡（寄附）される扱いとなる。平成24年6月に独立行政法人科学技術振興支援機構から寄附を受けた物品を確認したところ、同高等学校の物品台帳に記載がなかった。また、譲渡されるまで当該物品は借受けされていたが、この場合、奈良県会計規則第57条に基づき物品借受調書の作成が必要であるが、作成されていなかった。

今後、寄附受納したものについて、物品台帳への登載を行うとともに、他校において同様の案件がないかに留意してルールの周知徹底を行う必要がある。

なお、物品の寄附受納の処理漏れについては、平城高等学校及び御所実業高等学校の監査委員監査の指摘（平成 25 年 9 月報告）があり、今後適正管理と再発防止の徹底に努める、とされていたところである。より一層の徹底を図るべく、全ての県立高等学校において適切に現物管理を行うための方策の検討、例えば随時発行される通知ではなく膨大な規則から高等学校における物品管理のポイントをまとめたマニュアルの配布や担当者が変わった場合の引継チェックリスト等が必要と考える。

【寄附受納処理漏れ物品】

No.	品名	当期末帳簿価額(円)※
1	ペルチェ式温度コントローラーLitte Gene2:BFCTC-24H	61,033
2	卓上型人工気象器	126,788
3	ラボ用オートクレープ 245-435(シマヅ)	310,276

（独立行政法人科学技術振興機構 理数学習支援センターからの奈良高等学校の物品譲渡書類（平成 24 年 6 月）より平成 24 年 3 月末帳簿価額/30,000 円以上のものを抜粋※）

③ 物品台帳管理について（意見）

奈良高等学校で物品を購入した際、物品管理サブシステムの台帳に入力するとともに、従前の紙台帳にも重複して登載していた。

物品管理サブシステムは平成 23 年度に導入されたシステムであり、会局総第 13 号「物品調達サブシステム及び物品管理サブシステムの運用について」（平成 24 年 4 月 2 日付）によると当該システム台帳が正式なものとなっている。台帳は一元管理することが原則であり、現存している紙台帳について、今後、効率よく業務が遂行できるよう整理・調整が必要である。

(2) 出納簿の押印漏れについて（結果）

資金前渡職員の保管する書類については、出第 202 号「資金前渡職員の指定について」（平成 7 年 3 月 31 日付）により、所属長が毎月末日に検査し、その余白に検査月日を記入し、確認印を押印することとされている。

しかしながら、青翔高等学校において、現金出納簿を確認したところ、平成 27 年 1 月分の検印が漏れていることを確認した。

例月検査を適切に実施していることへの重要な証跡となるため、現金出納簿を適切に管理する必要がある。

(3) 非常勤講師勤務簿の押印漏れについて（結果）

非常勤講師勤務簿については、「奈良県立高等学校等非常勤講師取扱要綱」により、毎月校長がチェックした上で、検印しているとのことである。

しかしながら、青翔高等学校において、平成 26 年 12 月分の非常勤講師勤務簿を確認したところ、6 名全員分について、校長による検印が漏れていた。

所属長である校長による検査を適切に実施していることへの重要な証跡となるため、非常勤講師勤務簿を適切に管理する必要がある。

第5．総括意見

今回の包括外部監査では公教育、特に県の関与が大きい高等学校における公教育に係る財務事務を取り上げて検討を行った。

県が作成する「教育のしおり」においても様々な県教育の課題が挙げられており、県の限られた財源を用いてこれらの教育課題の改善に努めることが求められる。

そのような観点で、私立高等学校向けの教育経常費補助金を検討の主眼に置きつつ、県立高等学校の各現場における予算執行の状況についても幅広く検討を行った。

1．私立高等学校向け補助金について

県は私立高等学校に対して年間約30億円の「私立学校教育経常費補助金」を毎年支出しているが、これが私立高等学校における教育基盤の維持の一助となっており、また国の補助を除いた県負担の割合は約85%を占めており、県としても多額の負担を行っている。

私立高等学校は県立高等学校とともに公教育を支える存在であり、私立高等学校向けの補助金が効果的・効率的に使用されているかを検討した。

すなわち、「教育条件の維持及び向上に努める」私立高等学校に対して、補助金が効果的かつ効果的に配分されているのかについて、補助金の交付実態と私立高等学校の取り組みとの相関関係を検討したところ、以下の点が判明した。

① 補助金全体の効果性に関する分析について

通常、事務事業に対する補助金については、補助金を交付したことについての効果測定がおこなわれ、補助金の交付を今後も継続すべきかどうかについての検討が行われる。しかし、上記のとおり、私立高等学校向けの教育経常費補助金については、そのような効果測定の様子が設けられていない。

そこで、監査人独自の取り組みとして、私立学校教育経常費補助金を対象として、過去3年間の私立高等学校における各種指標分析結果と補助金交付額の相関関係について分析を行った。

前述のとおり、補助金の交付額に対して、受験倍率、教員1人当たり生徒数の減少（少人数教育）等については相関しない場合がみられたものの、定員充足率と政策推進加算受給数の増加については正の相関関係が認められ、この2つの観点においては、現在の私立学校教育経常費補助金は、有効に交付されていると考えられる。

本報告書における分析はあくまで一つの見方であり、また限られた年数のみを分析対象としている。

今後は、このような分析を継続的に実施し、県として「教育条件の維持及び向上に努める」私立高等学校に対して手厚い補助が可能となるように検討していくことが必要であると考えられる。

もちろん私立高等学校の独自性（建学の精神等）は十分尊重されなければならないが、県立高等学校とともに県の公教育を支えるもう一方の要である私立高等学校において、県の目標に対して、より適合した教育環境の整備に取り組んでもらうための仕組み作りが必要であり、そのための判断材料のひとつとしてこのような分析を行うことが期待される。

② 政策推進加算、学校提案型支援加算の効果測定について

私立高等学校に対する補助金支給額の計算は、標準的運営費、政策推進加算、学校提案型支援加算の3類型で計算されている。このうち政策推進加算は平成23年度、学校提案型支援加算は平成26年度に開始された制度であり、かつては一定の計算式に基づき機械的に計算された額を標準的運営費として交付されていたが、各校の取り組みに応じて補助金額に変化をつけることによって、県として定型的な補助金交付ではなく、よりメリハリを利かせた補助金交付の在り方を模索しているともいえる。

これらの政策推進加算、学校提案型支援加算の拡大によって、県が教育において実現したい方向性に導くことに異論はないが、これらの方法が効果的であるかどうかについては更なる検証が必要である。

実際、政策推進加算、学校提案型支援加算に係る事業取り組みについては、現地往査を行った各高等学校が新たな教育の仕組み作りに取り組むことに対して、一定の後押しとなっていることは確認できたが、一方で、県では、補助金対象となった事業の実績の有無等を確認しているものの、その効果を測定することを行っていない（ただし、平成27年度より、学校提案型支援加算について、各校に効果測定を義務付けている。）。

特色ある取り組みをモデルとして支援する学校提案型支援加算において、効果検証を適切に実施し、今後県として同種の事業を拡大させていくべきかどうかについての正しい判断指針を得るためにも、補助金を交付して実施した事業に関する効果測定の仕組み作りは強く求められるところであり、今後の県における積極的な取り組みが望まれる。

また、各施策メニューの応募状況についてはバラつきがみられており、メニューの改廃についても継続的に検討を行うことが望まれる。

2. 私立高等学校と県立高等学校の比較について

今回は、私立高等学校向けの補助金について検討を行うとともに、県立高等学校の現状についても私立高等学校との対比の観点から検討を行った。その中で特に重要と思われた論点は、「予算編成、予算執行」、「学校評価」及び「ICT整備・事務職員の活用」の3点である。

① 予算編成、予算執行

県立高等学校では光熱水費などの経常的経費が増加している一方、運営費の総額については大きく変化していないため、県立高等学校が自由裁量で使用できる予算が減少している。もちろん予算がなくても教育のための様々な活動は可能であるが、ALTの導入やフィールドワークの実施など、充実した教育のために一定の予算を伴う取り組みが存在することも事実である。

したがって、私立高等学校のように弾力的かつ主体的に活動できるための予算を確保するための仕組み作りが必要である。また、高等学校が個性を發揮するための学校提案型の予算の設置についても検討すべきである。

また、現状では、県立高等学校の個性を打ち出すための経費が私費（育友会会費）によって賄われている実態もみられた。公費として賄うべき経費の範囲を再検討し、公費・私費の区分を整理する必要がある。

② 学校評価

学校評価の仕組みは、学校運営を定期的に自己評価、学校関係者評価、第三者評価を通じて改善するものであり、PDCAによる学校の継続的改善を意図した制度であるといえる。

この取り組みについては、学校評価やPDCAサイクルへの活用に関して、私立高等学校よりも県立高等学校の方が優れた取り組みを行っていると考えられる。

学校評価は自己評価のみであっても一定の効果を有する取り組みであるが、学校関係者や第三者の評価を受けることによって、自己評価とのギャップを把握し、改善に向けた取り組みを促進することができる。

今後は、一定の項目については、共通項目・共通指標として設定するとともに、ホームページにおいて評価結果の開示を行うことで、緊張感を持った形で学校評価制度を運用することにより、PDCA ツールとして更に機能させるべきである。

③ ICT 整備、事務職員の活用

学校現場における ICT 整備について、県立高等学校と私立高等学校において大きな差異がみられた。

県内の県立高等学校では、教職員に PC が行きわたっておらず、普及率は 47.4%にとどまっている。

一方、現地往査を行った私立高等学校では PC が十分整備されており、また ICT の整備による校務業務（テストの採点、成績評価等）の効率化によって、教員の負荷を減らす取り組みがみられた。また事務職員の活用によって、教員が間接的な業務を行わない体制も確認できた。

県立高等学校において ICT の更なる導入や事務職員への業務移管による、間接的・補助的な業務（学年費の徴収など）の分担を見直すことにより、教員がより一層生徒に向き合える時間の創出を進めることが重要である。特に、校務用 ICT については、一部の県立高等学校においても導入されているところであり、導入効果を検証することにより更なる導入促進に向けた検討を進めるべきである。

また、県の教員の年齢別構成割合はいびつな状態となっており、今後、急速に教員の定年退職が進むことが想定される（教員 1,635 人中、55 歳以上が 385 人、50 歳～54 歳が 497 人、合わせて全体の 54%を占める）。少子化に伴い生徒数の減少も見込まれるところであるが、新規採用を考慮しても教員数の減少ペースは生徒数の減少ペース（15 年で約 25%減少）を上回ると想定され、充実した教育環境を維持していく必要がある。

このような状況に鑑みると、ICT 整備、事務職員の活用を進め、教員の業務負荷軽減・教務に専念できる環境の整備は、早急に検討することが必要である。

3. 中長期の目標のあり方について

平成 27 年度から、教育委員会制度が大きく見直され、知事は新たに教育大綱を定めることとされている。

県においても教育大綱（奈良県教育振興大綱）の策定を進めているところであり、特に高等学校に関連する具体的な教育大綱の項目（案）は以下のとおりである。

- ・ 高等学校教育の質の向上
- ・ 世界に伍して活躍するグローバル人材の育成
- ・ 社会的・職業的自立に向けたキャリア・職業教育、就労支援の充実
- ・ 教職員の資質・能力の向上

これまで、県には教育に関する中長期的な目標が明確に定められておらず、どのような目標意識のなかで政策が推進されているのかについて、不透明な部分があったと思われる。今回制定が求められる教育大綱は、目標設定のための重要なツールであるともいえ、奈良県総合教育会議や奈良県教育サミットなどにおいても、教育大綱で定められる目標設定を踏まえた個別施策への展開と、施策実施結果に係る効果測定の体系を整備すべきと考える。

まず、今回監査で取り上げた私立高等学校に対する補助金について、その目標を教育大綱に紐付け、目標達成のための手段として位置づけられるべきである。特に、奈良県では私立高等学校の果たす役割は大きく、進学実績等においても県内をリードする存在であるともいえる。県が目指す教育改善・実現のためにも、県の意識する KPI（Key Performance Indicator、重要業績評価指標）を私立高等学校にも共有してもらい、県立高等学校、私立高等学校ともに県の高等学校教育の底上げのための取り組みを進めていかなければならない。

また、県立高等学校においても、幅広い進路、職業機会の実現にむけた学習環境の提供の観点から、予算制度や学校評価制度を改善しながら、教育内容の充実を図っていく必要がある。

県立高等学校、私立高等学校ともに公教育を担っているのであって、県の公教育がよりよい方向に向かっているのかを測定し、それを改善につなげる PDCA を進めていくことが

必要である。その意味で、教育研究所の更なる活用や人事交流等を通じて、県立高等学校と私立高等学校が情報交換する仕組みを構築すべきである。

最後に、今回の監査を行うなかで、県においては、様々な政策に取り組むにあたっての情報収集が不足しているものと思われた。

県内の高校生の学力、体力、道徳力を高めるための方策を検討する前提として、どのような進路実績があるのか、それは経年比較でどうなのか、どの高等学校が各種の実績を伸ばしているのか、その要因は何なのかを分析する体制作りを強化する必要があると思われる。

以上